

答申第 726 号

令和元年 5 月 29 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 9 月 27 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その 36）（諮問第 771 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月26日付け起案文書、同年8月8日付け起案文書、同月12日付け起案文書、同月15日付け起案文書、同月18日付け起案文書、防犯対策に関するアンケート結果に係る文書、同月19日付け起案文書、特定事件に係る第1回から第5回までの特定会議甲の会議資料、同年9月16日に開催された特定会議乙に係る議事録、同会議の会議資料、同年7月26日から同年9月21日までの間に提出された特定提案文書、同年7月29日から同年9月21日までの記者発表資料、同年7月26日から同年9月23日までの記者会見概要、同年8月8日から同年9月2日までの常任委員会資料及び同月12日から同月13日までの答弁要旨記録を特定し、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月20日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月5日付けで、条例第10条第5項の規定に基づき、本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年7月26日付け起案文書（以下「A文書」という。）、同年8月8日付け起案文書（以下「B文書」という。）、同月12日付け起案文書（以下「C文書」という。）、同月15日付け起案文書（以下「D文書」という。）、同月18日付け起案文書（以下「E文書」という。）、防犯対策に関するアンケート結果に係る文書（以下「F文書」という。）、同月19日付け起案文書（以下「G文書」という。）、特定事件に係る第1回から第5回までの特定会議甲の会議資料（第1回から第5回までの特定会議の会議資料を、それぞれ「H-1文書」、「H-2文書」、「H-3文書」、「H-4文書」、「H-5文書」といい、これらを「H文書」と総称する。）、同年9月16日に開催された特定会議乙に係る議事

録（以下「I文書」という。）、同会議の会議資料（以下「J文書」という。）、同年7月26日から同年9月21日までの間に提出された特定提案文書（以下「K文書」と総称する。）、同年7月29日から同年9月21日までの記者発表資料（以下「L文書」と総称する。）、同年7月26日から同年9月23日までの記者会見概要（以下「M文書」と総称する。）、同年8月8日から同年9月2日までの常任委員会資料（以下「N文書」と総称する。）及び同月12日から同月13日までの答弁要旨記録（以下「O文書」と総称する。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、別表1の $\alpha - 1$ 欄、 $\alpha - 2$ 欄及び $\gamma$ 欄に掲げる情報については個人に関する情報であって特定の個人が識別できる情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、別表1の $\beta$ 欄、 $\delta - 1$ 欄及び $\delta - 2$ 欄に掲げる情報については個人に関する情報であって特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして同号本文を理由に、別表1の $\varepsilon - 1$ 欄、 $\varepsilon - 2$ 欄及び $\zeta$ 欄に掲げる情報については法人に関する情報であって公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして同条第2号本文を理由に、別表1の $\gamma$ 欄、 $\delta - 1$ 欄、 $\delta - 2$ 欄、 $\zeta$ 欄及び $\eta - 1$ 欄から $\eta - 11$ 欄までに掲げる情報については公開することにより県の事務事業に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書等を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消し等を求める審査請求を行った。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第4号柱書又はエ該当性について

ア 別表1の $\gamma$ 欄に掲げる情報

別表1の $\gamma$ 欄に掲げる県への提案制度を利用して送付された信書等の記載内容については、次のとおり、条例第5条第4号柱書には該当しな

いものである。

(ア) 他の自治体では公開されている例があるが、当該自治体における提案制度に支障は生じていない。

(イ) 提案に対する回答文については、回答の使い回しを行っている例が多くみられ、それを理由に非公開とされたおそれがある。

イ 別表1のδ-1欄に掲げる情報

別表1のδ-1欄に掲げる特定事件に関連する特定施設Xの利用者の特定事項に関する情報（以下「特定利用者情報」という。）については、次のとおり、条例第5条第4号柱書には該当しないものである。

(ア) 主権者として、主権者の目で適切な対応がなされたのかを確認して、神奈川県や国際連合障害者権利委員会等に意見を提出する必要性がある。そのため、かかる情報を公開することが条例第1条に適合する。

(イ) 特定事件に関する報道が過熱していたという事情等をもって、条例第5条第4号柱書に該当するとは言えない。

(ウ) 特定利用者情報を公開することにより県の事務事業に支障が生じたとしても、それは特定事件の重大性にかんがみれば当然のことであって、条例第5条第4号柱書に規定される支障には当たらない。また、特定事件の社会的意義は大きいことから、公開すべきである。

(エ) 実施機関は、主権者からの問合せを支障とみなしているが、かかる主張は国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法の下では認められない。

ウ 別表1のδ-2欄に掲げる情報

別表1のδ-2欄に掲げる県精神保健福祉センター所長の発言内容を抜粋したものは、特定施設Xの建替えに関する情報とされているところ、建替事業は財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであることから、かかる情報を公開すべきである。かかる情報を非公開とすれば、神奈川県の民主主義が停滞する。

エ 別表1のζ欄及びη-1欄に掲げる情報

別表1のζ欄に掲げるアンケートの集計結果及び別表1のη-1欄に掲げるアンケート回答施設（県有施設）における具体的防犯体制に関する

る情報は、主権者として、主権者の目で適切な対応がなされたのかを確認して、神奈川県や国際連合障害者権利委員会等に意見を提出する必要性がある。そのため、かかる情報を公開することが条例第1条に適合する。

また、特定事件の重大性や後記カと同様の理由により、かかる情報は、条例第5条第4号柱書には該当しない。

オ 別表1のη-2欄に掲げる情報

別表1のη-2欄に掲げる県職員個人用電子メールアドレスは、公開請求すれば公開される情報であることから、条例第5条第4号柱書には該当しない。

カ 別表1のη-3欄に掲げる情報

別表1のη-3欄に掲げる県施設の具体的防犯体制に関する情報については、次のとおり、条例第5条第4号柱書には該当しない。

(ア) 施設の具体的防犯体制に関する情報

施設の具体的防犯体制に関する情報については、主権者の目で適切に整備されているかを確認し、神奈川県や国際連合障害者権利委員会、子どもの権利委員会や女性差別撤廃委員会等に意見を提出する必要性がある。そのため、公開することが条例第1条に適合する。

また、防犯体制に脆弱な点があれば、早急に改善すべきであり非公開とすべき理由にはならない。市民の生活の場となっている県有施設であれば、一定程度の防犯体制が確保されており、防犯に関する情報であることを理由に非公開とするのは乱暴である。主権者には、施設利用者の安全確保が適切に行われているのかを知り、行政を監視して不適正な行政の是正を求めていく権利があり、その権利の行使に資することが、同条に適合する。

(イ) 常勤・非常勤職員数及び警備員数

常勤・非常勤職員数や警備員数については、公務員の職務遂行方法として公になっているか、公にすることが予定されている情報である。

(ウ) 警備業務委託並びに防犯カメラ及び自動警報装置に関する情報

警備業務委託や防犯カメラの購入、自動警報装置の保守点検整備に

については、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであることから、これらに関する情報は公開されるべきである。非公開とされれば、オンブズ活動に著しい支障を生じ神奈川県の実民主義が停滞する。

キ 別表1のη-4欄に掲げる情報

別表1のη-4欄に掲げる特定施設Xの改修及び建替工事の具体的検討案に関する情報は、前記ウと同様の理由により、条例第5条第4号柱書には該当しない。

ク 別表1のη-5欄に掲げる情報

別表1のη-5欄に掲げる特定事件後にその関係者に対して支出された特定費用の額について、献花料の額が公開されていることにかんがれば、実施機関が説明するおそれは現実のものとはなっていないため、これを非公開とすることは不合理である。

行政の落ち度で惹起された特定事件について、前記支出を行うことは当然の責務であり慣習である。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書には該当しない。

ケ 別表1のη-6欄に掲げる情報

別表1のη-6欄に掲げる特定事務の実施に関する情報は、次のとおり、条例第5条第4号柱書には該当しない。

(ア) かかる情報が記載された文書は「全体スケジュール」と題されたものであり、あくまで予定であって変更があり得るという趣旨が示されており、かかる情報が確定情報であるとは読み取れない。

(イ) 仮に確定情報と読み取られるとしても、当該スケジュールは特定事件の関係者と調整済みと推測される。

(ウ) 他のスケジュールについては公開されており、実施機関が説明する条例第5条第4号柱書にいう支障のおそれは現実のものとなっていない。にもかかわらず、特定事務の抽象的な性質も説明しないことは、整合性が破綻しており、明らかに不自然かつ不合理である。

(エ) かかる情報には、特定事件の関係者を蔑視する差別的表現が記載されているのではないかと強く懸念している。

コ 別表1のη-7欄に掲げる情報

別表1のη-7欄に掲げる福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト及び心理福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトに関する情報については、一般職員にも明らかにしていないものであれば、なおのこと公開すべきである。実施機関は所属長のみが了知している情報である旨説明するが、これは非公開理由とは関係がない。また、これらの情報が同プロジェクトの検討者の意図に反して利用され人事事務に支障が生じる旨の実施機関の説明もあまりに不合理で言語道断であり、かかる弁明は民主主義社会の根幹たる情報公開、国民主権、民主主義及び公務員奉仕制の全否定である。

サ 別表1のη-8欄に掲げる情報

別表1のη-8欄に掲げる新たに開設される児童自立支援拠点に係る関係機関等との具体的調整状況に関する情報について、実施機関は不確定なものであるとして条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するが、かかる情報は、今後変遷していくことが明らかな情報であることから、これを公開したことにより誤解が生じることもなく、同号柱書に言う支障は生じない。

よって、かかる情報は、同号柱書には該当しない。

シ 別表1のη-10欄に掲げる情報

別表1のη-10欄に掲げる児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報については、前記サと同様の理由により、条例第5条第4号柱書には該当しない。

(2) 条例第5条第2号該当性について

ア 別表1のε-1欄及び㊦欄に掲げる情報

別表1のε-1欄に掲げるアンケート回答施設（民間施設）における具体的防犯体制に関する情報及び㊦欄に掲げるアンケートの集計結果については、主権者として、主権者の目で適切な対応がなされたのかを確認して、神奈川県や国際連合障害者権利委員会等に意見を提出する必要性がある。そのため、かかる情報を公開することが条例第1条に適合する。

また、特定事件の重大性にかんがみても、かかる情報は、条例第5条第2号本文には該当しない。

イ 別表1のε-2欄に掲げる情報

別表1のε-2欄に掲げるアンケート回答施設（民間施設）の電話番号は、回答を行った者が自治体の出資団体や指定管理者であれば、当該団体が定める情報公開規程に基づき公開申出することにより、公開されるものであることから、条例第5条第2号本文には該当しない。

(3) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表1のα-1欄に掲げる情報

別表1のα-1欄に掲げるアンケート回答担当者の氏名は、回答を行った者が自治体の出資団体や指定管理者であれば、当該団体が定める情報公開規程に基づき公開申出することにより、職務遂行情報又は指定管理者の役員若しくは職員の氏名として公開される情報であることから、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当し、公表慣行があるという点においても、同号ただし書イに該当する。

イ 別表1のβ欄に掲げる情報

別表1のβ欄に掲げる特定施設Dにおける入所児童の状況として記載された入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称並びに特定施設Eにおける入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況（内科・外科等を除く）に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容は、統計情報であり、個人識別情報とは言えない。また、精神医学の学術雑誌等で病院、学校、刑事収容施設等における別表1のβ欄に掲げる情報に相当する統計情報は公になっており、これを非公開とする理由はない。

ウ 別表1のγ欄に掲げる情報

別表1のγ欄に掲げる県への提案制度の一環として提出された書面等に記載された情報は、他自治体では公開されている例があり、実施機関が説明するようなおそれは現実のものとなっていないため、条例第5条第1号本文に該当せず、たとえ該当したとしても、同号ただし書のすべ



てに該当する。

エ 別表 1 の  $\delta - 1$  欄に掲げる情報

別表 1 の  $\delta - 1$  欄に掲げる特定利用者情報は、利用者の氏名や住所を非公開とすれば、当該利用者の権利利益は侵害されないため、条例第 5 条第 1 号本文には該当しない。

かかる情報は、たとえ同号本文に該当するとしても、同号ただし書のすべてに該当する。

オ 別表 1 の  $\delta - 2$  欄に掲げる情報

別表 1 の  $\delta - 2$  欄に掲げる県精神保健福祉センター所長の発言内容を抜粋したものは、公開したとしても、個人の心的状況が明らかとなるわけではなく、一般的・抽象的・総合的な特定の立場に置かれた人の性質が公開されるだけであって、個人の人格に密接に関連する情報とまでは言えない。かかる情報は、あくまで、特定施設 X の建替事業と関連を有する限度で記載されているにすぎず、個人情報として非公開とするのは、実施機関の情報隠蔽体質の現れである。

(4) 条例第 7 条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、別表 1 に掲げる情報は公開されるべきである。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(6) 理由付記の不備について

本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。

(7) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第 1 条等に反する。

イ 行政文書の写し等の交付方法について

公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用について

行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

4 実施機関（保健福祉局福祉部障害福祉課（平成30年4月1日から福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課））の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第4号柱書又はエ該当性について

ア 別表1のγ欄に掲げる情報

別表1のγ欄に掲げる情報は、県への提案制度を利用して提出された書面等に記載された情報であるところ、自らの提案内容そのものが公開されることは、提案者の予想するところではない。

したがって、提案内容そのものが公開されることとなると、情報の秘匿性を前提とした同制度に対する県民の信頼を失い、同制度の利用を躊躇させる結果を招くことは明らかである。このことは、提案者に対する回答内容にあっても、これを公開することにより提案内容が明らかとなるため、同様の支障が生じるおそれがあると言える。

よって、同制度に基づき提出された提案内容及びそれに対する回答内容については、公開することにより、同制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 別表1のδ-1欄に掲げる情報

別表1のδ-1欄に掲げる特定利用者情報は、当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明らかになっていなかったものであるが、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度の推測が可能な状況にあった。

他方、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、連日、全国的な報道が行われるとともに、特定事情によりその報道が過熱していたことは公知の事実である。

このような状況を前提とすると、かかる情報が明らかとなった場合、報道機関による取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるであろうことは容易に想定されるものである。

よって、特定利用者情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 別表1のδ-2欄に掲げる情報

別表1のδ-2欄に掲げる情報は、特定施設Xの建替えと「こころのケア」に関し、県精神保健福祉センター所長が発言した内容であるところ、その内容は、特定施設Xの運営者、利用者とその関係者、議会等にも明らかにしていなかった情報であり、公開することにより、その内容が県の考え方と捉えられかねず、施設運営者や特定施設Xの利用者とその関係者の心情を害し、特定事件に関する事後対応全般にわたり支障を生ぜしめるおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に該当する。

エ 別表1のζ欄に掲げる情報

別表1のζ欄に掲げる情報は、民間及び県立の障害者福祉施設の防犯対策に関するアンケート集計結果並びにその内容を分析した概要である。これらの情報には具体の施設名は含まれていないものの、県立の障害福祉施設に係る情報については、公開することにより、当該施設の具体的な防犯対策や今後導入を予定している防犯対策が明らかとなり、防犯対策上、相対的に脆弱な点を知らしめるおそれがあるものである。かかる場合、県の最低限の責務である当該施設の利用者の安全面の確保に支障を生じさせ、ひいては当該施設における事務事業の遂行にも支障を生じさせるおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

オ 別表1のη-1欄に掲げる情報

別表1のη-1欄に掲げる情報は、県立の障害福祉施設における現状の具体的な防犯対策や今後実施する防犯対策の検討状況について実施機関が照会し、各施設から回答されたアンケート票上の情報であって、前

記エと同質の情報であることから、前記エと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

カ 別表1のη-2欄に掲げる情報

別表1のη-2欄に掲げる情報は、実施機関が行ったアンケートの問合せ及び回答先担当者となっている職員個人に割り当てられた県職員個人用電子メールアドレスであって、一般に公にしているものではないものである。したがって、公開することにより、悪意のある第三者からのウィルス付きメールを送りつけられること等により、庁内ネットワークシステムに深刻な被害がもたらされる危険性を高め、実際に被害が生じた場合には、職務上甚大な支障が生じるばかりか、影響が外部に及べば、行政機関としての信頼が著しく失墜するおそれがある。また、業者によるダイレクトメールやウィルスメールなどの到達のおそれが増大するなど、当該職員の業務及び所属業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれもある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

キ 別表1のη-3欄に掲げる情報

別表1のη-3欄に掲げる情報は、県立の障害福祉施設における具体的防犯体制に関する情報であって、前記エと同質の情報であることから、前記エと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

ク 別表1のη-4欄に掲げる情報

別表1のη-4欄に掲げる情報は、特定施設Xの再生に向けた検討過程にある同施設の改修及び建替工事の具体的検討案であって、同施設の運営者、利用者、議会等にも明らかにしていなかったものである。したがって、かかる情報は、これを公開した場合、同施設の運営者、利用者等と行ってきた同施設の再生に向けたこれまでの調整について疑念を抱かれ、相互の信頼関係の下で行われる以後の調整に支障が生じるおそれがあるものである。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ケ 別表1のη-5欄に掲げる情報

別表1のη-5欄に掲げる情報は、特定事件後にその関係者に対して

支出された特定費用の額であるところ、かかる情報を公開すると、当該関係者の心情を害する等のおそれがあり、特定事件に関する事後対応全般にわたり支障を生ぜしめるおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に該当する。

コ 別表1のη-6欄に掲げる情報

別表1のη-6欄に掲げる情報は、特定事件に係る県の特定事務に関するスケジュールであるところ、当該特定事務は、特定事件の関係者との調整なくしてなし得ないものであるが、かかる調整を行う前段階の全くの未確定情報として記載されているにもかかわらず、その記載態様から、あたかも確定情報であるかのように読み取れるものである。そのため、かかる情報を公開した場合、特定事件の関係者に対し、県が当該特定事務の実施を独断で決定しているような誤解を与え、特定事件の関係者との信頼関係を失うおそれがあり、当該特定事務の遂行に支障を生じるおそれがあるのみならず、特定事件に関する事後対応全般にわたり、支障を生じさせるおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

サ 別表1のη-7欄に掲げる情報

別表1のη-7欄に掲げる情報は、福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト及び心理系福祉職キャリアパス検討プロジェクトに関する情報である。

(ア) 福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトに関する情報

福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトとは、福祉専門職のキャリア形成の道筋を整理するためのプロジェクトであるところ、本件請求時にあっては、同プロジェクトの検討を始めるか否かを検討し始めた段階にすぎない未成熟のものであり、本件処分により非公開としたその内容についても、同プロジェクト案を検討する所属長にのみ了知されているものであって、同プロジェクトの検討事項の対象となる一般職員には知らせていない状態にあった。このため、かかる情報が必要な補足説明を伴わないまま公開されると、記載された内容について誤解を生じさせるおそれや同プロジェクト検討者の意図に反して利用

されるおそれがあり、県保健福祉分野における人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号エに該当する。

また、かかる支障が生じると、同プロジェクトの検討自体にも支障を生じさせるおそれがあるため、その他事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書にも該当する。

(イ) 心理系福祉職キャリアパス検討プロジェクトに関する情報

心理系福祉職キャリアパス検討プロジェクトに関する情報とは、福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトと同様の人材育成に関するプロジェクトであり、検討状況や周知の状況も福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトと同様の状況にあったものである。

したがって、前記(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号エ及び柱書に該当する。

シ 別表1のη-8欄に掲げる情報

別表1のη-8欄に掲げる情報は、児童自立支援拠点の開設に係る実施機関と関係機関等との具体的調整状況に関する情報であって同拠点における学校教育に係る費用負担や教員配置等の開設調整事務に係る情報であり、これらの情報を公開すると、不確定な情報が公になることで関係機関等に過度な期待や不安を抱かせ、その内容が関係機関等の意向に反する内容であった場合には、以後の調整に多大な労力を要することとなるものである。また、かかる場合にあっては、関係機関等との調整が遅れることにより同拠点の開設に遅れが生じるおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ス 別表1のη-9欄に掲げる情報

別表1のη-9欄に掲げる情報は、児童自立支援拠点の基本理念案であるところ、同拠点にあっては、その基本理念案に基づいて基本方針を定めるところ、かかる情報が必要な補足説明を伴わないまま公開されると、県所管の児童福祉施設の関係者に対して、基本理念が決定し、当該理念に基づいて基本方針が決定したような誤解を生じさせるおそれがある

る。そして、県所管の児童福祉施設は県が示す各種方針を参考に事業を展開していることから、未成熟な基本方針に基づき、県内の児童福祉施設から児童の受入要請や支援要請があることにより、児童の発達段階に応じた切れ目のない総合的な支援や、県所管域における総合的な支援のネットワークの構築など、児童自立支援拠点が目指す本来の理念や方針を実現できなくなるおそれがあるものである。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

#### セ 別表1のη-10欄に掲げる情報

別表1のη-10欄に掲げる情報は、児童自立支援拠点の竣工式及び内覧会実施案に関する情報である。これらの情報は調整中の不確定な内容であり、公開することにより、関係各方面から招待者の確認の問合せや、招待者の調整などの要望が出る可能性があるが、会場には物理的な限界があり、招待者をいたずらに増やすことはできないものである。また、これに加え、内覧会の追加実施を求められるおそれもある。

よって、これらの情報は、公開することにより、竣工式等の出席者の調整事務を増大させ、ひいては同拠点開設事務に支障を来すおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

#### ソ 別表1のη-11欄に掲げる情報

別表1のη-11欄に掲げる情報は、児童自立支援拠点に統合される特定施設D、特定施設F等からの入所者及び物品の移転スケジュール案並びに関係所属の業務分担案が記載されているところ、これらの情報を公開することにより、入所者及び物品の移転に当たっての防犯対策上脆弱な部分が明らかとなり、入所者の安全の確保及び県有財産の適正な管理に支障が生じることは明らかであるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

### (2) 条例第5条第2号該当性について

#### ア 別表1のε-1欄に掲げる情報

別表1のε-1欄に掲げる情報は、実施機関から民間の障害福祉施設に対し、現状の具体的な防犯対策や今後実施する防犯対策の検討状況について照会し、各施設から回答されたアンケート票上の情報であって、

公開することにより、当該施設の具体的防犯対策や今後導入を予定している防犯対策が明らかとなり、防犯対策上、相対的に脆弱な点を知らしめるおそれがあるものである。かかる場合、当該施設の最低限の責務である当該施設の利用者の安全面の確保に支障を生じさせ、ひいては当該施設における障害福祉サービスの提供にも支障を生じさせるおそれがある。

よって、かかる情報を公開した場合、当該施設を運営する法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため、これらの情報は、条例第5条第2号本文に該当する。

また、かかる情報を公開することにより保護される人の生命、身体、健康、生活又は財産の利益と、これを公開しないことにより保護される法人の権利利益とを比較衡量した場合、前者の利益を保護する必要性が後者のそれを上回るとは認められないため、かかる情報は同号ただし書には該当しない。

#### イ 別表1のε-2欄に掲げる情報

別表1のε-2欄に掲げる情報は、民間の障害福祉施設の一般に公にされていない電話番号であって、公開することにより、迷惑電話等により当該施設を運営する法人の業務に支障を生じさせ、その正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号本文に該当する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書にも該当しないことは明らかである。

#### ウ 別表1のζ欄に掲げる情報

別表1のζ欄に掲げる情報は、前記(1)エのとおりであるところ、これらの情報には、具体の施設名は含まれていないものの、民間の障害福祉施設に係るものについては、公開することにより、当該施設の具体的防犯対策や今後導入を予定している防犯対策が明らかとなり、防犯対策上、相対的に脆弱な点を知らしめるおそれがあるものである。かかる場合、当該施設運営における安全面の確保に著しい支障が生じ、当該施設において提供する施設入所者支援等の障害福祉に関するサービスの提供に支障を生じさせるおそれがある。



よって、かかる情報は、当該施設を運営する法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、条例第5条第2号本文に該当する。

また、かかる情報を公開することにより保護される人の生命、身体、健康、生活又は財産の利益と、これを公開しないことにより保護される法人の権利利益とを比較衡量した場合、前者の利益を保護する必要性が後者のそれを上回るとは認められないため、かかる情報は同号ただし書には該当しない。

(3) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報は、アンケート回答担当者の氏名等であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことも明らかである。

イ 別表1の $\alpha-2$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-2$ 欄に掲げる情報は、警部補以下の階級にある警察官の姓であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、警部補以下の階級にある者の氏名については、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、かかる情報も同号ただし書イには該当せず、かかる情報の性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ 別表1の $\beta$ 欄に掲げる情報

別表1の $\beta$ 欄に掲げる情報は、特定施設Dにおける入所児童の状況として記載された入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称並びに特定施設Eにおける入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目におけ

る該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況（内科・外科等を除く）に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容であって、それぞれの事由に該当する入所者の氏名が記載されているわけではない統計的な情報であって、個人を識別できる情報には該当しないものの、その内容は、入所に至る具体的理由、家族状況及び疾患・障害の具体的名称に及んでおり、個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであることから、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する。

よって、これらの情報は、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

#### エ 別表1のγ欄に掲げる情報

別表1のγ欄に掲げる情報は、県への提案制度の一環として送付された信書等の記載内容であって、特定の個人が識別される情報が記載されていることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

#### オ 別表1のδ-1欄に掲げる情報

別表1のδ-1欄に掲げる特定利用者情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に当たるため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報の内容にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

#### カ 別表1のδ-2欄に掲げる情報

別表1のδ-2欄に掲げる情報は、特定施設Xの建替えと「こころのケア」に関し、県精神保健福祉センター所長が発言した内容であるところ、かかる情報は、同行った特定施設Xの職員との面談結果を踏まえたものである。

かかる情報には氏名が含まれていないため、特定の個人を識別するこ

とはできないものの、その内容は、特定施設Xの職員との面談により得られた同人らの心的状況に関するものであって、その人格と密接に関連するものであることから、かかる情報を公開した場合、個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

よって、かかる情報は、条例第5条第1号本文に該当する。

また、その内容にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(4) 条例第7条該当性について

別表1に掲げる情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条の規定に基づく裁量的公開を行うべきものではない。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であることや解釈上、行政文書に該当しないと判断したことが違法である旨主張しているが、平成28年10月5日付けで、条例第10条第5項の規定に基づき、同年11月21日までに本件請求の対象となる文書の相当の部分の諾否の決定を行い、残りの文書については平成29年9月20日までに諾否の決定を行う旨の決定を行っており、本件処分は本件請求の対象となる文書すべてについて諾否の決定をしたものではないため、かかる主張は失当である。

(6) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録した

ものを交付すべきであること、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、これらの主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。したがって、これらの点が審査請求の理由となることはない。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 条例第5条第4号柱書又はエ該当性について

#### ア 条例第5条第4号柱書又はエ該当性

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられている情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

また、同号エは、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」がある情報を非公開とすることができるとしている。

そこで、別表1の $\gamma$ 欄、 $\delta-1$ 欄、 $\delta-2$ 欄、 $\zeta$ 欄及び $\eta-1$ 欄から $\eta-11$ 欄までに掲げる情報の同号柱書又はエ該当性について、以下、検討する。

#### イ 別表1の $\gamma$ 欄に掲げる情報

(ア) 専用様式、フォームメール及び自由書式による各提案文書に記載された情報

a 専用様式、フォームメール又は自由書式による各提案文書に記載された提案内容そのものに係る情報

当審査会が確認したところ、別表1のγ欄に掲げる情報のうち、専用様式、フォームメール及び自由書式による各提案文書に記載された情報は、県への提案制度に則って提出されたものと認められるところ、同制度にあっては、提案内容及び回答の要旨を個人が特定されないように編集した上でホームページ等において公表することがある旨を定めていることが認められる。かかる点を踏まえると、実施機関が説明するとおり、その提案内容そのものが公開されることは、提案者にとって想定するところではなく、これを公開することは同制度の運用の前提を実施機関自らが覆すことになり、県民に同制度の利用をためらわせる結果を招来するおそれがあると認められる。

よって、専用様式、フォームメール又は自由書式による各提案文書に記載された提案内容そのものに係る情報は、これを公開することにより、同制度の運用に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

他方、これらの文書のうち、別表3のγ欄に掲げる情報については、専用様式やフォームメールの仕様上、共通的に記載されたものにすぎず、これを公開したとしても、同制度の運用に支障を及ぼすおそれがあると認めることは困難であるため、同号柱書には該当しないと判断する。

b フォームメールによる提案文書に記載された県業務用電子メールアドレス

当審査会が確認したところ、フォームメールによる提案文書に記載された県業務用電子メールアドレスは、フォームメールを受信又は転送するために利用されている一般に公にされていない電子メールアドレスであると認められるところ、これを公開すると、提案制度とは無関係の問合せや営利目的のダイレクトメール等が送付され、同制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(イ) 特定のフォームメールによる提案の経過処理文書の記載内容

当審査会が確認したところ、特定のフォームメールによる提案の経過処理文書は、当該フォームメールへの対応を行うために関係所属において作成されたものであると認められるが、その記載内容は、当該フォームメールにおける提案内容に言及しているものであるため、提案内容と一体的なものであると評価することができる。

よって、かかる情報は、前記(ア)前段と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(ウ) 処理票における件名及び要旨の内容

前記(ア)のとおり、県への提案制度にあっては、提案内容及び回答の要旨を個人が特定されないように編集した上で公表することがあることを定めているところ、処理票における具体の件名及び要旨の内容は、提案内容から個人が特定され得る情報を除外し、その内容を簡潔にまとめたものであって、同制度において公表を予定している程度の情報にすぎないと認められる。したがって、これを公開したとしても、県民に同制度の利用をためらわせる結果を招来するおそれがあると認めることは困難である。

よって、処理票における件名及び要旨の内容は、条例第5条第4号柱書には該当しないと判断する。

(エ) 回答文に記載された情報

別表1のγ欄に掲げる情報のうち、回答文に記載された情報について、実施機関は、これを公開すると提案内容が明らかとなり、県民に提案制度の利用をためらわせる結果を招来するおそれがある旨説明するが、当審査会が確認したところ、回答文において提案内容に言及している部分は、いずれも、前記(ウ)において条例第5条第4号柱書に該当せず公開すべきと判断した処理票における要旨に相当する内容にとどまっているものと認められ、その余の部分についても、後記(3)カのとおり同条第1号本文に該当することが明らかな提案者の氏名を除けば、これを公開することにより、同制度の利用をためらわせる結果を招来するような情報はないと認められる。

よって、回答文に記載された提案者の氏名以外の情報は、同条第4

号柱書に該当しないと判断する。

(オ) 窓口広聴事案処理カードにおける件名の内容部分及び窓口広聴受付カードに記載された情報

当審査会が確認したところ、窓口広聴事案処理カード及び窓口広聴受付カードは、前記(ア)、(ウ)及び(エ)における文書が運用されている県への提案制度とは別の広聴事務の一環として作成された文書であることが認められる。そして、当該事務にあつては、県への提案のみならず、県の業務に関する照会、苦情、問合せ等に対応し、県政への県民参加を積極的に推進することを目的としていると認められるが、県への提案制度と異なり、その提案内容や照会内容、苦情内容、問合せ内容等を公表することは予定されていないものと認められる。したがって、かかる点を考慮すると、窓口広聴事案処理カードにおける件名の内容部分及び窓口広聴受付カードに記載された情報のうち、窓口広聴事案処理カードにおける所在地、氏名、性別及び要旨の内容部分については、これを公開すると、県民による県への照会、提案、苦情、問合せ等をためらわせ、県政への県民参加の積極的推進を図ることを目的とする同事務の遂行に支障を及ぼすものと認められるため、条例第5条第4号柱書に該当するが、その余の部分については、かかる支障を及ぼすおそれがあると認めることは困難であるため、同号柱書には該当しないと判断する。

(カ) 審査請求人の主張

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)アのとおり種々主張するが、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

ウ 別表1のδ-1欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、特定利用者情報は、実施機関が説明するとおり、特定事件当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明らかになっていない一方で、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度、その内容の推測が可能な状況にあったと認められる。

また、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあつても、全国的

な報道が行われ、特定事情によりその報道が過熱していたことも認められる。

このような状況を前提とすると、特定利用者情報については、公開することで、報道機関からの取材により県の特定の事務事業に支障を生じさせるおそれがあったと認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)イのとおり、特定事件の重大性にかんがみれば、特定利用者情報を公開することにより、県の事務事業に支障が生じたとしても、同号柱書に規定される支障には当たらない旨等を主張するが、これは、同号柱書にいう「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「適正」性に関する主張であるとも考えられるため、以下、念のために検討する。

同号柱書にいう「適正」性とは、非公開情報を公開することによる支障のみならず、公開することにより得られる利益をも考慮すべきとする趣旨と解されるが、当審査会が確認したところ、特定利用者情報を公開したとしても、これにより得られる情報の内容にかんがみれば、これにより得られる利益を想定することは困難であり、仮に得られる利益があったとしてもそれは軽微なものであって、これを公開することによる支障を上回るものであると認めることは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することができず、その余の主張についても、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

#### エ 別表1のδ-2欄に掲げる情報

実施機関は、別表1のδ-2欄に掲げる情報が、条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するが、後記(3)キのとおり、かかる情報は、同条第1号本文に該当すると認められるため、同条第4号柱書該当性を検討する必要はないと解する。

#### オ 別表1のζ欄に掲げる情報

別表1のζ欄に掲げる情報は、実施機関から民間及び県立の障害福祉



施設に対し、現状の具体的な防犯対策や今後導入を予定している防犯対策に関し照会を行った結果を集計、分析したものであり、当審査会が確認したところ、これらの情報には、具体の施設名までは記載されていないものの、障害福祉施設の類型ごとに、防犯カメラや防犯フィルムといった具体の防犯対策別にその導入状況、導入予定等が整理され、このほかにも、個別的に導入が検討されている具体の防犯対策の内容が記載されているものと認められる。したがって、これらの情報を公開した場合、該当する障害福祉施設が少ない類型にあつては、その具体的防犯体制を明らかにするに等しく、また、ほぼすべての施設において導入されている防犯対策にあつては、各施設において、当該防犯対策が導入されていることを明らかにすることとなると認められる。そして、かかる場合にあつては、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

#### カ 別表1の $\eta-1$ 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1の $\eta-1$ 欄に掲げる情報は、前記オに掲げる集計結果の元となった、県立の障害福祉施設が回答したアンケート票に記載された当該施設における具体的防犯体制に関する情報であり、これらの情報には、防犯カメラ、防犯フィルム、通報装置の有無等といった具体的な防犯対策の内容が含まれており、前記オに掲げる情報をさらに具体化したものであると認められることから、前記オと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

#### キ 別表1の $\eta-2$ 欄に掲げる情報

別表1の $\eta-2$ 欄に掲げる情報は、県職員個人用電子メールアドレスであり、当審査会が確認したところ、かかる電子メールアドレスは一般に公にされているものではなく、実施機関が説明するとおり、公開することにより、これらのメールアドレスを利用している事務とは無関係の問合せや営利目的のダイレクトメール等が送付され、同事務の適正な遂

行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)オのとおり、かかる情報を公開すべき旨主張するが、同人独自の見解であって、当審査会の前記判断を覆すものではない。

#### ク 別表1のη-3欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のη-3欄に掲げる情報のうち、別表2のη-3欄に掲げるものは、県施設の具体的防犯体制に関する情報であり、前記カに掲げる情報と同質の情報であると認められることから、前記オと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

他方、別表1のη-3欄に掲げる情報のうち、別表3のη-3欄に掲げるものは、特定事件への対応に要する予算要求の時期に関する一般的な情報（I文書）並びに防犯対策マニュアルの有無を示すにすぎない情報、既に公にされている特定事件への対応内容及び県施設の具体的防犯体制には直接的にかかわらない情報（J文書）であって、公開したとしても、県施設の安全面の確保に支障を生じるようなものとは認められないため、同号柱書には該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)カのとおり種々主張するが、同人独自の見解であって、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

#### ケ 別表1のη-4欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のη-4欄に掲げる情報は、特定事件の事後対応の一環として行われる特定施設Xの改修又は建替えに関する具体的検討案であると認められる。

そして、かかる情報は、特定施設Xのその後の在り方に大きく影響する情報であり、その在り方について大きな議論となったことは公知の事実であることに照らすと、当時、かかる情報が何らの事前説明を伴うことなく公開された場合には、特定施設Xのその後の在り方を含めた特定事件全般の事後対応にわたる、施設運営者、特定施設Xの利用者等との

調整事務に支障を及ぼすことは容易に想定されるものである。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)キのとおり、かかる情報を公開すべき旨主張するが、同人独自の見解であって、当審査会の前記判断を覆すものではない。

コ 別表1のη-5欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のη-5欄に掲げる情報は、特定事件後にその関係者に対して支出された特定費用の額であって、かかる情報は公開しないことが社会的慣行として認められる。また、実施機関が説明するとおり、かかる情報を公開すると、当該関係者の心情を害する等、県と当該関係者との円滑な協力関係に支障を及ぼし、もって、特定事件に関する事後対応全般にわたり支障を生じさせるおそれがあると認められることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は前記3(1)クのとおり種々主張するが、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

サ 別表1のη-6欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のη-6欄に掲げる情報は、実施機関が説明するとおり、特定事件の関係者との調整なくしてなし得ない特定事務のスケジュールに関する情報であって、その記載態様にかんがみると、当該スケジュール作成時にあって、既に当該特定事務の実施が確定したものであるかのように読み取れるものであると認められる。

したがって、かかる情報を公開した場合、特定事件の関係者の意向とは関係なく、県が独断で特定事務の実施を決定したとの誤解を特定事件の関係者に与え、特定事件の関係者との信頼関係を失うおそれがあると認められる。かかる場合、当該特定事務の遂行に支障が生じるおそれがあるのみならず、特定事件の関係者との調整なくしてなし得ない特定事件に関する事後対応全般にわたり、支障を生じさせるおそれがあると認められることから、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)ケのとおり、他の

スケジュールは公開されているにもかかわらず、特定事務に関するスケジュールのみ非公開とされ、かつ、特定事務の抽象的な性質の説明がないことは明らかに不自然かつ不合理である旨等主張するが、当審査会が確認したところ、特定事務は、他に公開されている事務とはその性質を大きく異にするものであり、特定事務の内容に照らせば、その内容を抽象的にでも説明すると、他の情報と照合することにより、その内容が明らかとなると認められることから、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、審査請求人のその余の主張についても、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

#### シ 別表1のη-7欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のη-7欄に掲げる福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト及び心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトに関する情報は、実施機関が説明するとおり、各職にある者のキャリア形成の在り方を検討するもので、本件請求時において、検討を行うか否かの検討を始めた最初期の段階のものであり、これらのプロジェクトの対象となる一般職員には周知していない状況であったことが認められる。そして、人材育成等の人事制度に関する情報は、職員の異動や昇格といった今後携わる職務の内容にも密接に関連した情報であることにかんがみれば、これらの情報に対する職員の関心が高いことは容易に想定されるものである。また、これらのプロジェクトが検討の最初期の段階であったことを考慮すると、これらのプロジェクトで検討対象となった各職にある者のキャリア形成の在り方についても、検討を経る過程において様々な修正等が行われることも容易に想定される。

したがって、これらの事情にかんがみれば、検討の最初期の段階にあるかかる人材育成プロジェクトに関する情報を公開すると、今後修正が想定される未確定情報を相当程度の確実性がある情報と職員に認識させ、現行の人事制度ではなく、検討過程にある当該未確定情報に則ったキャリア形成を営もうとする者を生じさせるおそれも否定できず、そこに至らないまでも、現行の人事制度が切り替わることを前提に、現行の人事制度を軽視する者を生じさせ、現行の人事制度の運用に支障を生じさせ

るおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号エに該当すると判断する。

なお、実施機関は、これらの情報が同号柱書にも該当する旨説明するが、前記のとおり、これらの情報は同号エに該当すると認められるため、同号柱書該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

また、この点について、審査請求人は前記3(1)コのとおり種々主張するが、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

#### ス 別表1のη-8欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のη-8欄に掲げる情報のうち、別表2のη-8欄に掲げるものは、児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報であって、その内容は、同拠点における学校教育の費用負担等関係機関との各種調整に関する具体的な情報であると認められる。そして、かかる情報は、調整の最中にあるものであったことにかんがみると、これを公開した場合、公開された情報が調整対象者の意図に合致していなかったときには、以後の調整事務を増大させるであろうことは容易に想定されるものである。そして、このような事態が生じた場合には、同拠点の開設そのものに遅れが生じるおそれも認められる。

よって、別表1のη-8欄に掲げる情報のうち、別表2のη-8欄に掲げるものは、公開することにより、当該調整事務及び同拠点開設事務に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

他方、別表1のη-8欄に掲げる情報のうち、別表3のη-8欄及び別表2のθ欄に掲げるものは、I文書に記載された報告事項の項目名、本件請求時に既に公になっている情報等にすぎず、公開することにより、同拠点の開設調整事務に支障を及ぼすおそれのある情報とは認められないため、同号柱書には該当しないと判断する。

もっとも、当審査会が確認したところ、別表2のθ欄に掲げる情報は、

児童自立支援拠点に関するある未確定情報であり、今後、所定の手続をもって正式決定される内容であるにもかかわらず、あたかも正式決定したかのように記載され、かかる情報が公開された場合、正式手続における決定に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められることから、同号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は前記3(1)サのとおり、かかる情報を公開すべき旨主張するが、当審査会の前記判断を覆すものではない。

セ 別表1のη-9欄に掲げる情報

別表1のη-9欄に掲げる情報は、児童自立支援拠点の基本理念案であり、この点について、実施機関は、必要な説明を伴わずかかる情報を公開すると、県所管の児童福祉施設関係者に当該基本理念に基づく基本方針が決定したと誤解させ、ひいては、同拠点が目指す本来の理念や方針が実現できなくなる旨説明する。

しかしながら、かかる説明には飛躍があると言わざるを得ず、かかる情報を公開することで、同拠点の本来の理念や方針が実現できなくなると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書には該当しないと判断する。

ソ 別表1のη-10欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のη-10欄に掲げる情報のうち、別表2のη-10欄に掲げるものは、児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報のうち、竣工式・内覧会への招待候補者及び開催日時に関するものであると認められる。そして、実施機関が説明するとおり、会場に物理的限界がある中であっては、竣工式・内覧会への招待者を一定数以下にしなければならないという制約があり、こうした状況下で、調整中の段階にある招待者の情報や竣工式の日程を公開すると、関係者から招待者への追加要望や竣工式等の複数回開催の要望がなされ、竣工式等の開催事務に支障を及ぼすおそれが認められる。

よって、別表1のη-10欄に掲げる情報のうち、別表2のη-10欄に

掲げるものは、公開することにより、竣工式等の開催事務に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

他方、別表1のη-10欄に掲げる情報のうち、別表3のη-10欄に掲げるものは、竣工式等の開催趣旨、開催場所、一般的なものとどまる式典内容等であって、これを公開したとしても、招待者の追加要望や竣工式等の複数開催の要望を招来するおそれのある情報とは認められないため、同号柱書には該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は前記3(1)シのとおり、これらの情報を公開すべき旨主張するが、当審査会の前記判断を覆すものではない。

#### タ 別表1のη-11欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のη-11欄に掲げる情報のうち、別表2のη-11欄に掲げるものは、児童自立支援拠点への引越しに関する情報のうち、特定施設D及び特定施設Fから同拠点への入所者の移動を含めた引越しの具体的スケジュールであることが認められる。そして、実施機関が説明するとおり、かかる情報は、公開することにより、引越し時に生じるこれら施設における防犯上脆弱なタイミングを明らかにし、その入所者の安全の確保に支障を生じるおそれがあると認められる。

よって、別表1のη-11欄に掲げる情報のうち、別表2のη-11欄に掲げるものは、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

他方、別表1のη-11欄に掲げる情報のうち、別表3のη-11欄に掲げるものは、当該引越しにより生じる事務の分担を示したものの等にすぎず、これを公開したとしても、引越し時に生じる特定施設D及び特定施設Fの防犯上脆弱なタイミングを明らかにするものとは認められないため、同号柱書には該当しないと判断する。

#### (2) 条例第5条第2号該当性について

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが

あるもの」は非公開とすることができると規定している。

もつとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は公開すると規定している。

そこで、別表1のε-1欄、ε-2欄及びㇿ欄に掲げる情報の同号該当性について、以下、検討する。

なお、別表1のㇿ欄に掲げる情報は、前記(1)オのとおり、同条第4号柱書に該当すると認められるが、かかる情報は、民間及び県立の障害福祉施設における具体的防犯体制に関する情報が、複合的に組み合わさったものであって、両者を峻別することが困難な情報であることから、同条第2号本文該当性についても、検討することとする。

#### ア 別表1のε-1欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のε-1欄に掲げる情報は、実施機関から民間の障害福祉施設に対し、現状の具体的な防犯対策や今後導入を予定している防犯対策に関し照会を行った際に回答されたアンケート票に記載された民間の障害福祉施設における具合的防犯体制に関する情報であると認められる。そして、これらの情報には、防犯カメラ、防犯フィルム、通報装置の有無等といった情報が含まれていることにかんがみると、実施機関が説明するとおり、公開することにより、当該施設の具体的防犯体制や今後導入を予定している防犯対策が明らかとなり、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、当該施設における福祉サービスの提供にも支障を生じさせるおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、当該施設を運営する法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報が障害福祉施設の具体的防犯体制に関する情報であることにかんがみれば、これを公開することで、人の生命、身体等の利益の保護につながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。



よって、かかる情報は、同号ただし書には該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(2)アのとおり種々主張するが、同人独自の見解であって、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

イ 別表2のε-2欄に掲げる情報

別表2のε-2欄に掲げる情報は、民間の障害福祉施設における一般に公にされていない電話番号であって、実施機関が説明するとおり、公開することにより、迷惑電話等の対象となり、当該障害福祉施設を運営する法人の業務に支障を生じさせ、その正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報が電話番号にすぎないことにかんがみれば、これを公開することで、人の生命、身体等の利益の保護につながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は、同号ただし書に該当しないと判断する。

ウ 別表1のζ欄に掲げる情報

別表1のζ欄に掲げる情報は、実施機関から民間及び県立の障害福祉施設に対し、現状の具体的な防犯対策や今後導入を予定している防犯対策に関し照会を行った結果を集計、分析したものであり、当審査会が確認したところ、これらの情報には、具体の施設名までは記載されていないものの、障害福祉施設の類型ごとに、防犯カメラや防犯フィルムといった具体の防犯対策別にその導入状況、導入予定等が整理され、このほかにも、個別的に導入が検討されている具体の防犯対策の内容が記載されているものと認められる。したがって、これらの情報を公開した場合、該当する障害福祉施設が少ない類型にあっては、その具体的防犯体制を明らかにするに等しく、また、ほぼすべての施設において導入されている防犯対策にあっては、各施設において、当該防犯対策が導入されていることを明らかにすることとなると認められる。

よって、これらの情報は、前記アと同様に、公開することにより、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるものであることから、前記アと同様の理由により、条例第5条第2号本文に

該当し、同号ただし書には該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(2)アのとおり種々主張するが、同人独自の見解であって、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

### (3) 条例第5条第1号該当性について

#### ア 判断対象

実施機関は、別表1の $\alpha-1$ 欄、 $\alpha-2$ 欄、 $\beta$ 欄、 $\gamma$ 欄、 $\delta-1$ 欄及び $\delta-2$ 欄に掲げる情報が条例第5条第1号本文に該当する旨説明するが、前記(1)イ及びウのとおり、別表1の $\gamma$ 欄に掲げるもののうち、別表2の $\gamma$ 欄に掲げるものは同条第4号柱書に該当するため、また、別表1の $\delta-1$ 欄に掲げるものも同号柱書に該当するため、同条第1号本文該当性を検討するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

そこで、以下においては、別表1の $\alpha-1$ 欄、 $\alpha-2$ 欄、 $\beta$ 欄及び $\delta-2$ 欄に掲げる情報並びに別表1の $\gamma$ 欄に掲げる情報のうち同条第4号柱書に該当すると判断したもの以外の情報の同条第1号該当性について検討する。

#### イ 条例第5条第1号該当性

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

そこで、前記アに掲げる情報の同号該当性について、以下、検討する。

#### ウ 別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報は、実施機関が民間及び県立の障害福祉施設に対し行った防犯対策に係るアンケート票に記載された回答を行った民間施設の担当者の氏名等であることが認められる。

これらの情報は、いずれも、個人の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

もっとも、これらの情報にあっても、特定の個人を識別又は識別し得る氏名等別表2の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報を除いた別表3の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報は、公開したとしても、当該個人の権利利益が害されないものであると認められる。

よって、別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報のうち、別表3の $\alpha-1$ 欄に掲げるものについては、条例第6条第2項の規定に基づき部分公開すべきであるが、別表2の $\alpha-1$ 欄に掲げるものについては、条例第5条第1号本文に該当するものとして非公開とすべきと判断する。

なお、この点について、審査請求人は前記3(3)アのとおり、回答を行った障害福祉施設が条例に基づく情報公開規程を有する出資団体や指定管理者であれば、これらの情報は、当該情報公開規程に基づく公開申出により公開される情報であるとして、同号ただし書ア及びイに該当する旨主張するが、同号ただし書アに基づき公開を行うのは、法令等の規定に基づき、公開請求の時点において当該情報が既に何人にも知り得る状態となっている場合であり、また、同号ただし書イに基づき公開を行うのは、当該情報が慣行として現に不特定多数の一般人に知り得る状態にあるか、知ることが予定されている場合であり、いずれも、これを非公開とすることにより守るべき法益が存しないため、かかる規定が設けられたものと解される。

これを本件について見ると、出資団体等が定める情報公開規程は出資

団体等が定める規程にすぎず、法律又は条例の規定に基づくとは言えないという点で同号ただし書アの適用はなく、公開申出をした場合であっても、当該出資団体等の公開するという回答を経て初めて公にされるものであって、たとえそのすべてが公開される情報であったとしても、公開請求の時点において、既に不特定多数の一般人に知り得る状態にあったということはできないことから、同号ただし書イの適用もないと解するのが相当である。

よって、審査請求人のいずれの主張についても採用することはできない。

#### エ 別表1の $\alpha-2$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-2$ 欄に掲げる情報は、警部補以下の階級にある警察官の姓であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、警部補以下の階級にある警察官の氏名については、神奈川県職員録や新聞の異動記事においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、その姓についても、同号ただし書イには該当せず、職務遂行の内容に関する情報にも当たらないことから同号ただし書ウに該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、警部補以下の階級にある警察官の姓については、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

#### オ 別表1の $\beta$ 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1の $\beta$ 欄に掲げる情報は、特定施設Dにおける入所児童の状況として記載された入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称並びに特定施設Eにおける入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況（内科・外科等を除く）に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容であると認められる。

そして、実施機関が説明するとおり、これらの情報は、それぞれの事由に該当する入所者の無記名の統計情報であるため、個人を識別できる情報には該当しないと認められる。

この点について、審査請求人は、前記3(3)イのとおり、これらの情報が個人を識別できない統計情報であって、精神医学雑誌等でこれに相当する情報が公にされているとして、これらの情報を非公開とする理由はない旨主張する。しかしながら、当審査会が確認したところ、入所理由や入所経路、保護者の状況等の各項目は相当程度具体化された類型ごとに統計情報として整理され、疾患等の名称に至っては、具体的名称まで記載されており、これらの情報は、個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであると認められるため、個人を識別することはできないものの、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報に当たるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

カ 別表1のγ欄に掲げる情報から別表2のγ欄に掲げるものを除いた情報

当審査会が確認したところ、別表1のγ欄に掲げる情報から別表2のγ欄に掲げるものを除いた情報は、別表3のγ欄に掲げるもの及び「「回答文」における提案者の氏名」とであると認められる。

そして、これらの情報のうち、「「回答文」における提案者の氏名」以外の部分については、提案者の氏名とともに記載されたものであることにかんがみれば、全体として特定の個人を識別できる情報に該当し、条例第5条第1号本文に該当するものの、特定の個人を識別できる情報については、前記(1)アのとおり同条第4号柱書に該当し非公開とするのが相当と認められ、かつ、これらを分離した情報である別表3のγ欄に掲げる情報は、公開したとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないものである。

よって、別表3のγ欄に掲げる情報については、条例第6条第2項の

規定に基づき部分公開すべきであると判断する。

他方、「「回答文」における提案者の氏名」は特定の個人を識別できることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当し、かかる情報内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

キ 別表1のδ-2欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のδ-2欄に掲げる情報は、実施機関が説明するとおり、特定施設Xの建替えと「こころのケア」に関し、県精神保健福祉センター所長が発言した内容の抜粋であり、審査請求人が主張するように、一見すると個人の心的状況が明らかとなる情報ではなく、特定施設Xの建替えに関する一般論が述べられているにすぎないようにも解される。しかしながら、その発言内容全体に照らせば、その内容は、事件の被害にあった特定施設Xの職員との面接結果を踏まえたものであって、特定の個人を識別することはできないものの、その心的状況に言及する、個人の人格と密接に関連する情報であると認められる。

よって、かかる情報は、特定の個人を識別できるものではないものの、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報が、個人の心的状況に言及されたものであることにかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(4) まとめ

以上をまとめると、別表1に掲げる情報のうち、別表2に掲げるものを非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げるものは公開すべきである。

(5) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、

「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体、安全等のほか、広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、別表2に掲げる情報は、その内容にかんがみて、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体、安全の保護等の利益のほか、広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(6) 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、実施機関による本件請求の対象となる文書の特定が不十分である旨主張するが、本件処分は、実施機関が条例第10条第5項の規定に基づき、「公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に諾否決定をし」たものであって、そもそも、本件請求の対象となる文書すべてを特定の上、諾否の決定をしたものではないことから、この点に関する審査請求人の主張を採用することはできない。

(7) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求め

につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではなく、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

## 6 付言

審査請求人は、本件処分における理由付記に不備がある旨を主張しているため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定に当たり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

よって、今後、実施機関は、全部又は一部の公開を拒む内容の諾否決定を行うに際しては、いかなる根拠によりその判断に至ったのかが分かるよう、



具体的な理由付記に努めるべきである。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別表 1

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
η   2	E 文書	同左	県職員個人用電子メールアドレス	第5条第4号 柱書
ζ	F 文書	障害福祉施設の防犯対策に関するアンケート集計結果について	各種障害福祉施設における具体的防犯体制に関する情報 ○ 左記文書中段表中、第3欄第2項から第8欄第17項まで ○ 左記文書下段枠内のすべて	第5条第2号 又は第4号柱書
η   1		アンケート票 (個別回答)	回答施設（県有施設）における具体的防犯体制に関する情報 ○ 別紙1に掲げる非公開情報①	第5条第4号 柱書
η   2			県職員個人用電子メールアドレス	
α   1			回答担当者の氏名等 ○ 別紙1に掲げる非公開情報②-1、②-2	第5条第1号
ε   1			回答施設（民間施設）における具体的防犯体制に関する情報 ○ 別紙1に掲げる非公開情報③	第5条第2号
ε   2			回答施設（民間施設）の電話番号 ○ 別紙1に掲げる非公開情報④	
δ   1	H   2 文書	特定施設Xに関する知事指示事項の検討状況	特定利用者情報 ○ 左記文書2頁目表中、第2欄第2項のうち、6行目3文字目から27行目まで、37行目から40行目まで	第5条第1号 (個人非識別情報)
η   4		特定施設Xの機能回復に向けた施設面での検討	特定利用者情報 ○ 左記文書表中、第2欄第8項から第5欄第8項までを1つとする項目	第5条第4号 柱書
		特定施設Xの改修及び建替工事の具体的検討案 ○ 左記文書表中、第2欄第2項から第5欄第8項まで	第5条第4号 柱書	

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
δ   1	H   3 文書	特定施設 X に関する知事指示事項の検討状況 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 2 項のうち、6 行目 3 文字目から 22 行目まで、32 行目から 35 行目まで	第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) 第 5 条第 4 号 柱書	
η   4	特定施設 X の機能回復に向けた施設の改修及び建替え案について	特定施設 X の改修及び建替工事の具体的検討案 ○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項のうち 10 文字目から 12 文字目まで、同欄第 3 項のうち、5 行目から 7 行目まで、第 4 欄第 3 項のうち、2 行目、第 5 欄第 3 項のうち、2 行目から 4 行目まで、第 2 欄第 4 項から第 5 欄第 22 項まで、表欄外下部の 1 行	第 5 条第 4 号 柱書	
δ   1	H   4 文書	特定施設 X 再整備中の利用者の特定事項に関する検討	特定利用者情報 ○ 左記文書の記載内容すべて (表題部分を除く。)	第 5 条第 1 号 (個人非識別情報)
		「特定施設 X 再整備中の利用者の特定事項に関する検討」に続く 2 頁	特定利用者情報 ○ 左記文書のうち、1 頁目の記載内容すべて	第 5 条第 4 号 柱書
			特定利用者情報 ○ 左記文書のうち、2 頁目の記載内容すべて	第 5 条第 4 号 柱書
δ   2	第 2 回特定会議における施設建替えと心のケアに関する意見 (抜粋)	意見の内容 ○ 左記文書のうち、4 行目から 28 行目まで	第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) 第 5 条第 4 号 柱書	
η   5	送る会等について (案)	特定費用の額 ○ 左記文書のうち、22 行目 21 文字目から 26 文字目まで、23 行目 13 文字目から 17 文字目まで	第 5 条第 4 号 柱書	

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
η   4	特定施設 X の再生に向けた大きな方向性について	特定施設 X の改修及び建替工事の具体的検討案 ○ 左記文書 1 頁目のうち、17 行目、25 行目から 29 行目まで	第 5 条第 4 号柱書
		特定利用者情報 ○ 左記文書 2 頁目のうち、2 行目から 22 行目まで	第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) 第 5 条第 4 号柱書
	特定施設 X に関する知事指示事項の検討状況	特定利用者情報 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 2 項のうち、6 行目 3 文字目から 27 行目まで	
	特定施設 X の機能回復に向けた施設面での検討	特定利用者情報 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 8 項から第 5 欄第 8 項までを 1 つとする項目	
	η   4	特定施設 X の改修及び建替工事の具体的検討案 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 2 項から第 5 欄第 8 項まで	第 5 条第 4 号柱書
η   6	特定事件関連全体スケジュール ○ 左記文書表中、第 6 欄第 1 項から同欄第 6 項まで		
η   3	I   文書	議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容 ○ 左記文書 1 頁目のうち、10 行目から 25 行目まで ※ タイトル部分を 1 行目として数え、手書記載事項は行数として数えない。	第 5 条第 4 号柱書
		議題「(2) 福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトについて」の議事内容 (趣旨説明を除く) ○ 左記文書 1 頁目のうち、29 行目から 42 行目まで ※ タイトル部分を 1 行目として数え、手書記載事項は行数として数えない。	第 5 条第 4 号エ
η   7	同左		

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
η   8	I 文書 ( <small>続き</small> )	報告事項「(1)児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容	第5条第4号 柱書
		○ 関係機関等との具体的調整状況 ・ 左記文書2頁目のうち、4行目から6行目まで、10行目から45行目まで ・ 左記文書3頁目のうち、1行目から24行目まで、35行目から40行目まで	
		○ 竣工式及び内覧会実施案 ・ 左記文書3頁目のうち、25行目から30行目まで	
		○ 引越し案 ・ 左記文書3頁目のうち、31行目から34行目まで	
η   10	同左	○ 竣工式及び内覧会実施案 ・ 左記文書3頁目のうち、25行目から30行目まで	第5条第4号 柱書
η   11		○ 引越し案 ・ 左記文書3頁目のうち、31行目から34行目まで	
η   3		J 文書	
	<p>特定事件を踏まえた特定施設Aの安全対策について</p> <p>特定施設Aにおける防犯対策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書のうち、7行目から17行目まで、19行目から28行目まで、30行目から32行目まで</li> </ul>		

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α   2		警部補以下の階級にある警察官の名前 ○ 左記文書 1 頁目のうち、3 行目 20 文字目から 21 文字目まで	第 5 条第 1 号
		防犯指導の内容 ○ 左記文書 1 頁目のうち、8 行目から 34 行目まで、36 行目から 39 行目まで ○ 左記文書 2 頁目のうち、2 行目から 7 行目まで、9 行目から 13 行目まで、15 行目から 28 行目まで 指導を踏まえた今後の対策の内容 ○ 左記文書 2 頁目のうち、30 行目から 39 行目まで	
η   3	J 文書 ( <small>続き</small> )	特定警察署による防犯指導について	第 5 条第 4 号 柱書
		取組んでいる又は検討している安全対策について (特定施設 B)	
η   7	J 文書 ( <small>続き</small> )	特定施設 B における防犯対策の内容 ○ 左記文書 1 頁目のうち、4 行目から 8 行目まで、10 行目から 20 行目まで、22 行目から 27 行目まで、29 行目から 32 行目まで ○ 左記文書 2 頁目のうち、2 行目、4 行目から 5 行目まで、7 行目から 8 行目まで	第 5 条第 4 号 エ及び柱書
		特定事件を受けた特定施設 C の防犯対策 (案) 特定施設 C における防犯対策の内容 ○ 左記文書の表の内容すべて	
η   7	J 文書 ( <small>続き</small> )	「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について (案) 左記プロジェクトの内容 ○ 左記文書のうち、タイトル以外の全情報	第 5 条第 4 号 エ及び柱書
		心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトについて (案) 左記プロジェクトの内容 ○ 左記文書のうち、タイトル以外の全情報 (手書記載事項を除く。)	

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
η   9	児童自立支援拠点の基本理念（案）	基本理念案の内容すべて ○ 左記文書のうち、3行目から6行目まで	第5条第4号 柱書
η   10	児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について（案）	実施案の内容すべて ○ 左記文書のうち、3行目から32行目まで	
η   11	引越し日程について（案）	引越し案の内容すべて ○ 左記文書1頁目のうち、3行目、表の内容すべて ○ 左記文書2頁目のうち、表の内容すべて、1行目から17行目まで	
β	特定施設D入所児童の状況（平成28年9月1日現在）	入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称	第5条第1号 （個人非識別情報）
	平成28年9月1日現在在籍児童の状況（特定施設E）	入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況（内科・外科等を除く）に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容	

別表 1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
γ	K 文書	専用様式による提案文書	左記文書の記載内容すべて	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)  第 5 条第 4 号 柱書
		フォームメールによる提案文書	左記文書の記載内容すべて	
		特定のフォームメールによる提案の経過処理文書	左記文書のうち、2 行目以降の内容すべて	
		自由書式による提案文書	左記文書の記載内容すべて	
		処理票	件名及び要旨の内容部分	
		回答文	左記文書の記載内容すべて	
		窓口広聴事案処理カード	件名の内容部分	
		窓口広聴受付カード	左記文書の記載内容すべて	



別表 2

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
η   2	E 文書	同左	県職員個人用電子メールアドレス	第5条第4号 柱書
ζ	F 文書	障害福祉施設の防犯対策に関するアンケート集計結果について	各種障害福祉施設における具体的防犯体制に関する情報 ○ 左記文書中段表中、第3欄第2項から第8欄第17項まで ○ 左記文書下段枠内のすべて	第5条第2号 又は第4号柱書
η   1		アンケート票 (個別回答)	回答施設（県有施設）における具体的防犯体制に関する情報 ○ 別紙1に掲げる非公開情報①	第5条第4号 柱書
η   2			県職員個人用電子メールアドレス	
α   1			回答担当者の氏名等のうち、次に掲げるもの ○ 別紙1に掲げる非公開情報② - 2	第5条第1号
ε   1			回答施設（民間施設）における具体的防犯体制に関する情報 ○ 別紙1に掲げる非公開情報③	第5条第2号
ε   2			回答施設（民間施設）の電話番号 ○ 別紙1に掲げる非公開情報④	
δ   1	H   2 文書	特定施設 X に関する知事指示事項の検討状況	特定利用者情報 ○ 左記文書2頁目表中、第2欄第2項のうち、6行目3文字目から27行目まで、37行目から40行目まで	第5条第4号 柱書
		特定施設 X の機能回復に向けた施設面での検討	特定利用者情報 ○ 左記文書表中、第2欄第8項から第5欄第8項までを1つとする項目	
	η   4		特定施設 X の改修及び建替工事の具体的検討案のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書表中、第2欄第2項から第5欄第7項まで	

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
δ   1	H   3 文書	特定利用者情報 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 2 項のうち、6 行目 3 文字目から 22 行目まで、32 行目から 35 行目まで	第 5 条第 4 号 柱書	
η   4	特定施設 X の機能回復に向けた施設の改修及び建替え案について	特定施設 X の改修及び建替工事の具体的検討案 ○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項のうち、10 文字目から 12 文字目まで、同欄第 3 項のうち、5 行目から 7 行目まで、第 4 欄第 3 項のうち、2 行目、第 5 欄第 3 項のうち、2 行目から 4 行目まで、第 2 欄第 4 項から第 5 欄第 22 項まで、表欄外下部の 1 行		
δ   1	H   4 文書	特定施設 X 再整備中の利用者の特定事項に関する検討		特定利用者情報 ○ 左記文書の記載内容すべて（表題部分を除く。）
		「特定施設 X 再整備中の利用者の特定事項に関する検討」に続く 2 頁		特定利用者情報 ○ 左記文書のうち、1 頁目の記載内容すべて 特定利用者情報 ○ 左記文書のうち、2 頁目の記載内容すべて
δ   2	H   4 文書	第 2 回特定会議における施設建替えと心のケアに関する意見（抜粋）		意見の内容 ○ 左記文書のうち、4 行目から 28 行目まで
η   5		送る会等について（案）	特定費用の額 ○ 左記文書のうち、22 行目 21 文字目から 26 文字目まで、23 行目 13 文字目から 17 文字目まで	第 5 条第 4 号 柱書

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
η   4	特定施設 X の再生に向けた大きな方向性について	特定施設 X の改修及び建替工事の具体的検討案 ○ 左記文書 1 頁目のうち、17 行目、25 行目から 29 行目まで	第 5 条第 4 号柱書
		特定利用者情報 ○ 左記文書 2 頁目のうち、2 行目から 22 行目まで	
	特定施設 X に関する知事指示事項の検討状況	特定利用者情報 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 2 項のうち、6 行目 3 文字目から 27 行目まで	
		特定利用者情報 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 8 項から第 5 欄第 8 項までを 1 つとする項目	
	η   4	特定施設 X の機能回復に向けた施設面での検討	
η   6	特定事件関連全体スケジュール	特定事務に関するスケジュール ○ 左記文書表中、第 6 欄第 1 項から同欄第 6 項まで	
η   3	同左	議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目のうち、10 行目から 18 行目まで ※ タイトル部分を 1 行目として数え、手書記載事項は行数として数えない。	第 5 条第 4 号柱書
		議題「(2) 福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトについて」の議事内容（趣旨説明を除く） ○ 左記文書 1 頁目のうち、29 行目から 42 行目まで ※ タイトル部分を 1 行目として数え、手書記載事項は行数として数えない。	
η   7			

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
	同左	報告事項「(1)児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容のうち、次に掲げるもの	第5条第4号柱書
θ		○ 左記文書2頁目のうち、4行目から6行目まで	
η   8		○ 関係機関等との具体的調整状況	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記文書2頁目のうち、11行目から28行目まで、32行目から40行目まで、42行目から45行目まで</li> <li>・ 左記文書3頁目のうち、1行目から8行目まで、9行目6文字目から24行目まで</li> </ul>	
η   10		○ 竣工式及び内覧会実施案	
η   11	○ 引越し案		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記文書3頁目のうち、32行目から34行目まで</li> </ul>	

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
η   3	J 文 書	<p>議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」に係る資料中、1 頁目から 7 頁目まで</p>	<p>特定施設 A における防犯対策の内容のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書 1 頁目のうち、1 頁目中、5 行目から 17 行目まで、20 行目から 27 行目まで、表の内容すべて</li> <li>○ 左記文書 2 頁目のうち、第 5 欄第 6 項、同欄第 14 項、同欄第 20 項から同欄第 22 項まで、同欄第 26 項、同欄第 31 項から同欄第 32 項まで、同欄第 34 項、同欄第 36 項</li> <li>○ 左記資料 3 頁目のうち、2 行目以降のすべて（頁番号除く。）</li> <li>○ 左記文書 4 頁目から 7 頁目までの記載内容すべて（頁番号除く。）</li> </ul> <p>※ タイトル部分を 1 行目として行数を数える。</p>	第 5 条第 4 号 柱書
		<p>特定事件を踏まえた特定施設 A の安全対策について</p>	<p>特定施設 A における防犯対策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書のうち、7 行目から 17 行目まで、19 行目から 28 行目まで、30 行目から 32 行目まで</li> </ul>	

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α   2		警部補以下の階級にある警察官の名前 ○ 左記文書 1 頁目のうち、3 行目 20 文字目から 21 文字目まで	第 5 条第 1 号
		特定警察署による防犯指導について	
η   3	J 文書 ( <small>続き</small> )	防犯指導の内容 ○ 左記文書 1 頁目のうち、8 行目から 34 行目まで、36 行目から 39 行目まで ○ 左記文書 2 頁目のうち、2 行目から 7 行目まで、9 行目から 13 行目まで、15 行目から 28 行目まで	第 5 条第 4 号 柱書
		指導を踏まえた今後の対策の内容 ○ 左記文書 2 頁目のうち、30 行目から 39 行目まで	
		取組んでいる又は検討している安全対策について（特定施設 B） ○ 左記文書 1 頁目のうち、10 行目から 20 行目まで、29 行目から 32 行目まで ○ 左記文書 2 頁目のうち、7 行目から 8 行目まで	
		特定施設 B における防犯対策の内容のうち、次に掲げるもの	
	特定事件を受けた特定施設 C の防犯対策（案） ○ 左記文書の表の内容すべて		
η   7		「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について（案） 左記プロジェクトの内容 ○ 左記文書のうち、タイトル以外の全情報	第 5 条第 4 号 エ
		心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトについて（案） 左記プロジェクトの内容 ○ 左記文書のうち、タイトル以外の全情報（手書記載事項を除く。）	

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
η   9	児童自立支援 拠点竣工式・ 内覧会の実施 について (案)	実施案の内容のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書のうち、5行目22文字目から6行目まで、8行目、12行目から19行目まで、23行目6文字目から17文字目まで、30行目から32行目まで	第5条第4号 柱書
η   10			
η   11			
	引越し日程について(案)	引越し案の内容のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書1頁目のうち、3行目、表の内容すべて ○ 左記文書2頁目のうち、表の内容すべて	
β	特定施設D入所児童の状況(平成28年9月1日現在)	入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称	第5条第1号 (個人非識別情報)
	平成28年9月1日現在在籍児童の状況(特定施設E)	入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況(内科・外科等を除く)に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容	

別表 2 &lt; 続き &gt;

原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
γ K 文 書	専用様式による提案文書	提案者記入部分	第 5 条 第 4 号 柱書
	フォームメールによる提案文書	提案者入力部分	
		県業務用電子メールアドレス	
	特定のフォームメールによる提案の経過処理文書	左記文書のうち、2行目以降の内容すべて	
	自由書式による提案文書	左記文書の記載内容すべて	
	回答文	提案者の氏名	第 5 条 第 1 号 (個人識別情報)
	窓口広聴受付カード	所在地、氏名、性別及び要旨の内容部分	第 5 条 第 4 号 柱書



別表 3

公開すべき非公開情報一覧		
文書区分	文書種別	非公開情報
α   1	F 文書 アンケート票 (個別回答)	回答担当者の氏名等のうち、次に掲げるもの ○ 別紙1に掲げる非公開情報②-1
η   3	同左	議題「(1)児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書1頁目のうち、19行目から25行目まで ※ タイトル部分を1行目として数え、手書記載事項は行数として数えない。
η   8	I 文書 同左	報告事項「(1)児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議事内容のうち、次に掲げるもの ○ 関係機関等との具体的調整状況 ・ 左記文書2頁目のうち、10行目、29行目から31行目まで、41行目 ・ 左記文書3頁目のうち、9行目1文字目から5文字目まで、35行目から40行目まで ○ 竣工式及び内覧会実施案 ・ 左記文書3頁目のうち、25行目 ○ 引越し案 ・ 左記文書3頁目のうち、31行目
η   10		
η   11		

別表3 &lt; 続き &gt;

公開すべき非公開情報一覧		
文書区分	文書種別	非公開情報
η   3	議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」に係る資料中、1頁目から7頁目まで	<p>特定施設Aにおける防犯対策の内容のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書1頁目のうち、1行目から4行目まで、18行目から19行目まで、頁番号</li> <li>○ 左記文書2頁目のうち、1行目、頁番号</li> <li>○ 左記文書2頁目表中、第1欄第1項から第4欄第39項まで、第5欄第1項から同欄第5項まで、同欄第7項から同欄第13項まで、同欄第15項から同欄第19項まで、同欄第23項から同欄第25項まで、同欄第27項から同欄第30項まで、同欄第33項、同欄第35項、同欄第37項から同欄第39項まで</li> <li>○ 左記文書3頁目のうち、1行目</li> </ul> <p>※ タイトル部分を1行目として行数を数える。</p>
	J 文 書	取組んでいる又は検討している安全対策について（特定施設B）
η   9	児童自立支援拠点の基本理念（案）	<p>基本理念案の内容すべて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書のうち、3行目から6行目まで</li> </ul>
η   10	児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について（案）	<p>実施案の内容のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書のうち、3行目から5行目21文字目まで、7行目、9行目から11行目まで、20行目から23行目5文字目まで、24行目から29行目まで</li> </ul>
η   11	引越し日程について（案）	<p>引越し案の内容のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記文書2頁目のうち、1行目から17行目まで</li> </ul>

別表 3 < 続き >

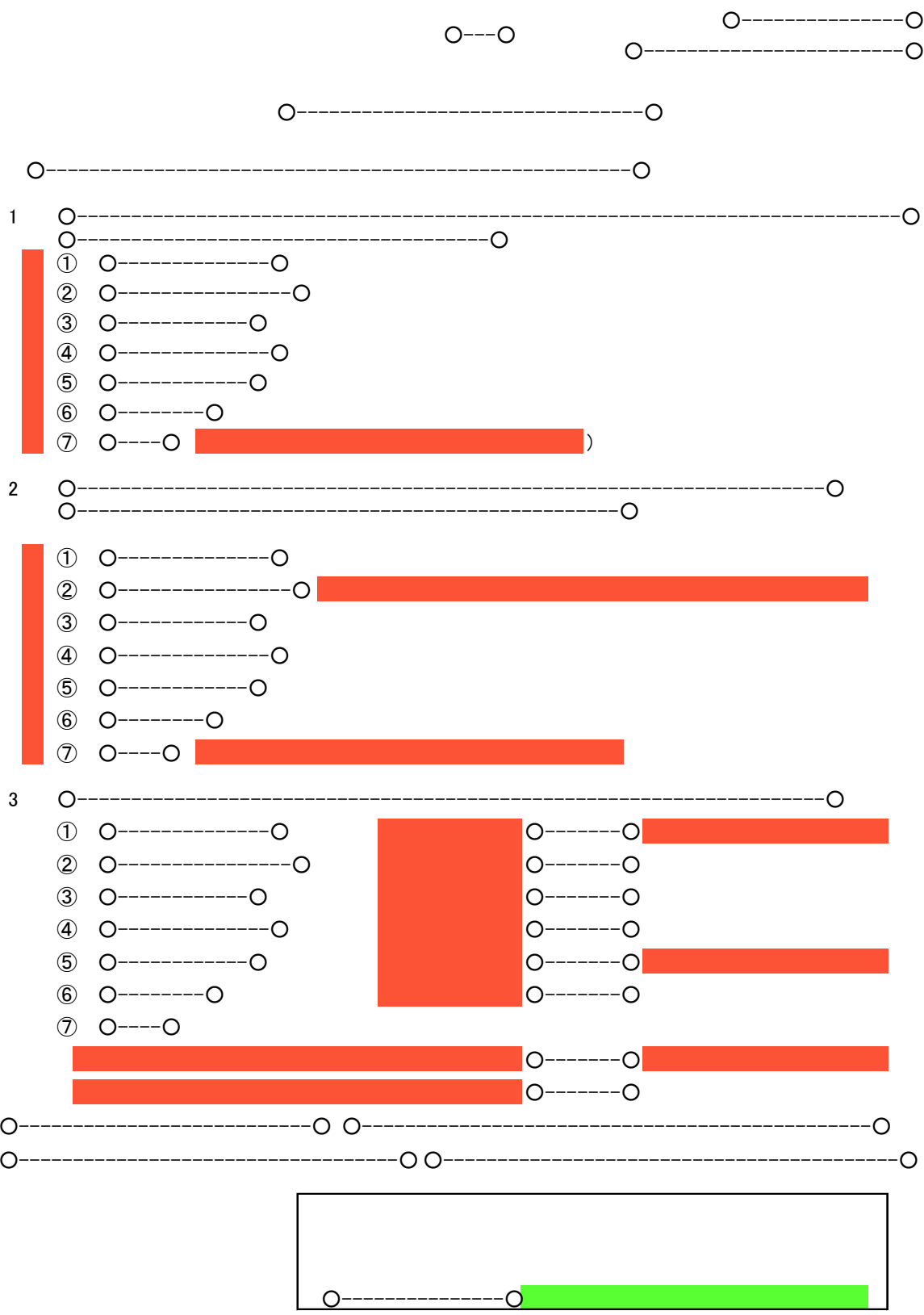
公開すべき非公開情報一覧		
文書区分	文書種別	非公開情報
K γ 文書	専用様式による提案文書	提案者記入部分以外の部分 ○ チェック欄を除く様式部分、整理番号及び收受印
	フォームメールによる提案文書	提案者入力部分以外の部分 ○ 自動的に表示される定型文（県業務用電子メールアドレスを除く。）及び收受印
	処理票	件名及び要旨の内容部分
	回答文	提案者の氏名以外の部分
	窓口広聴事務処理カード	件名の内容部分
	窓口広聴受付カード	所在地、氏名、性別及び要旨の内容以外の部分

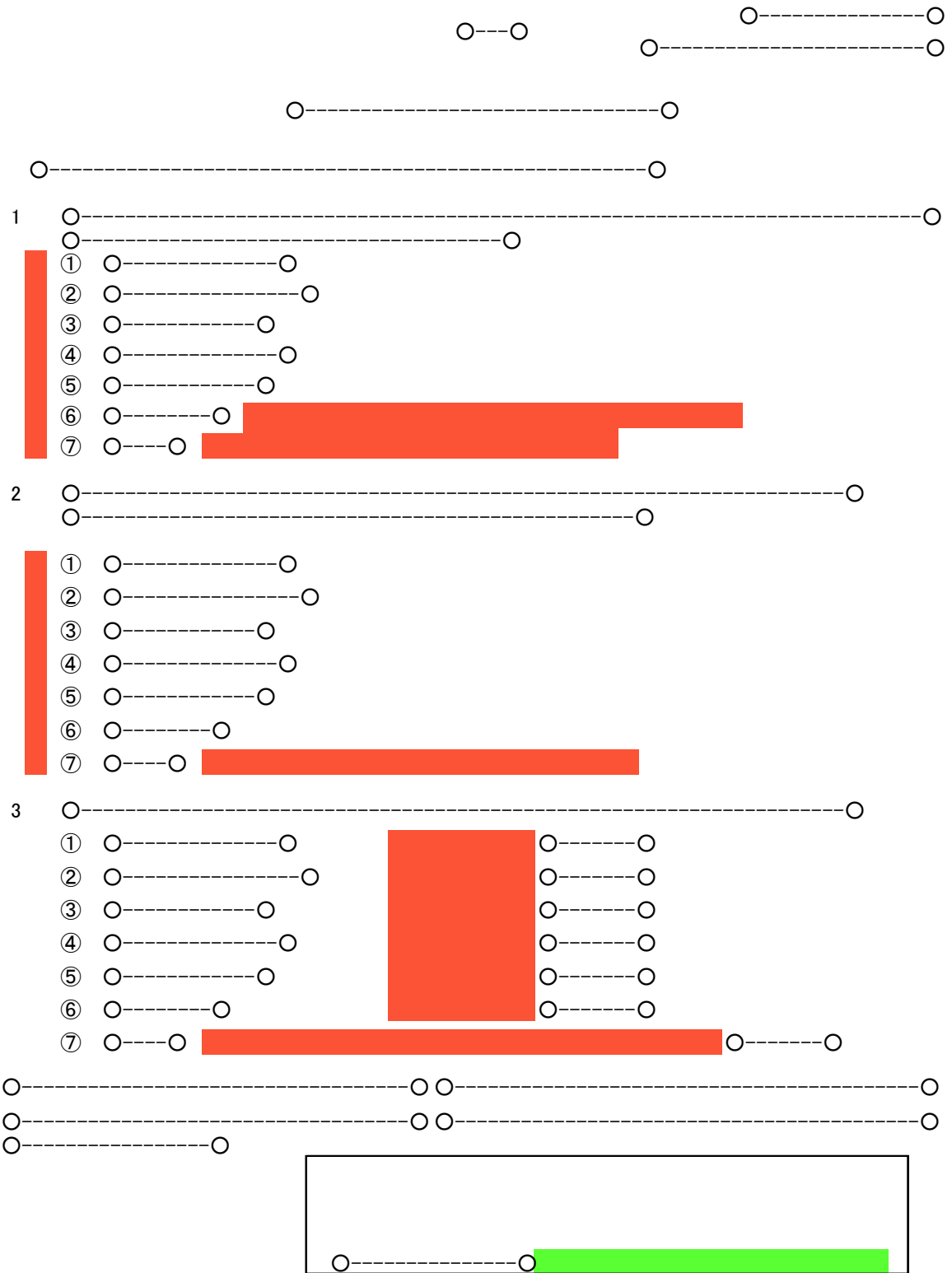
備考 1 : 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

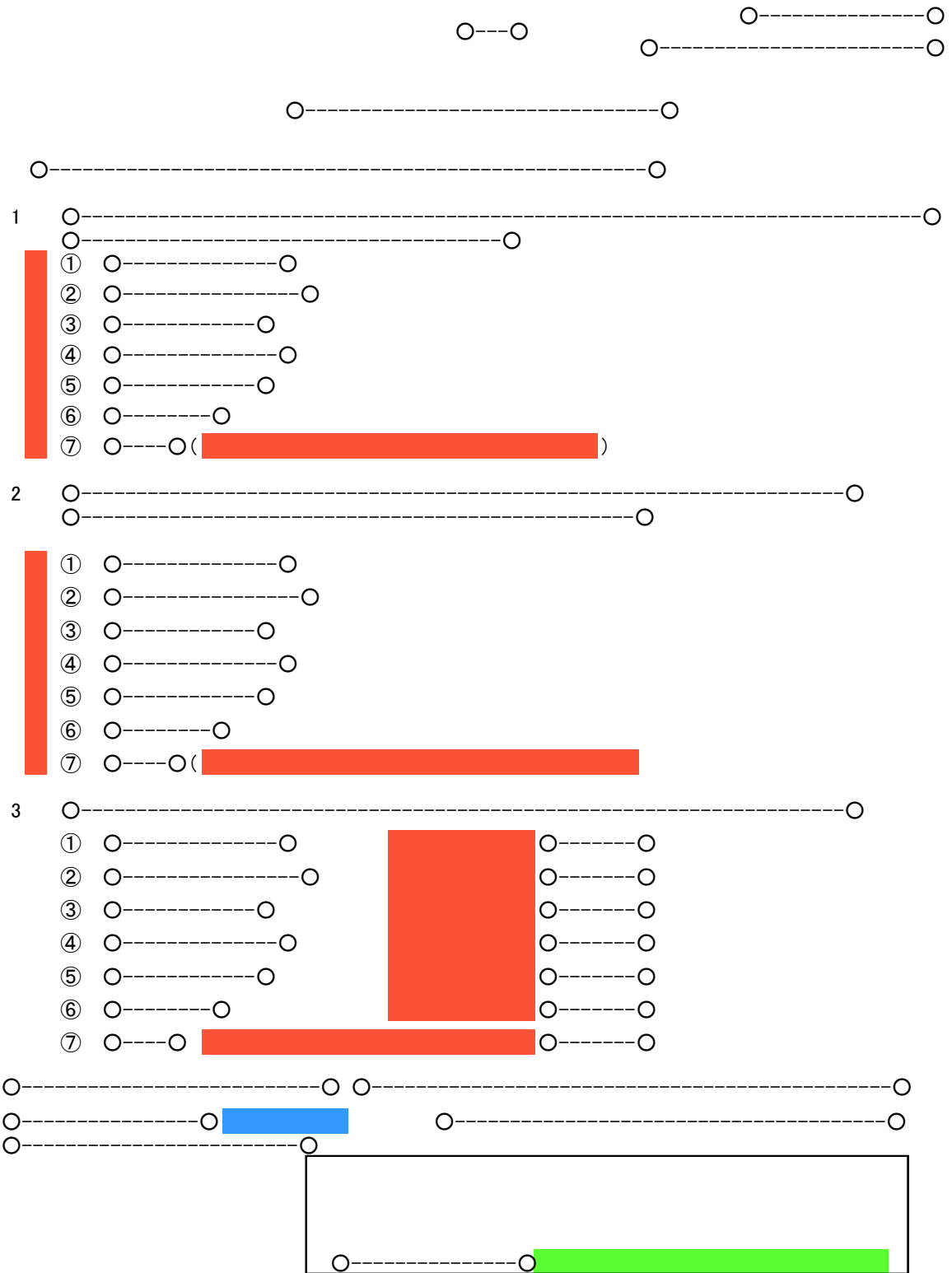
備考 2 : 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。

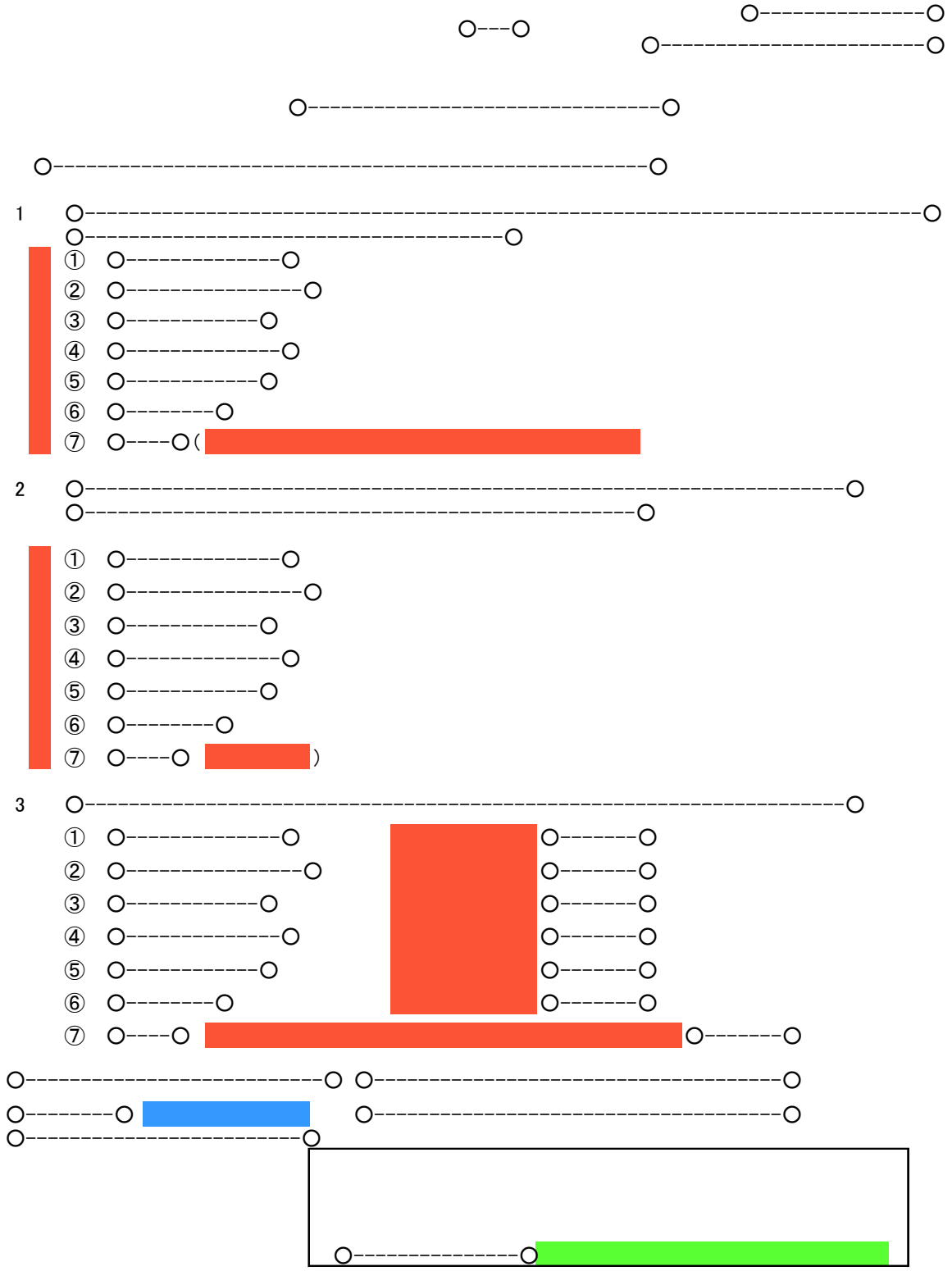
別紙 1

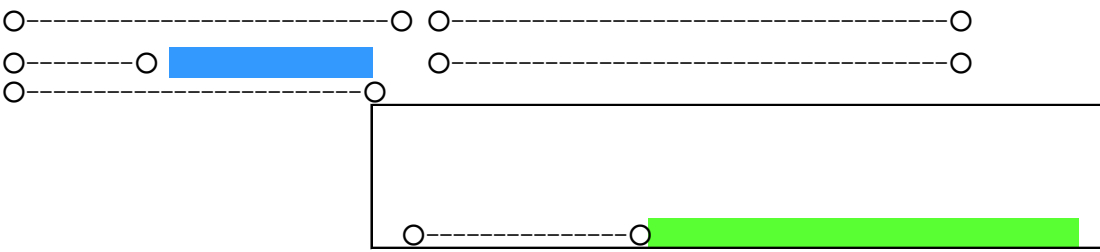
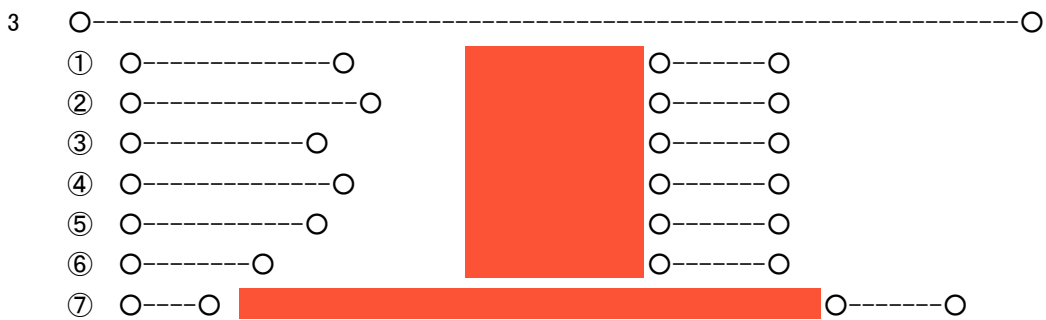
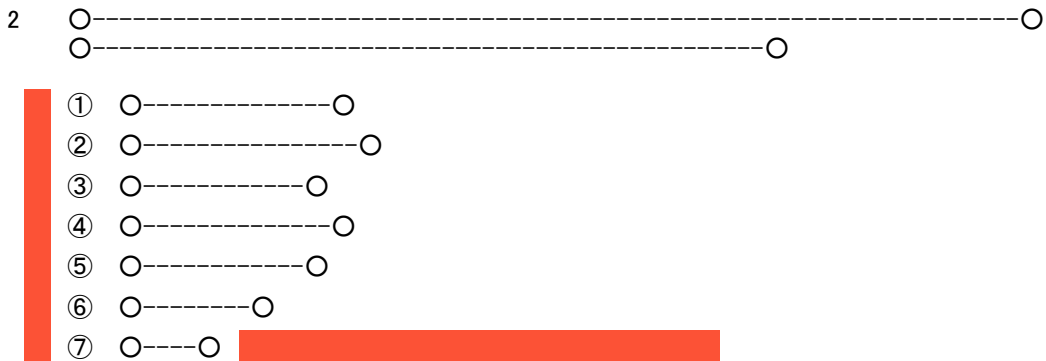
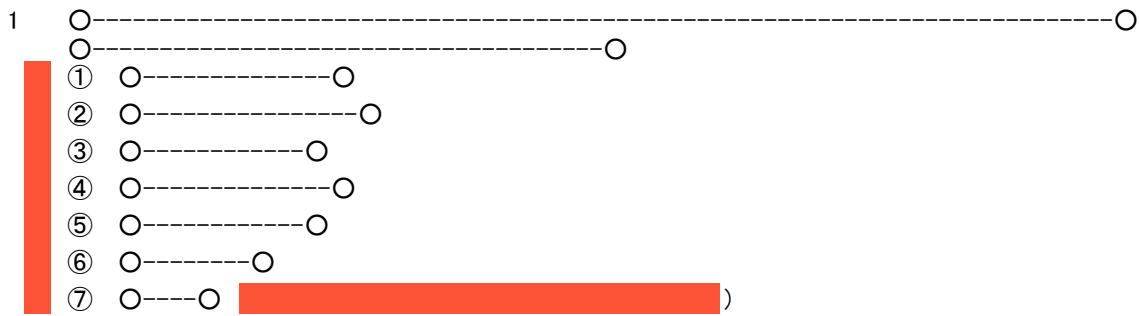
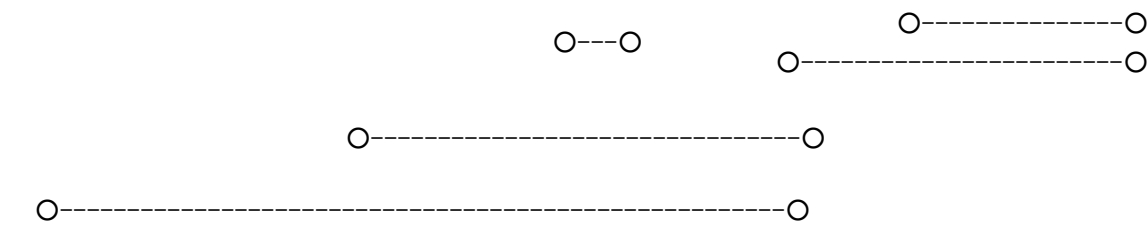
- 凡例
- : 非公開情報①
  - : 非公開情報②-1
  - : 非公開情報③
  - : 非公開情報④
  - : 県職員個人用電子メールアドレス



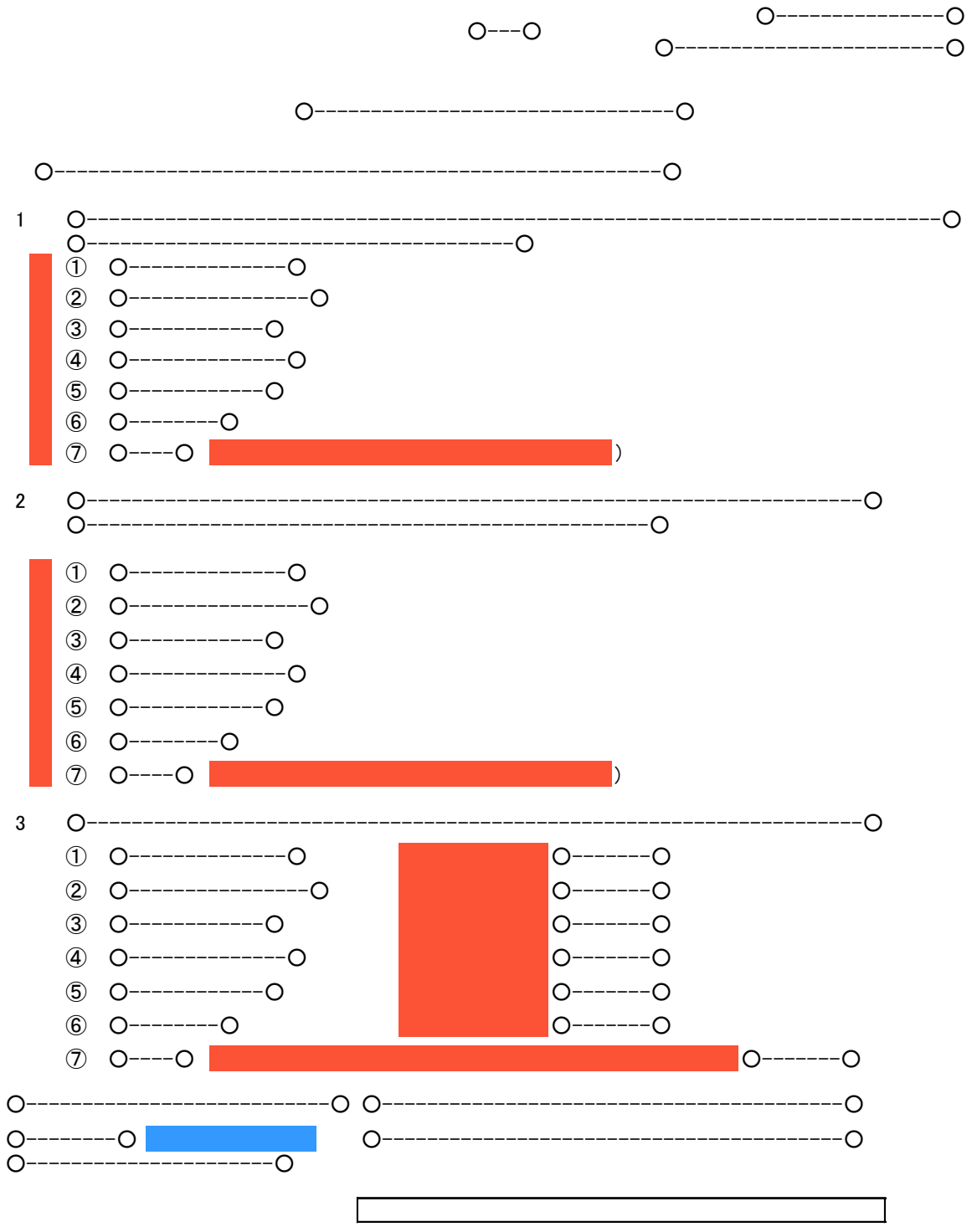




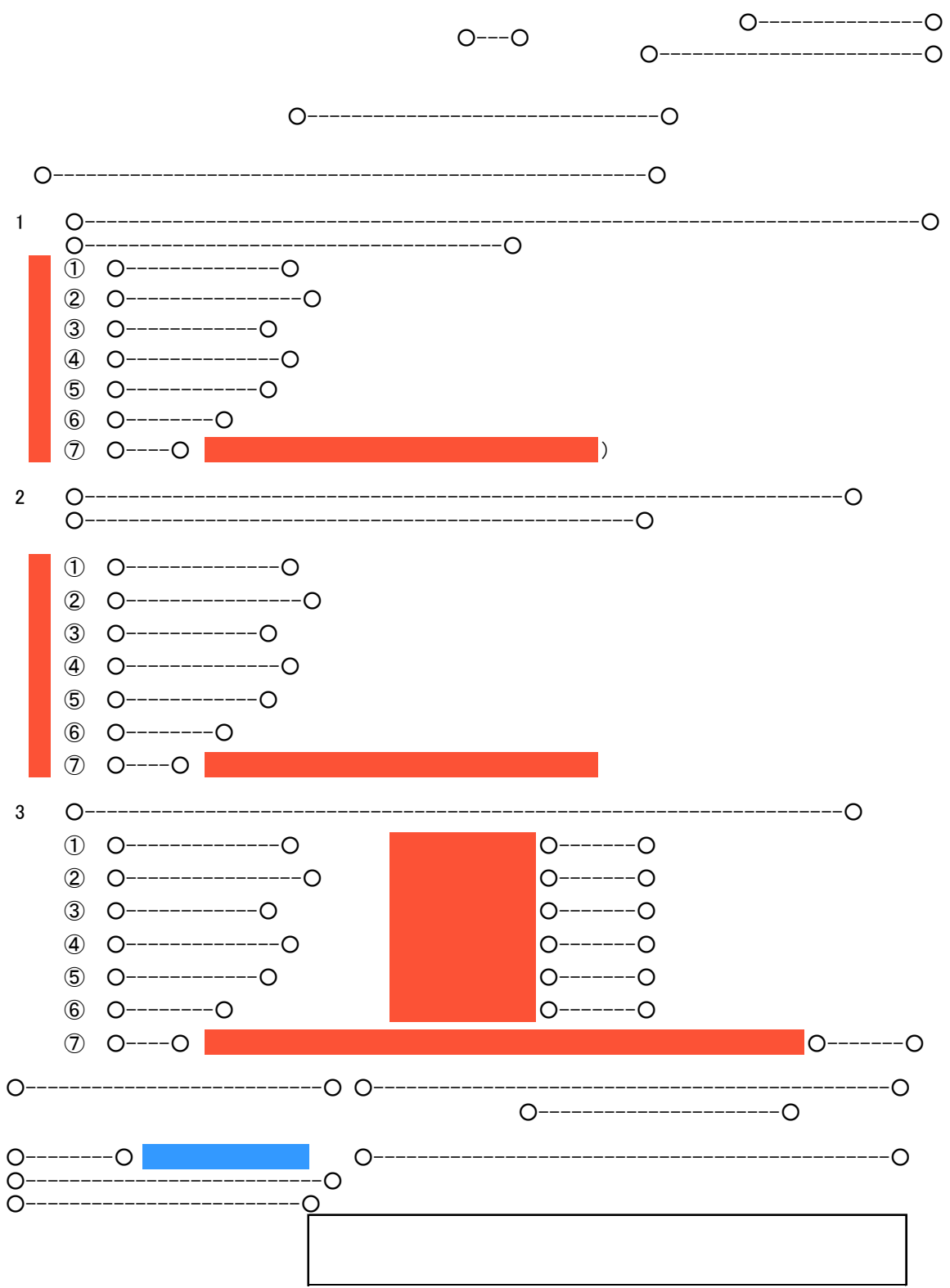




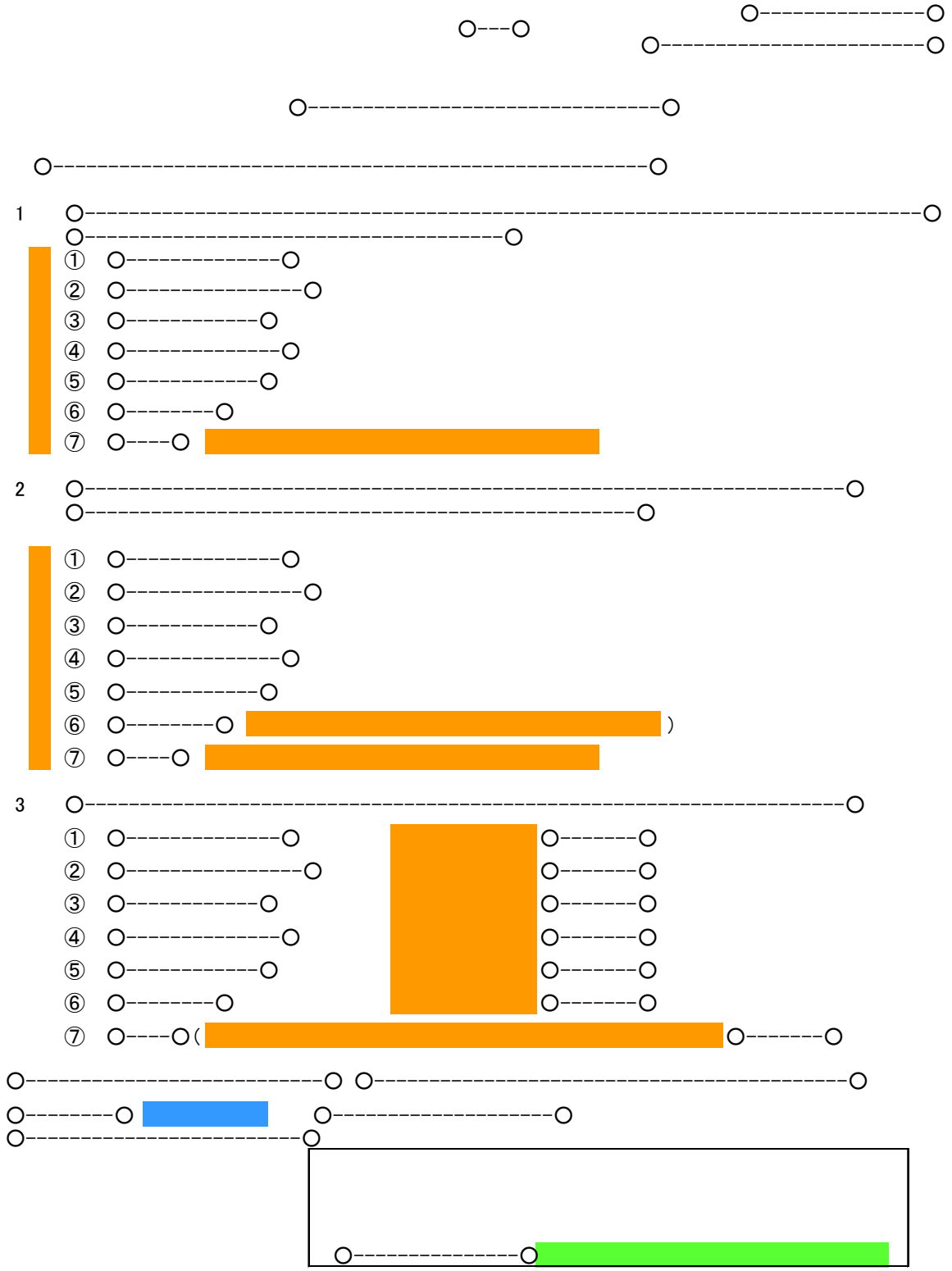


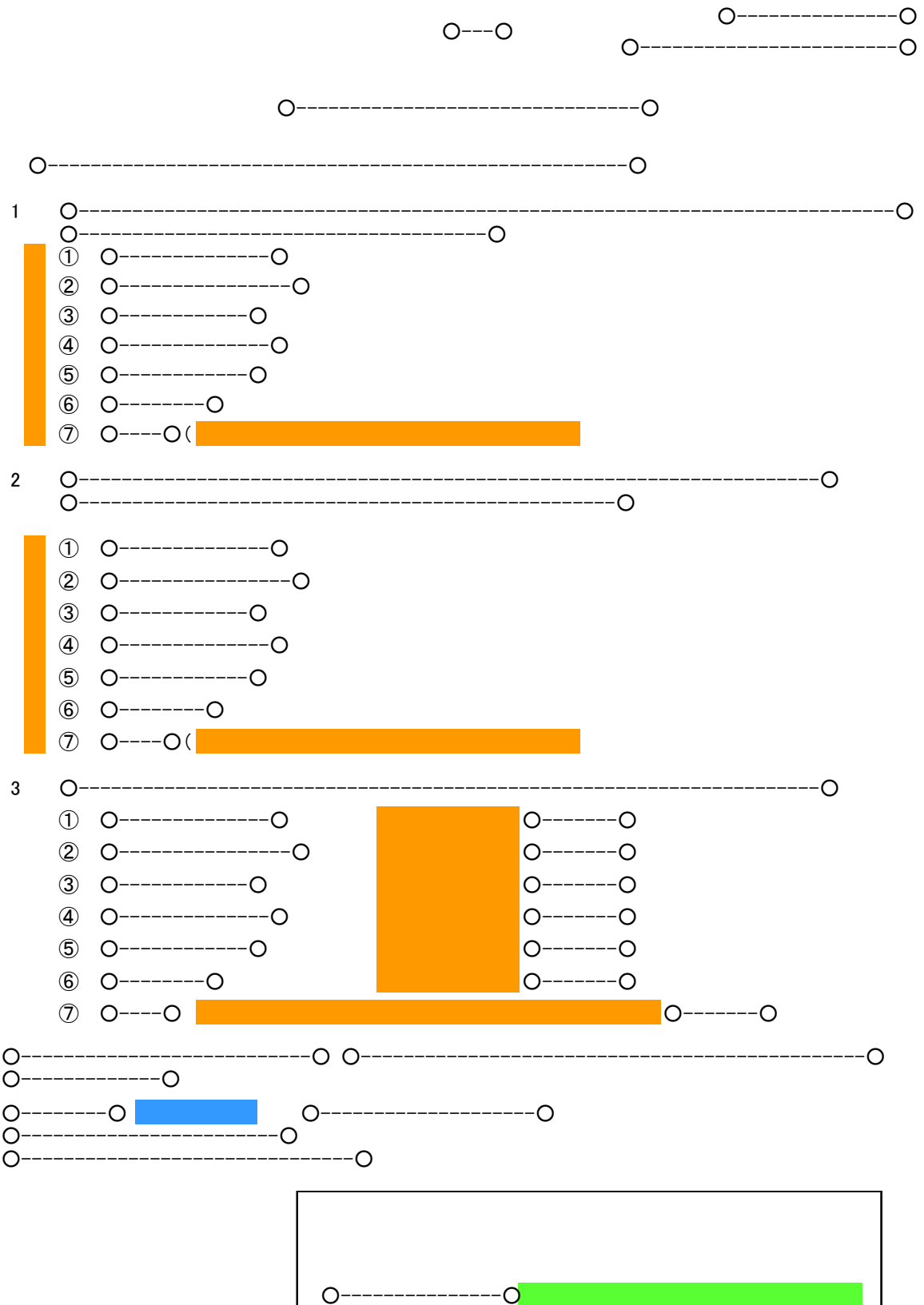


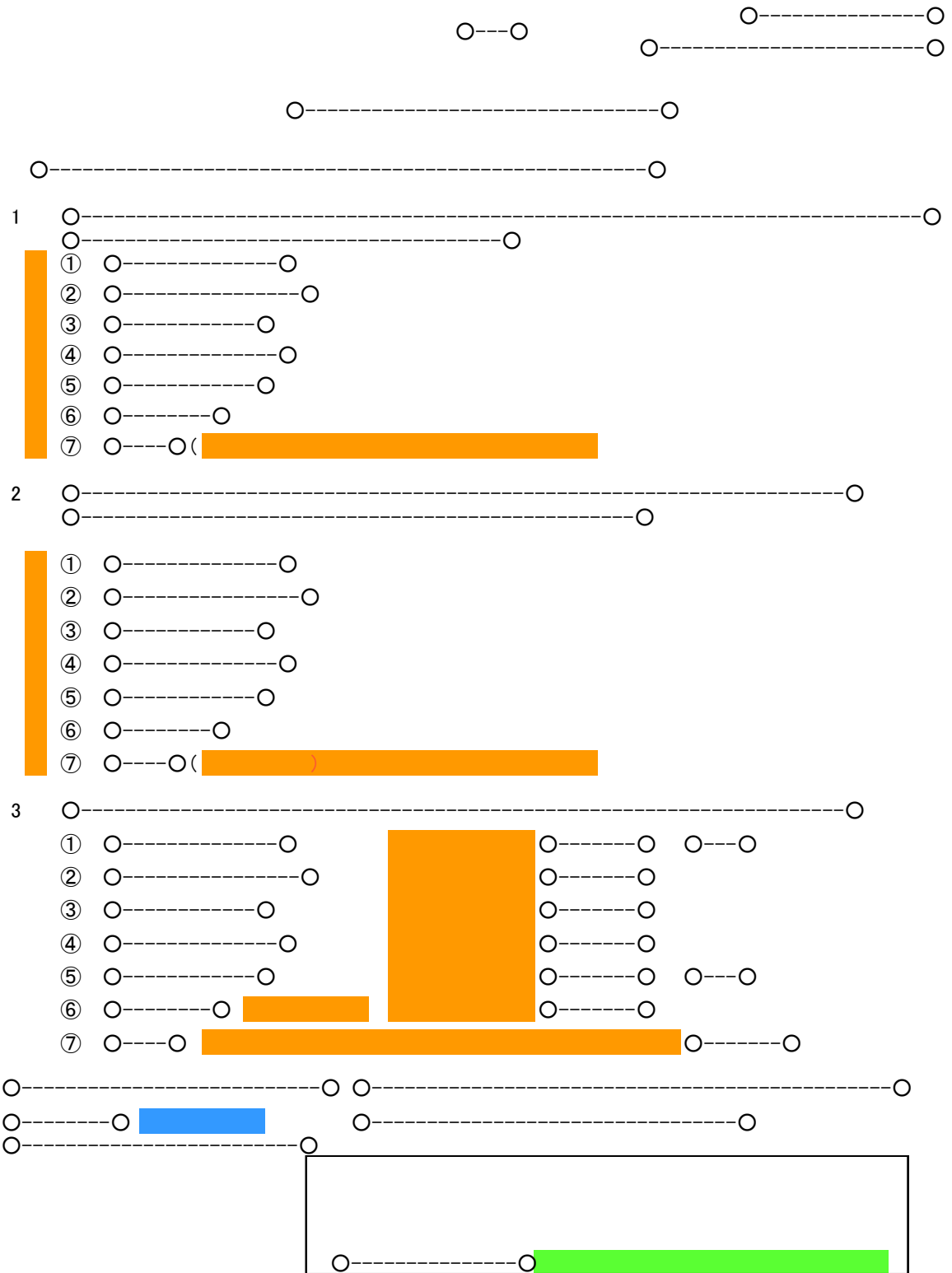


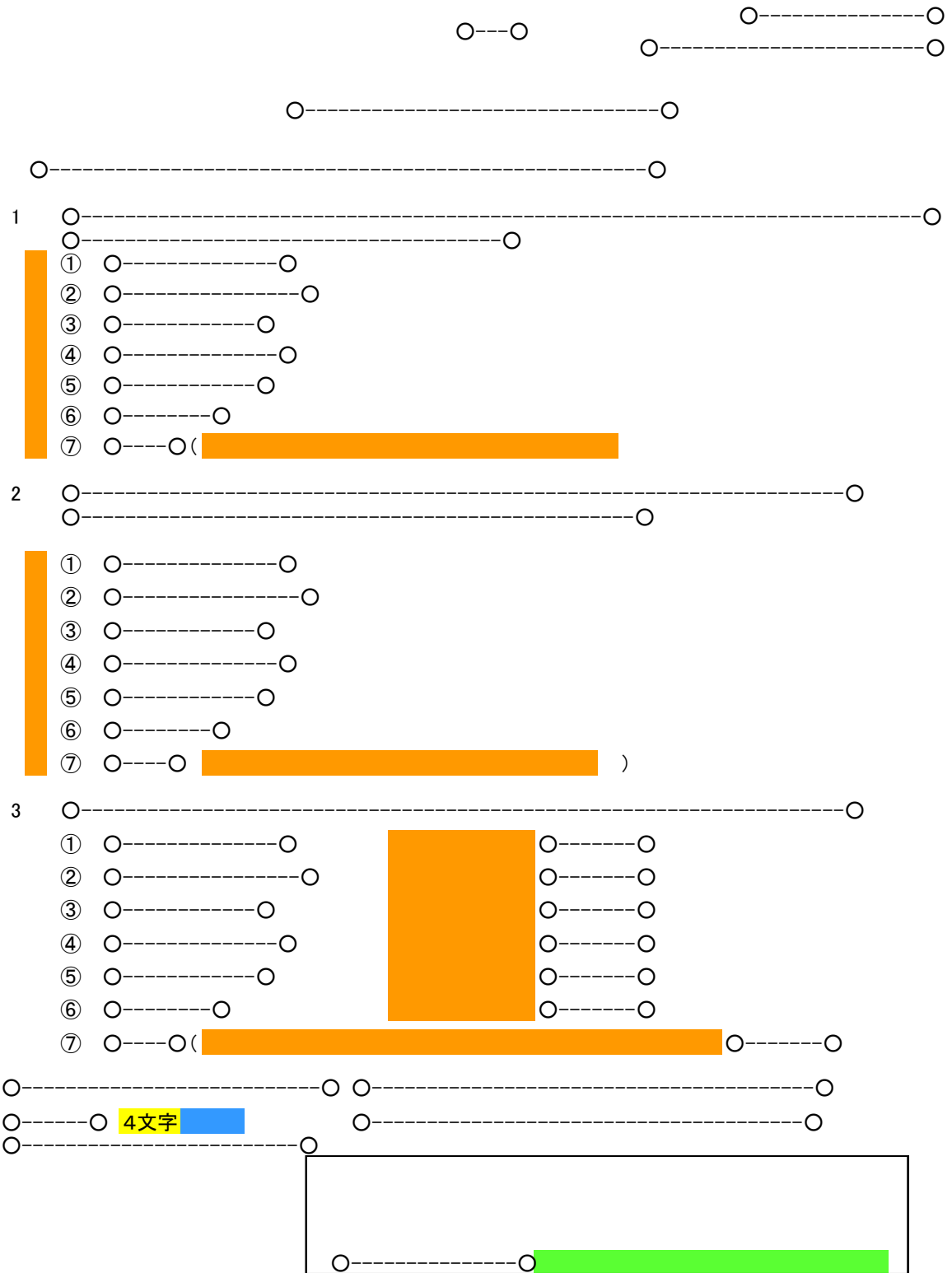




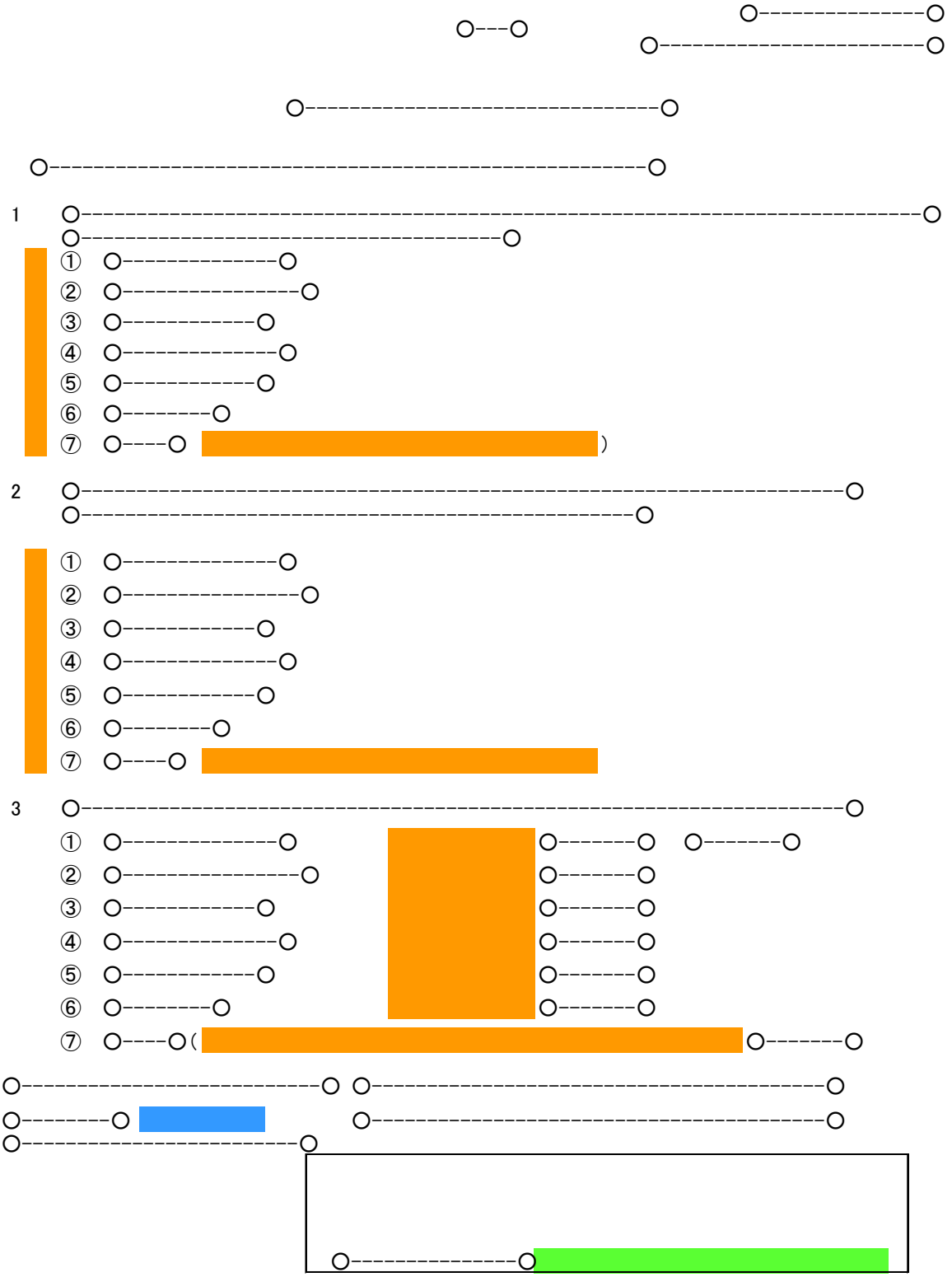


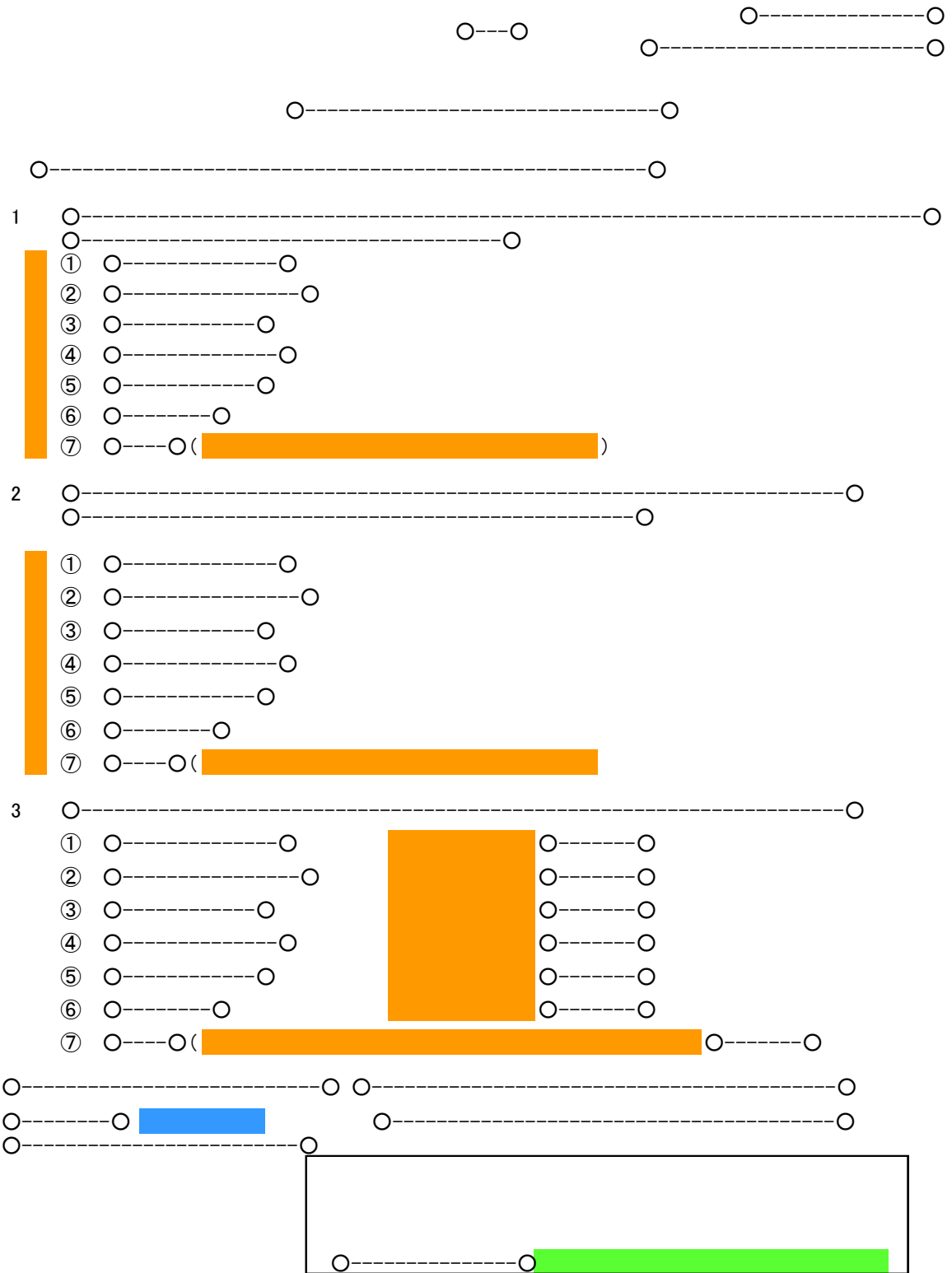


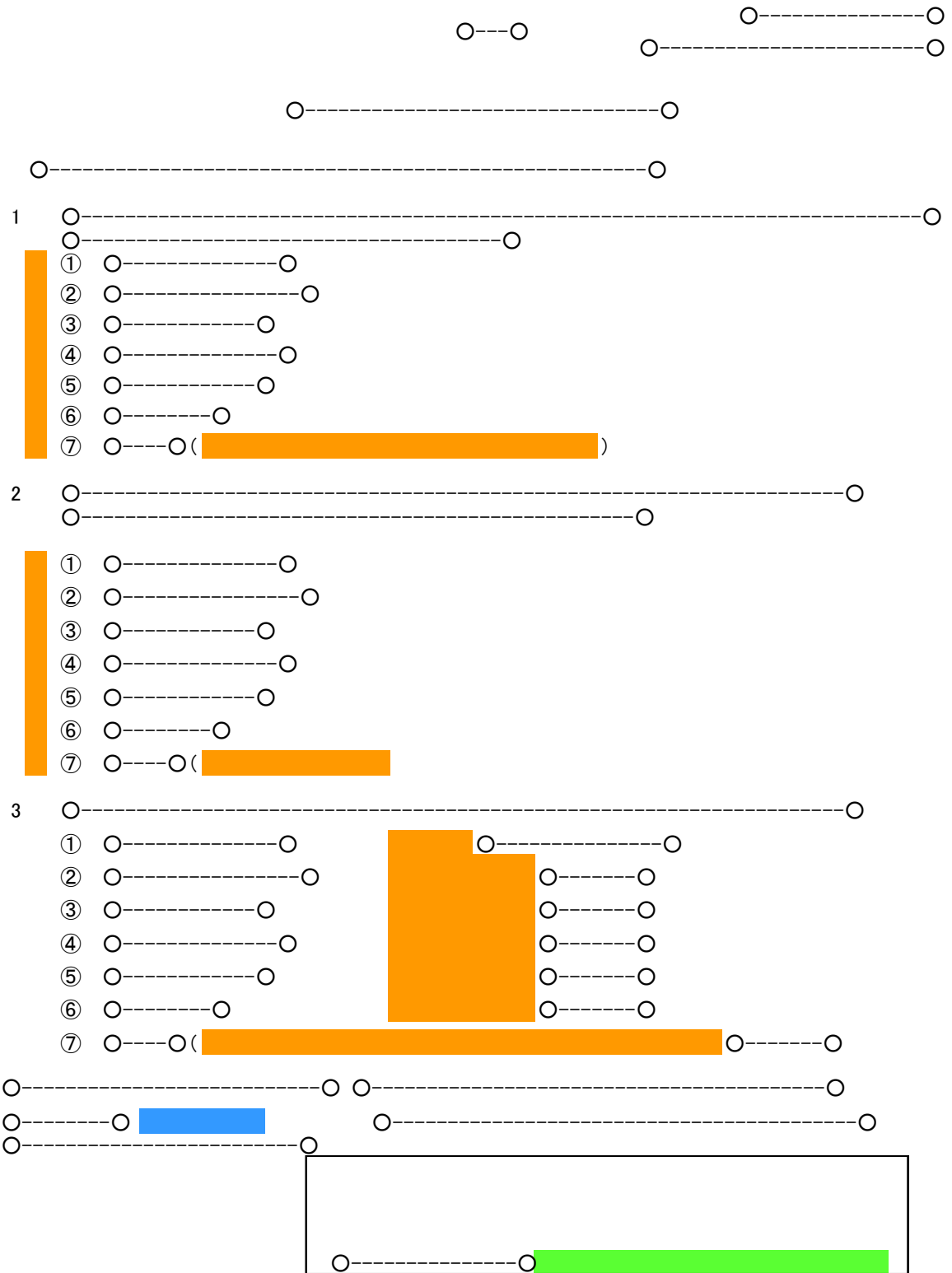


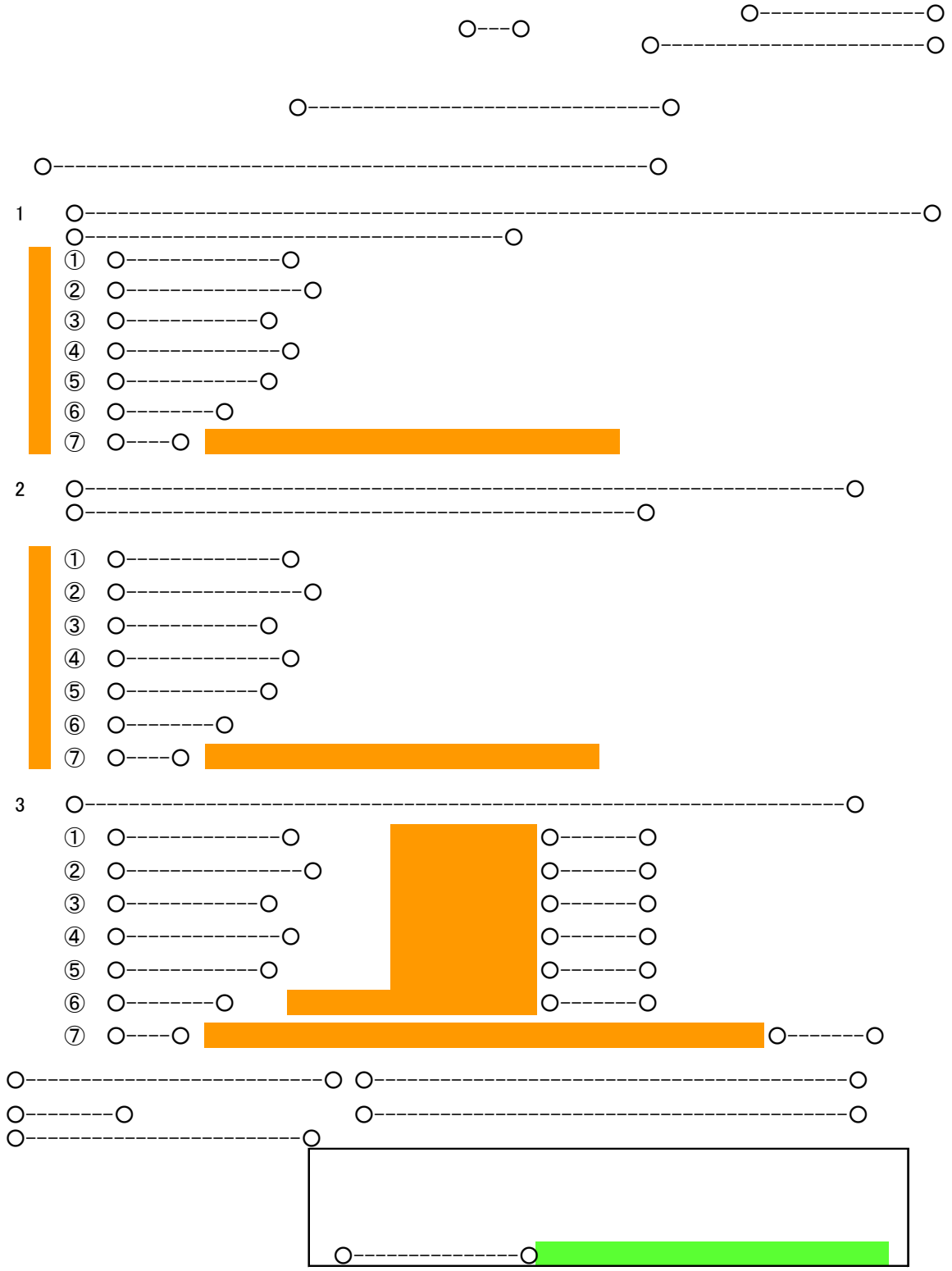


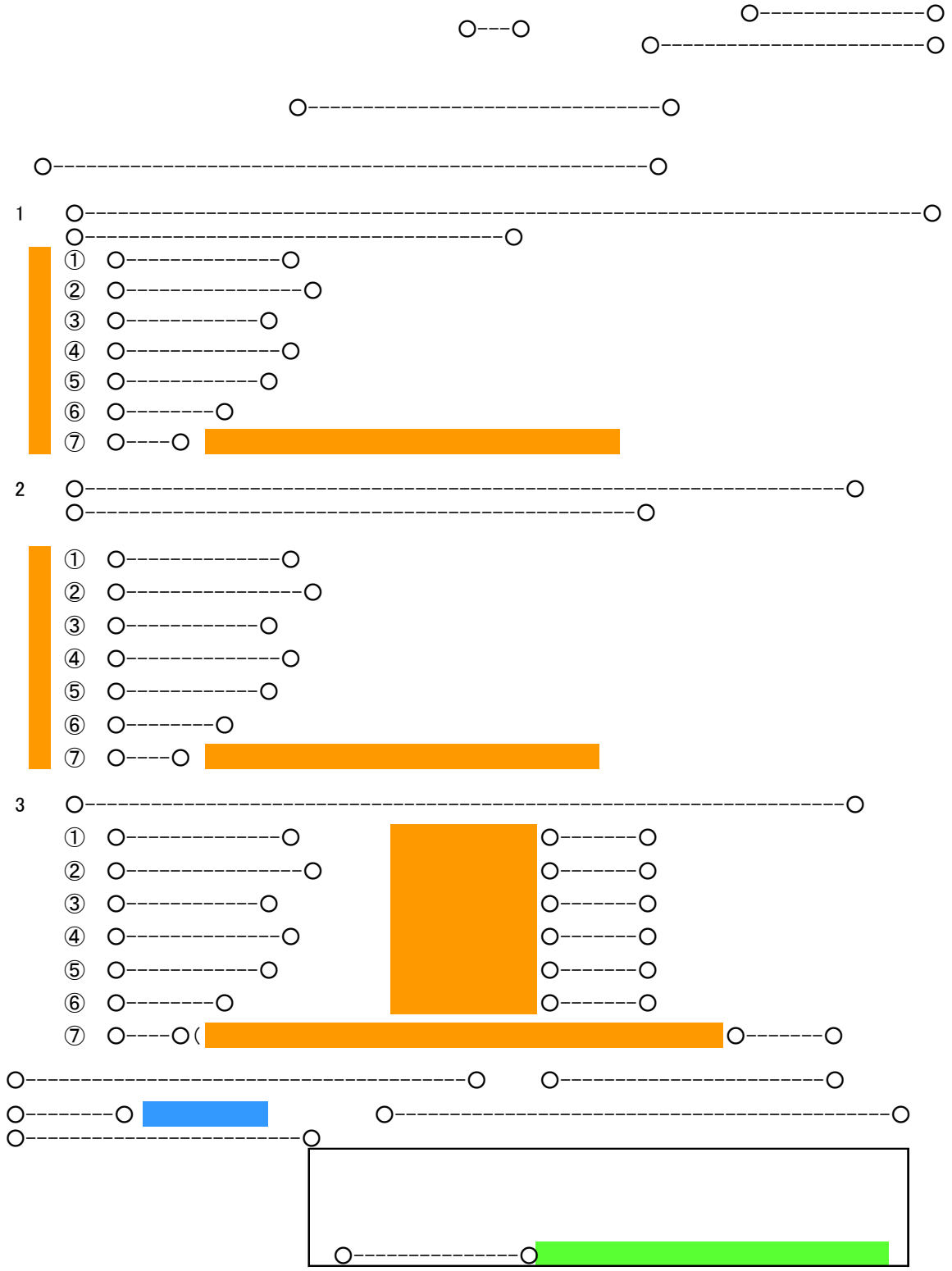


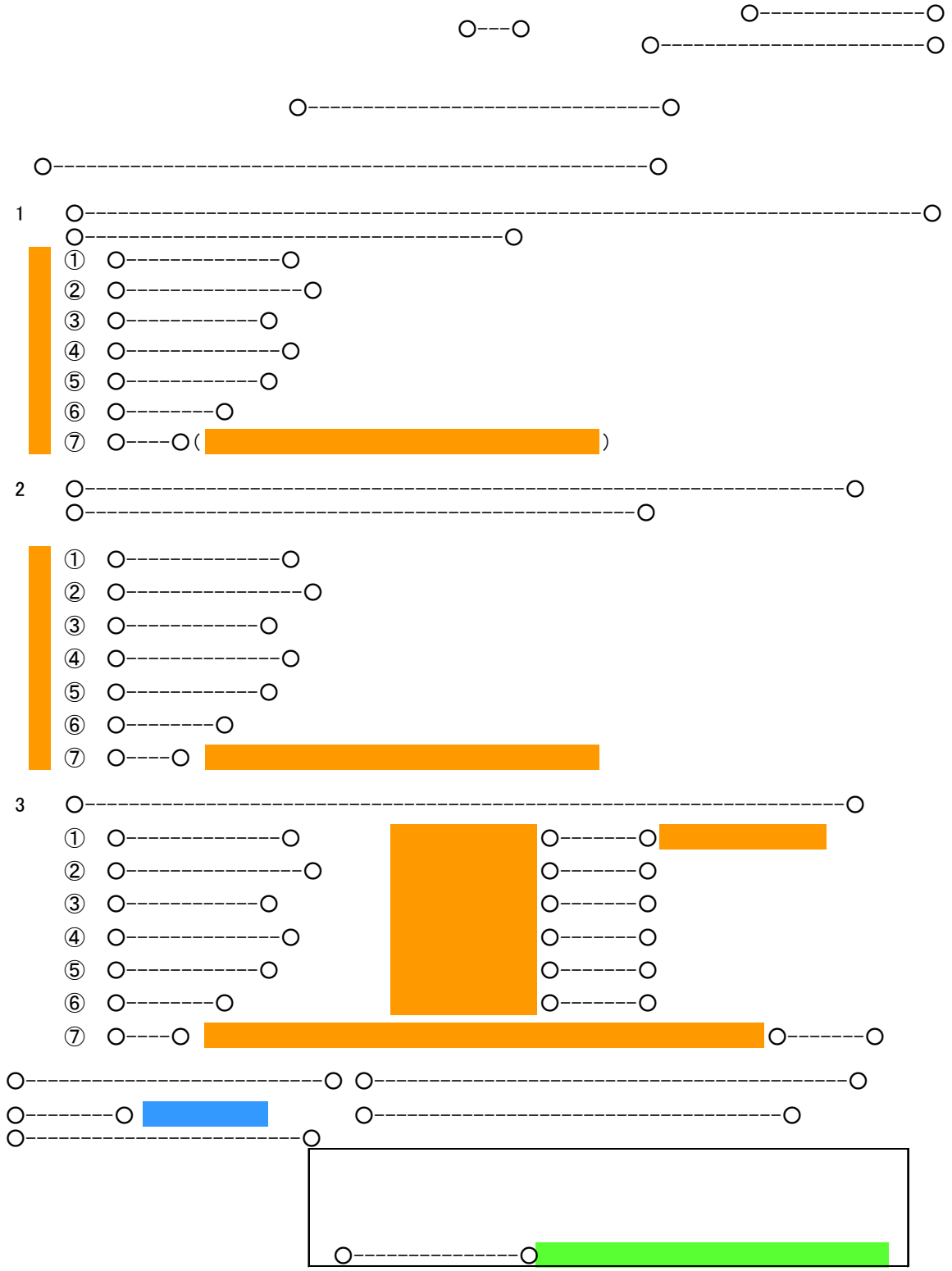


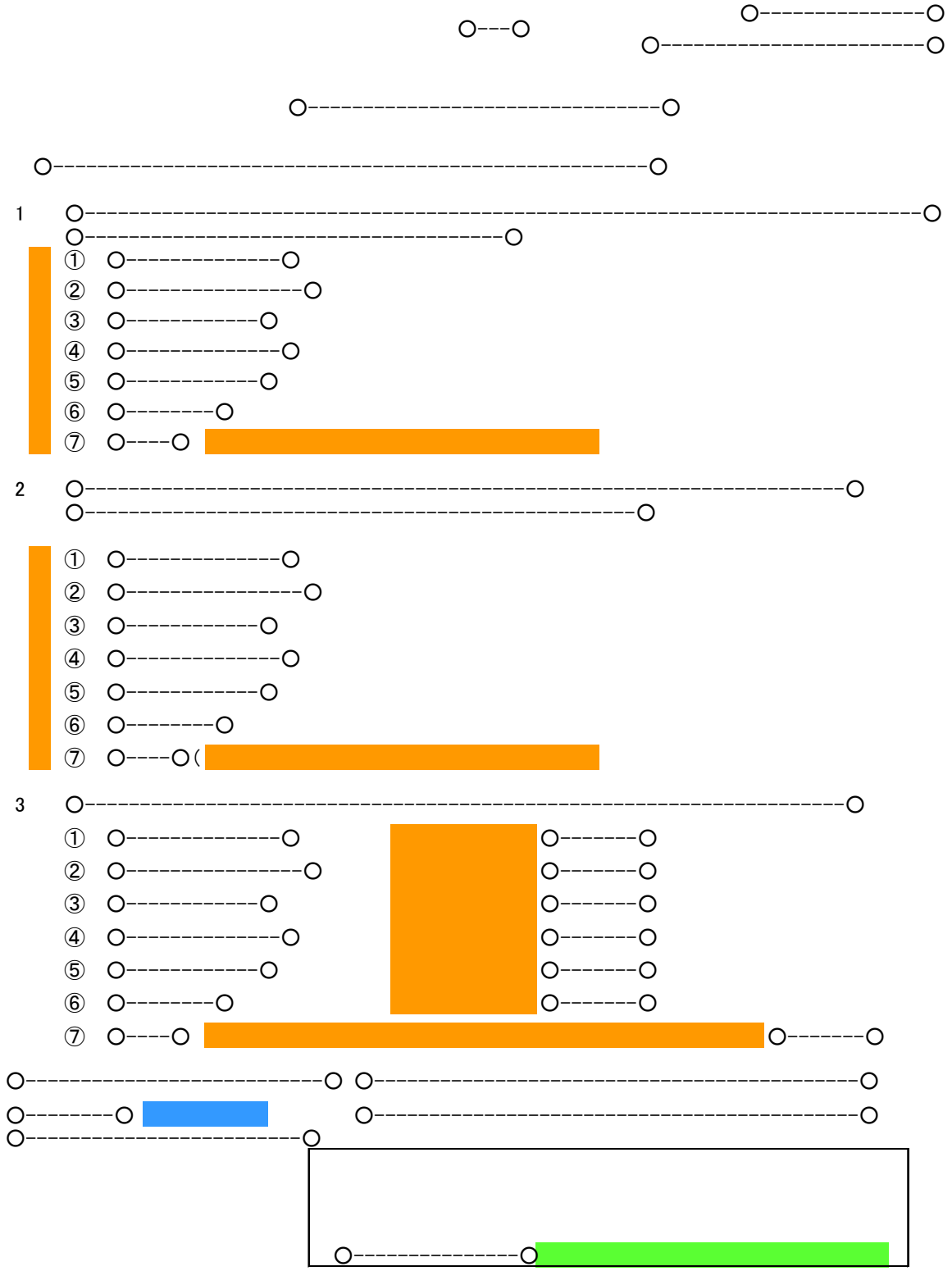


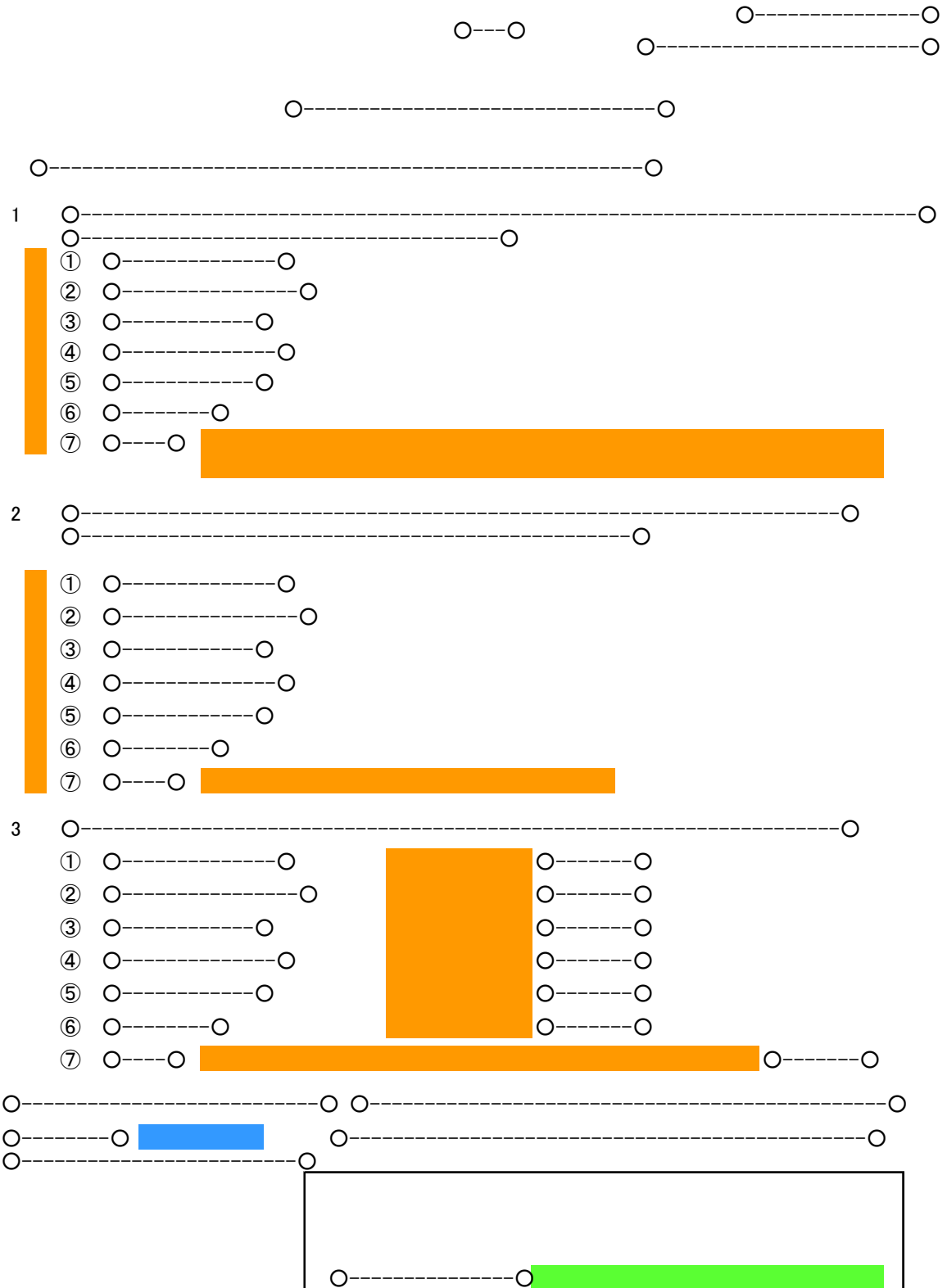




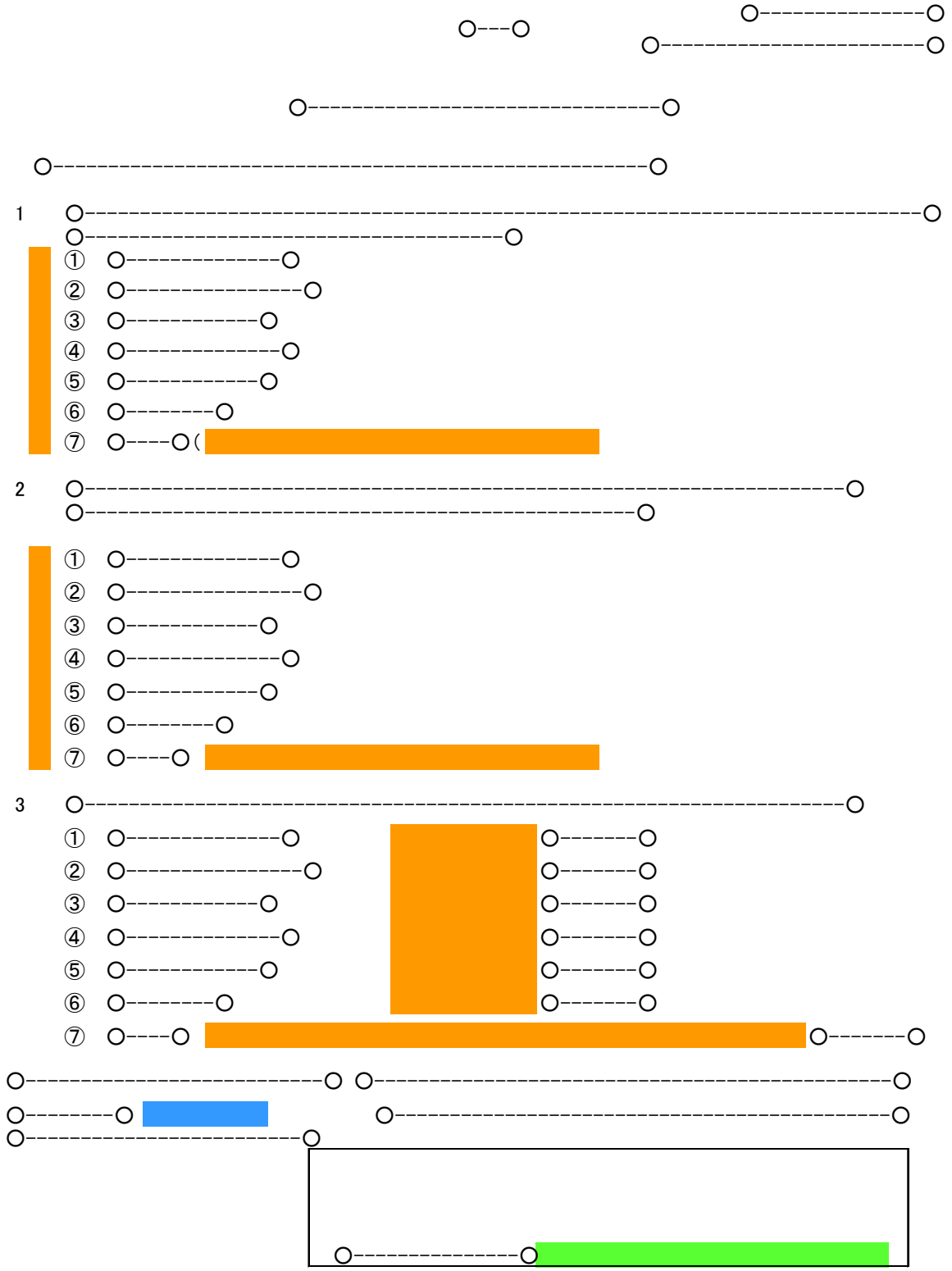


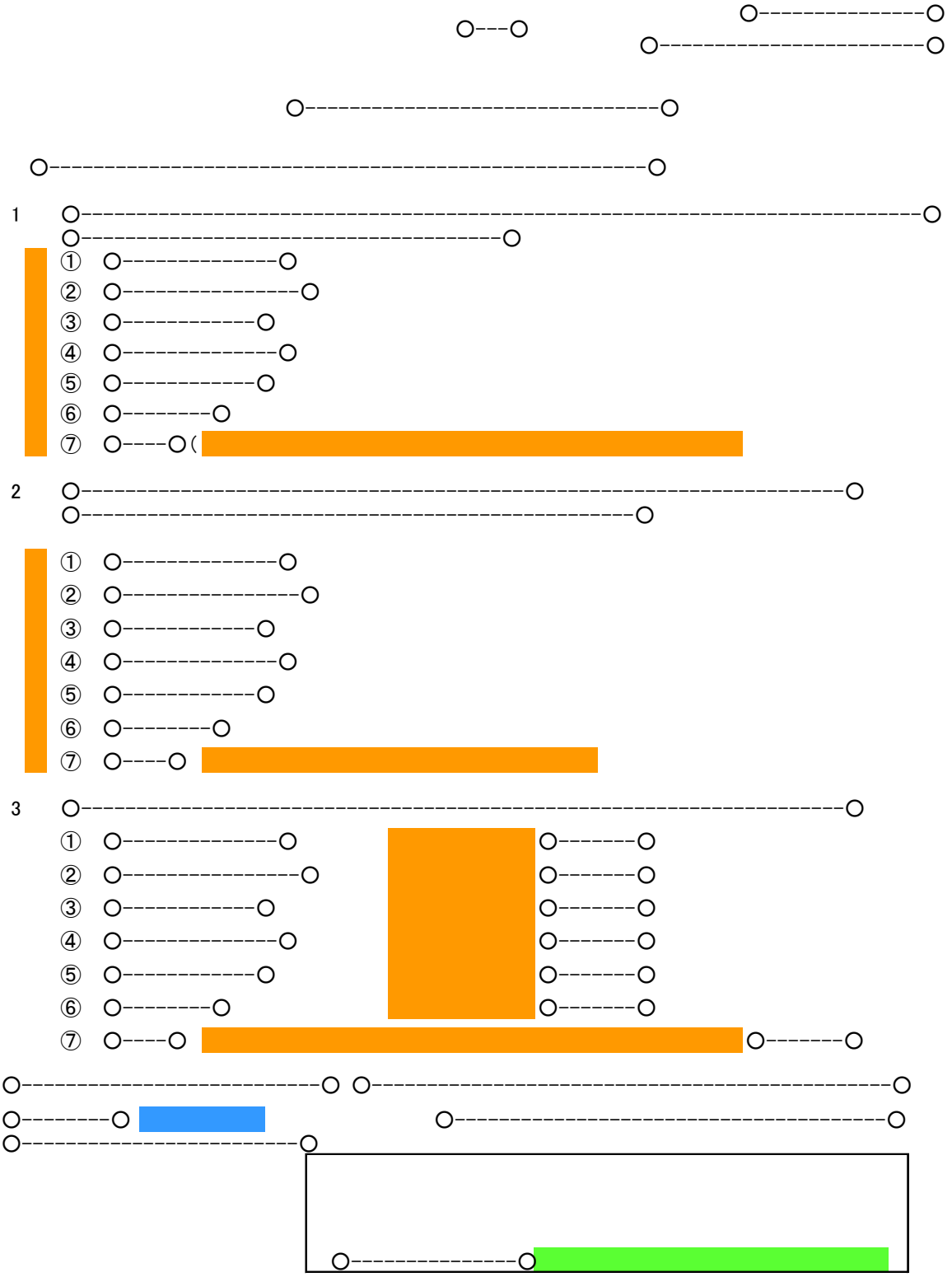


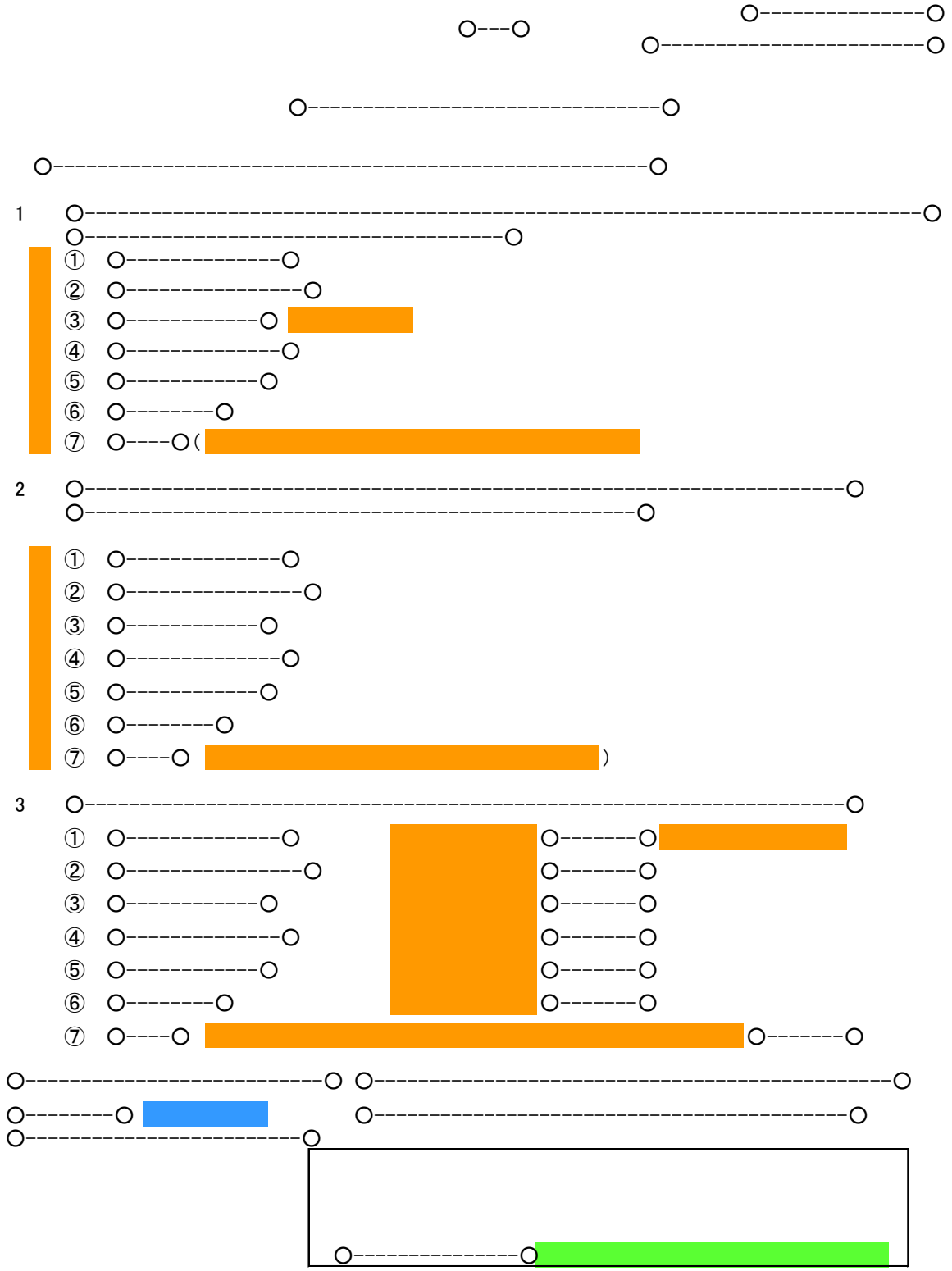


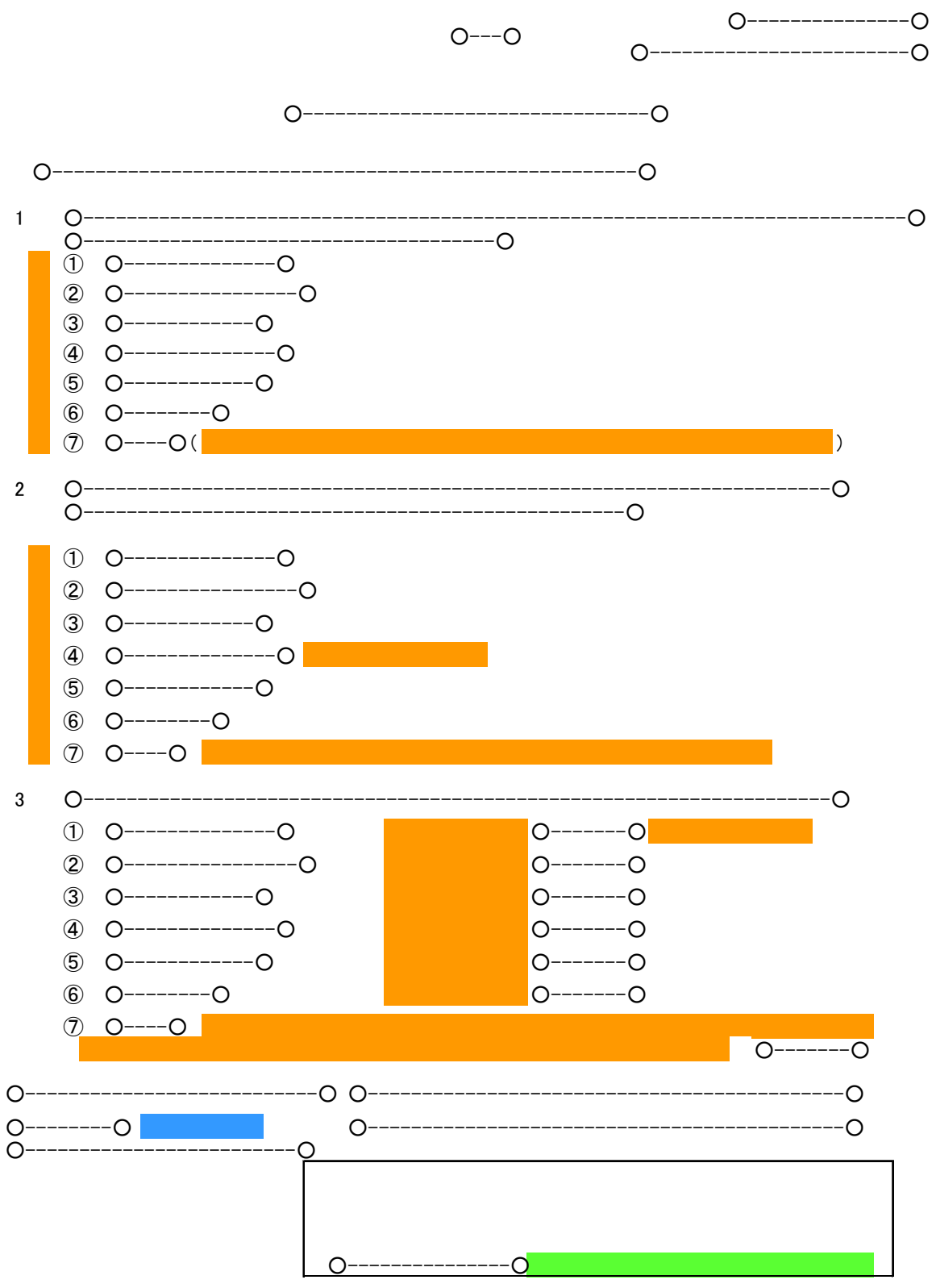


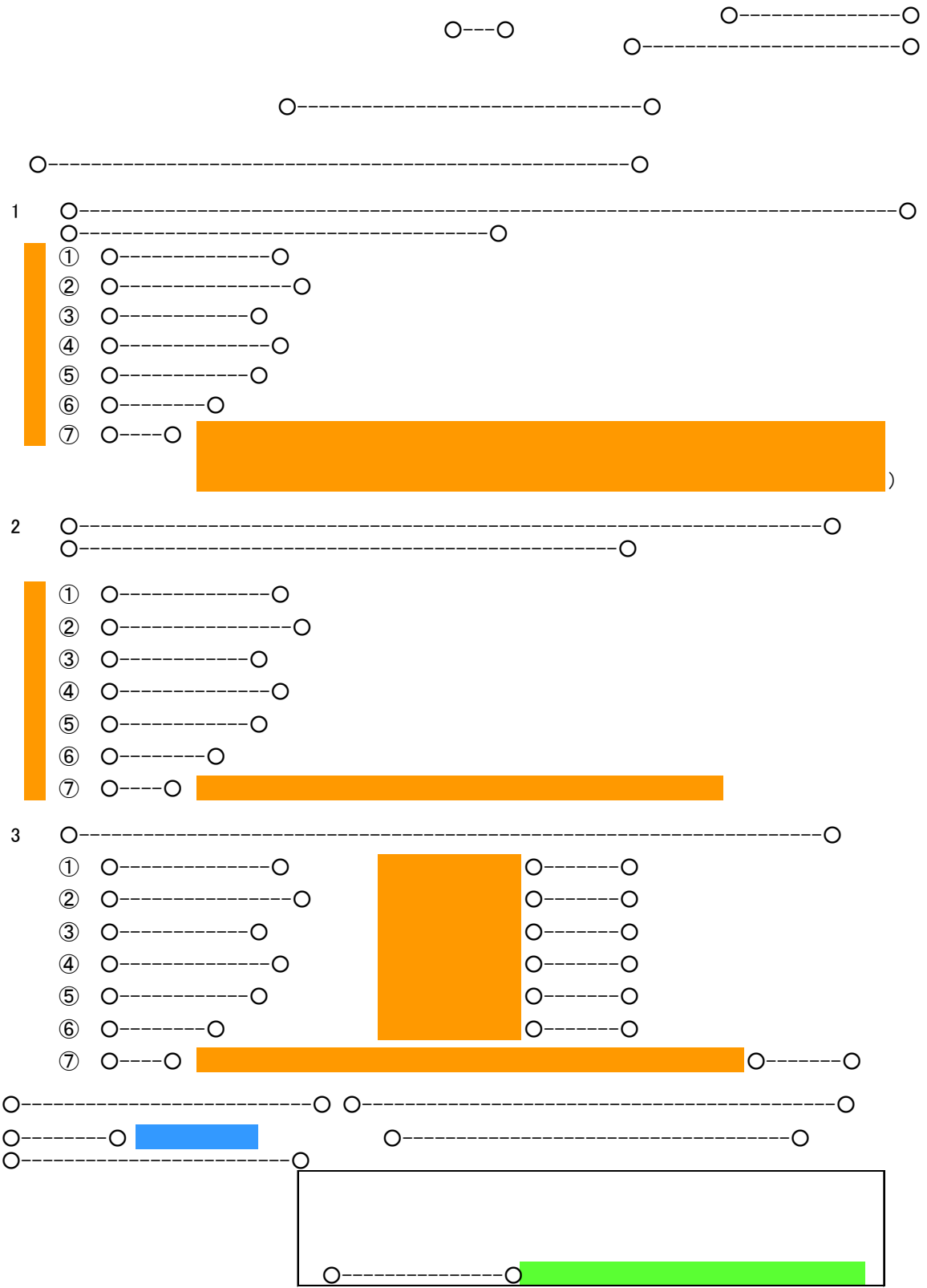


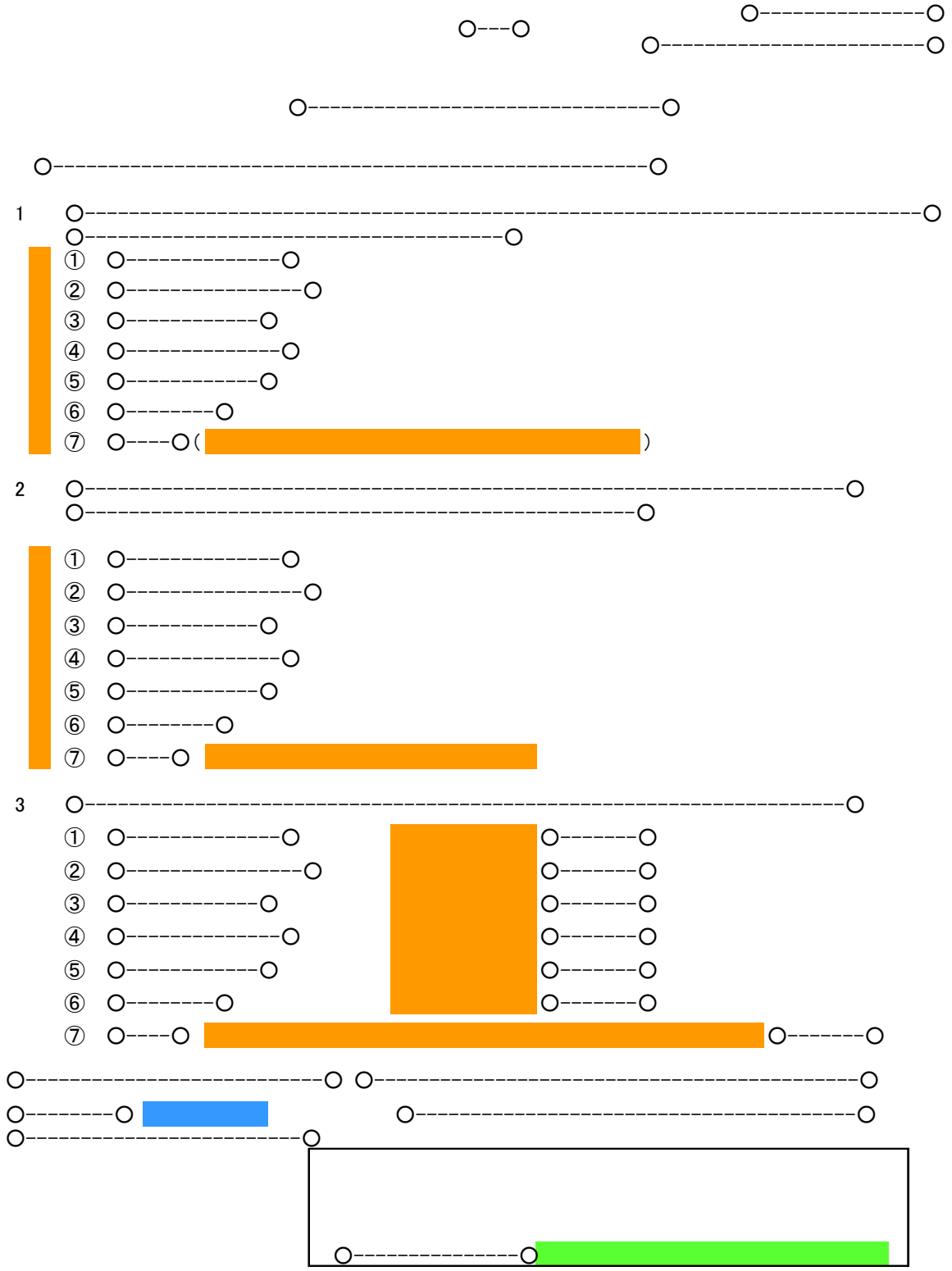


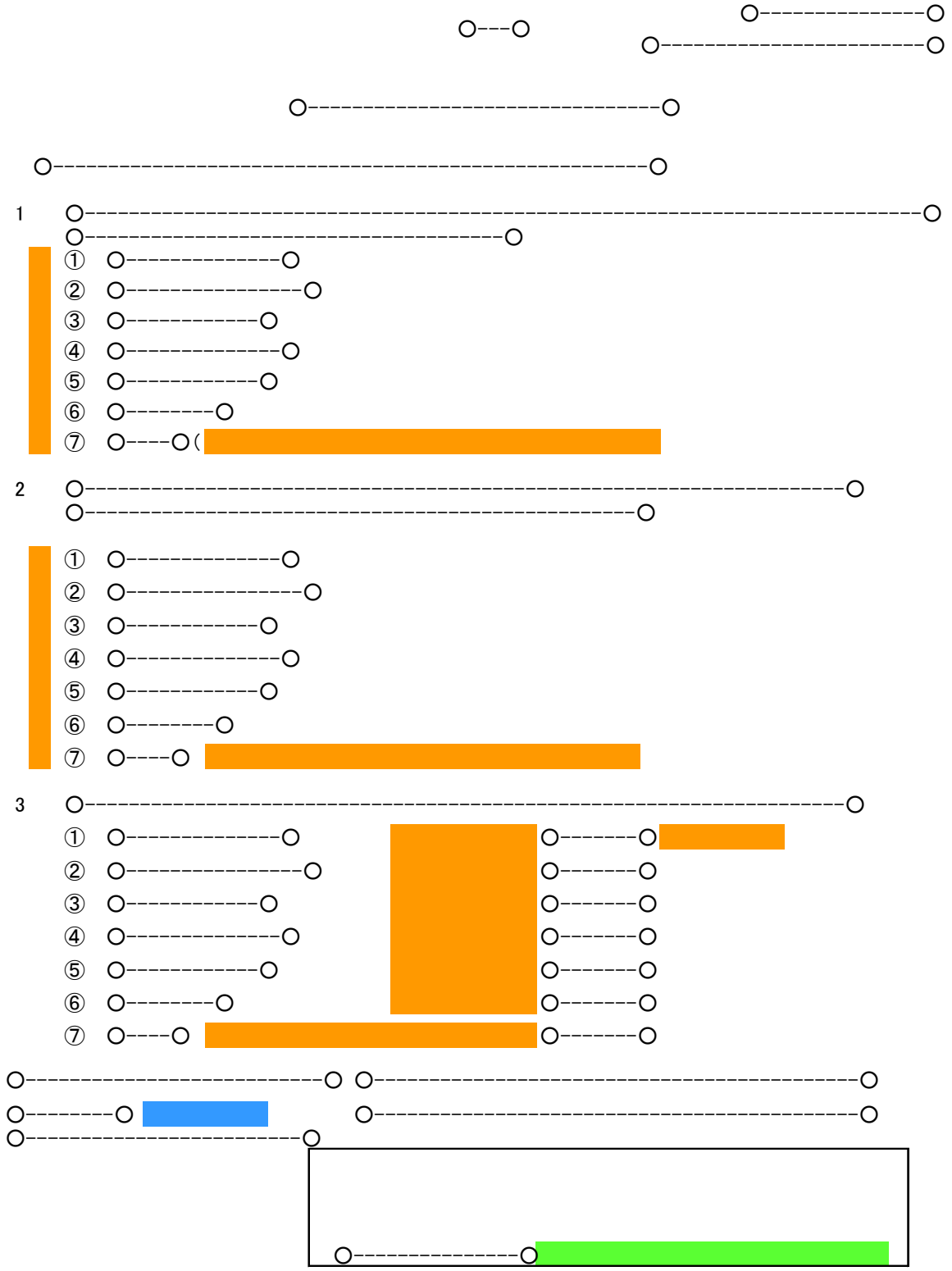


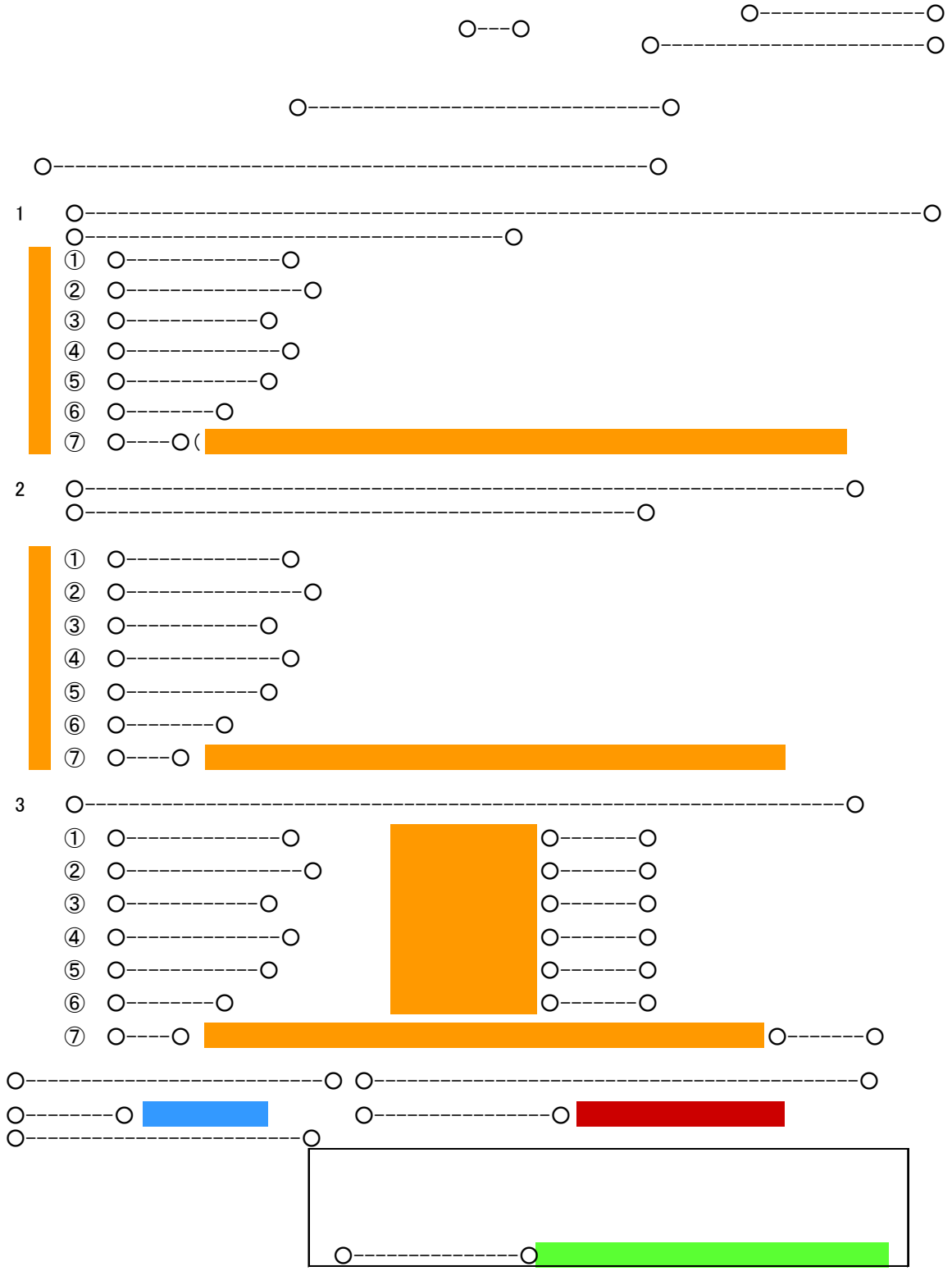




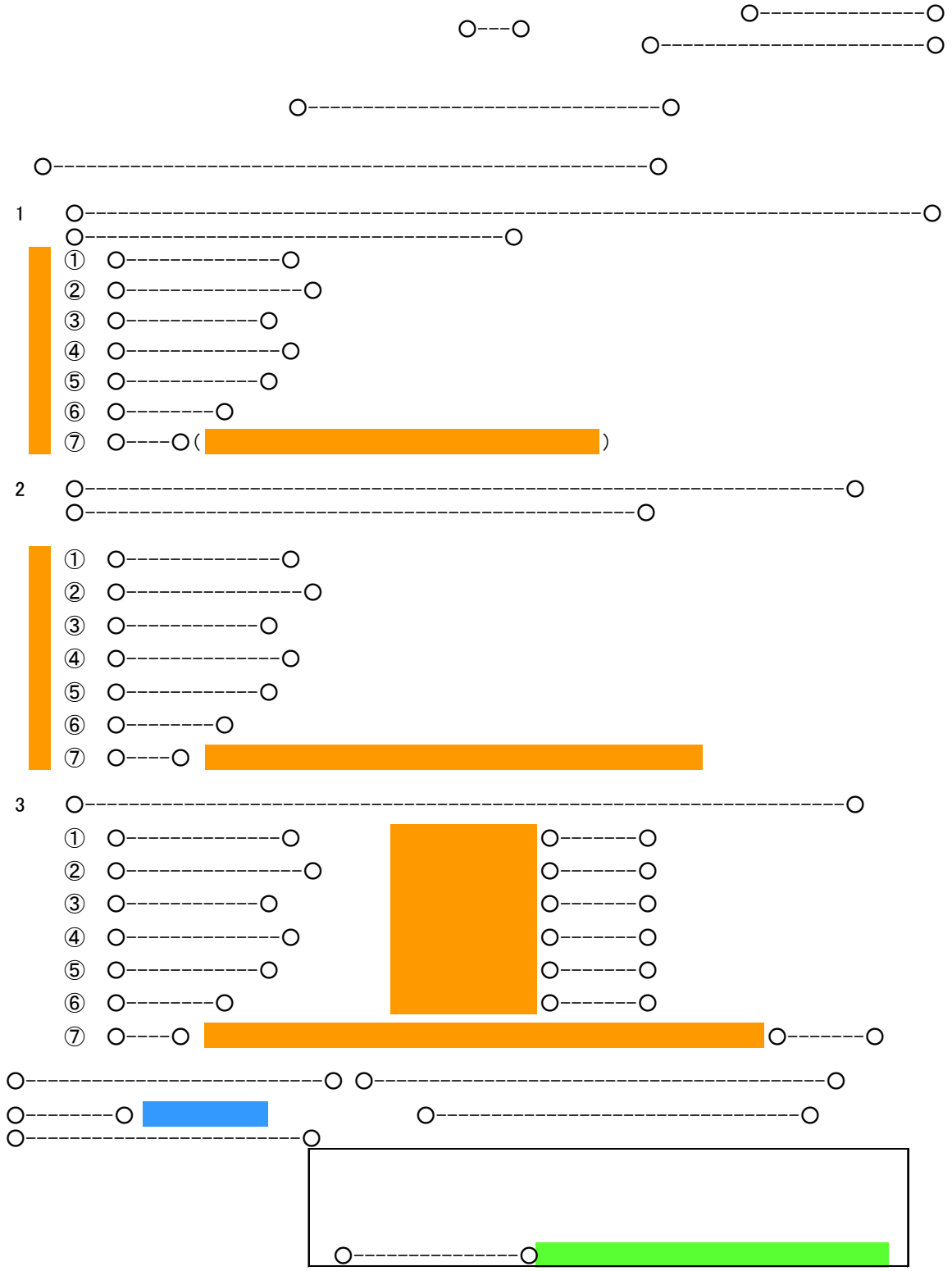


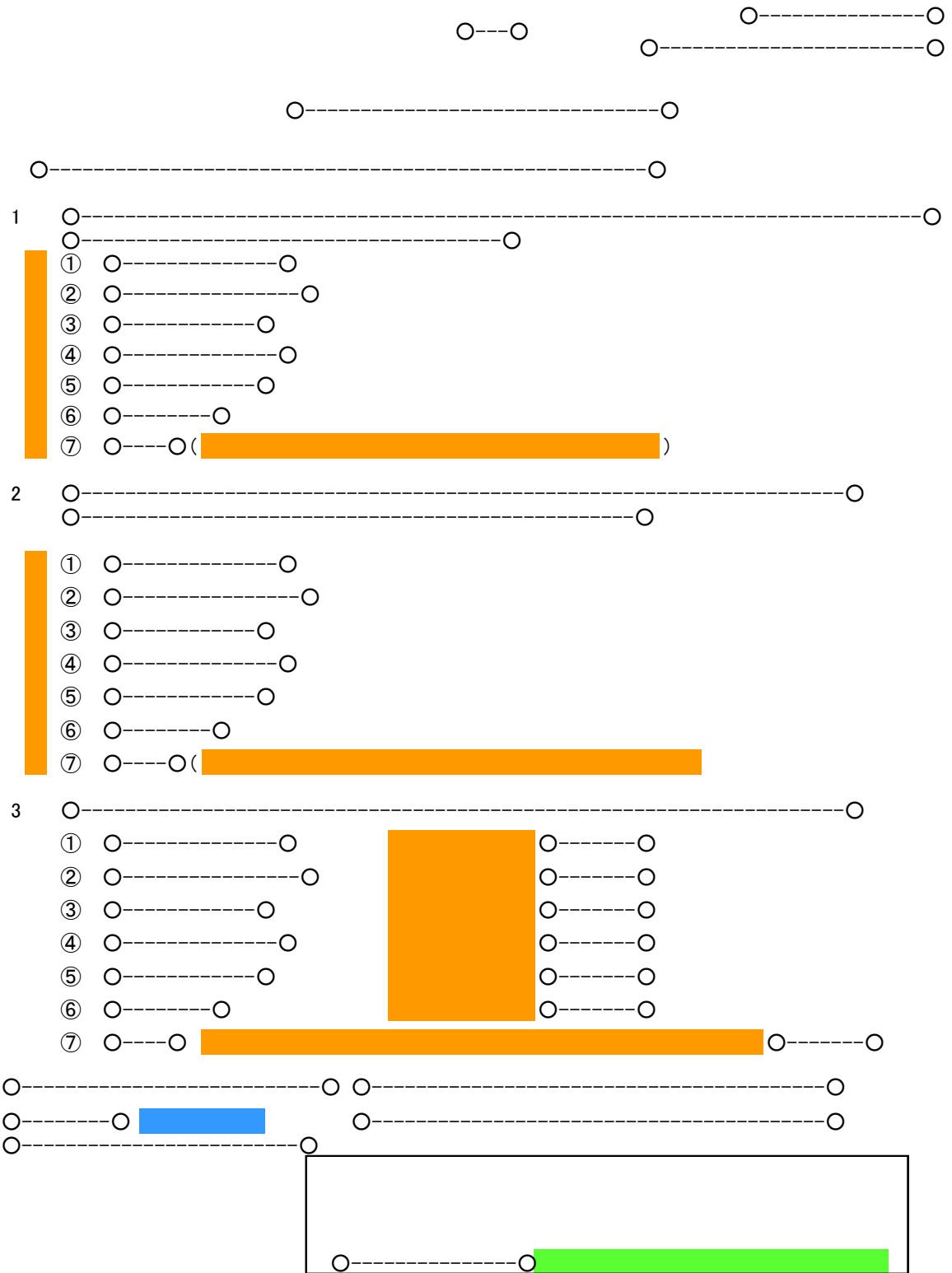


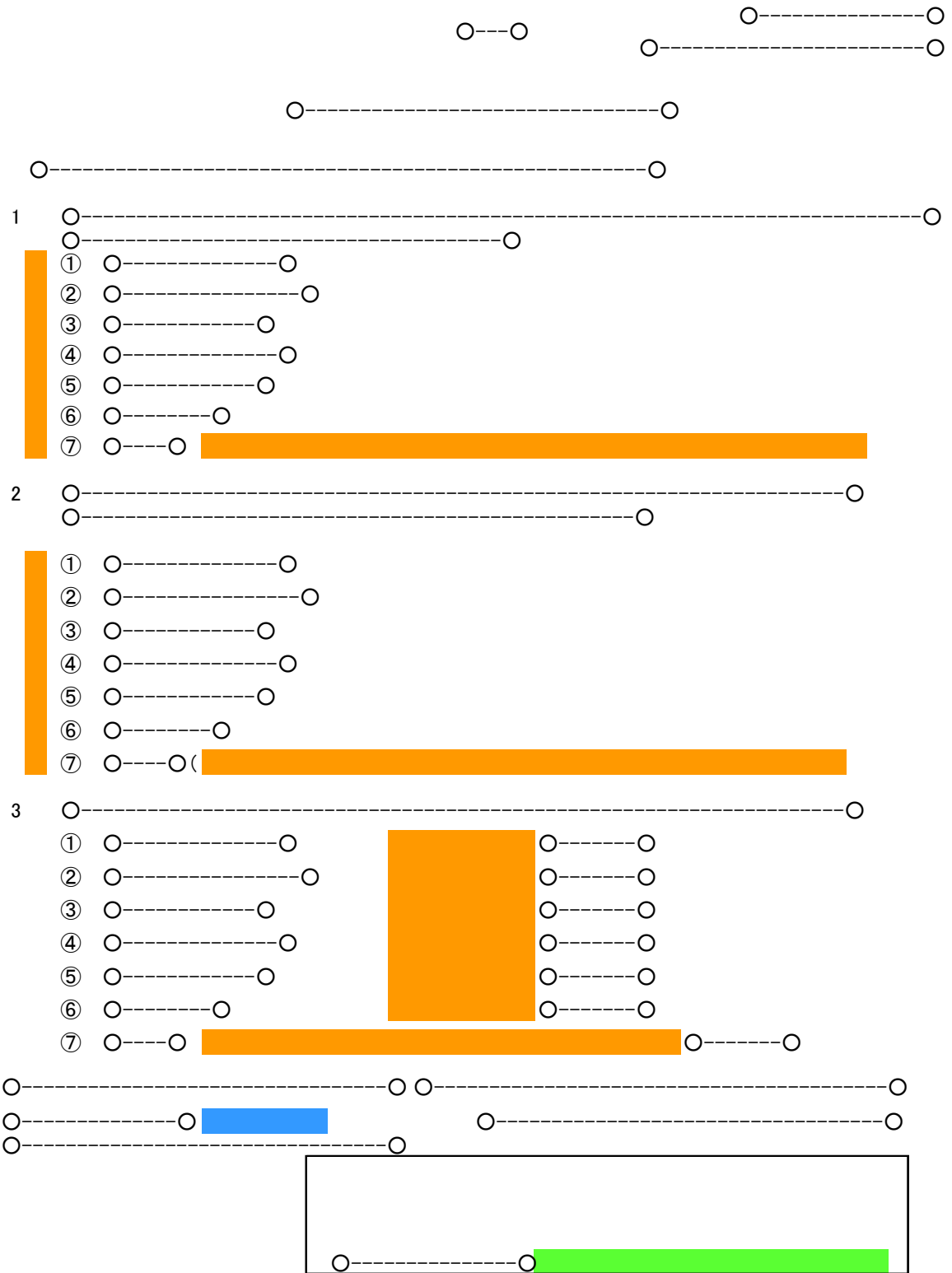


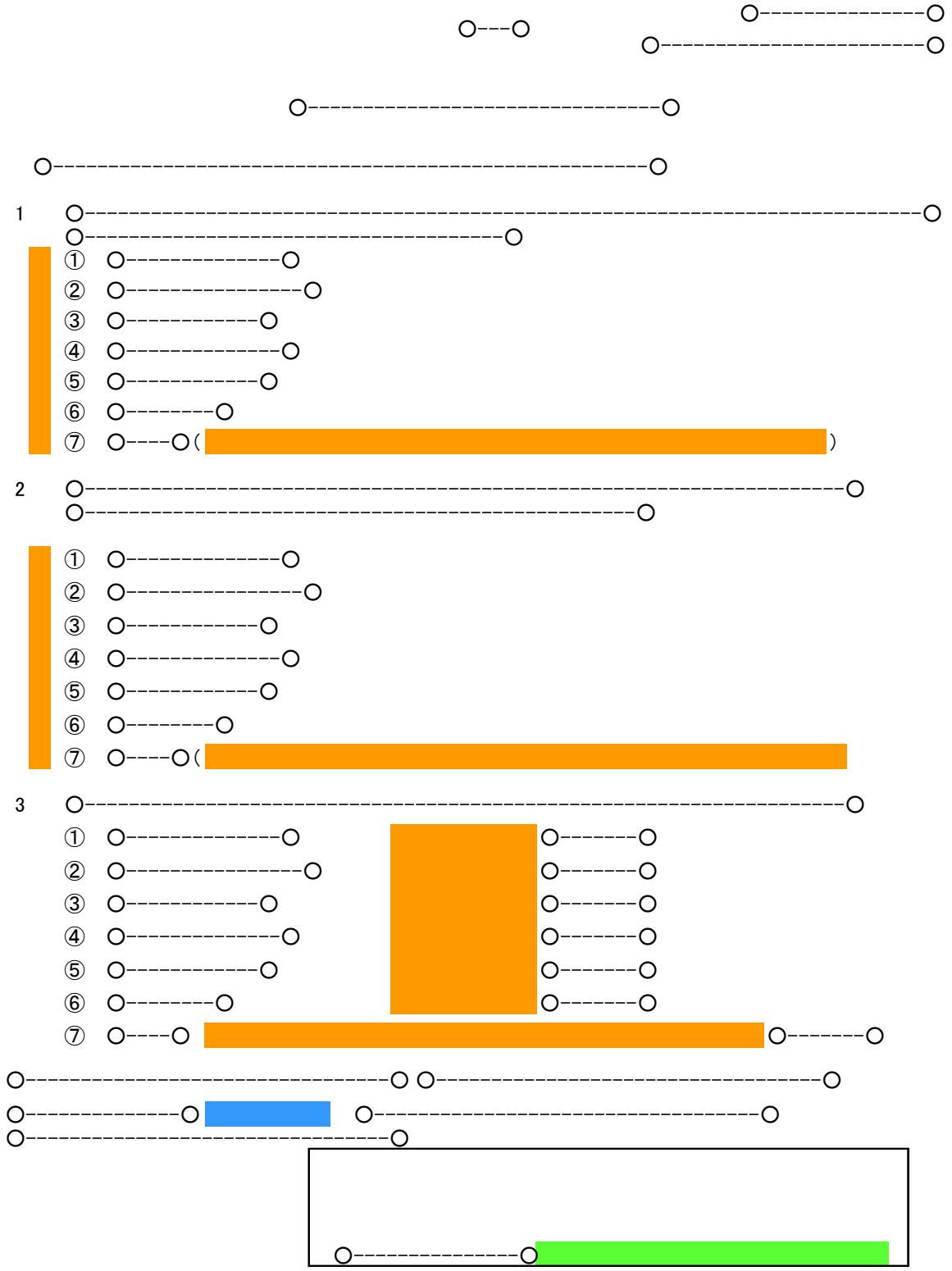


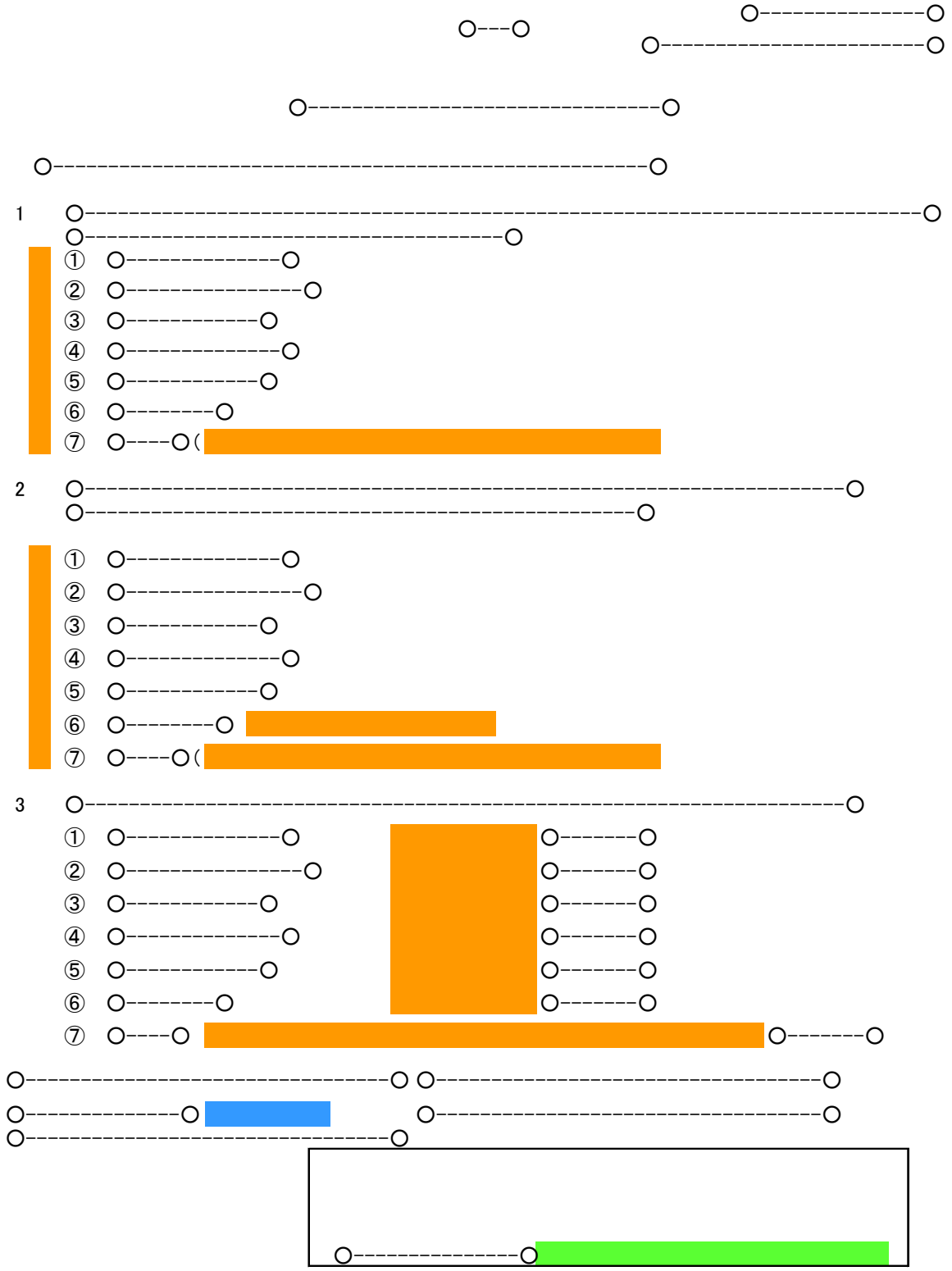


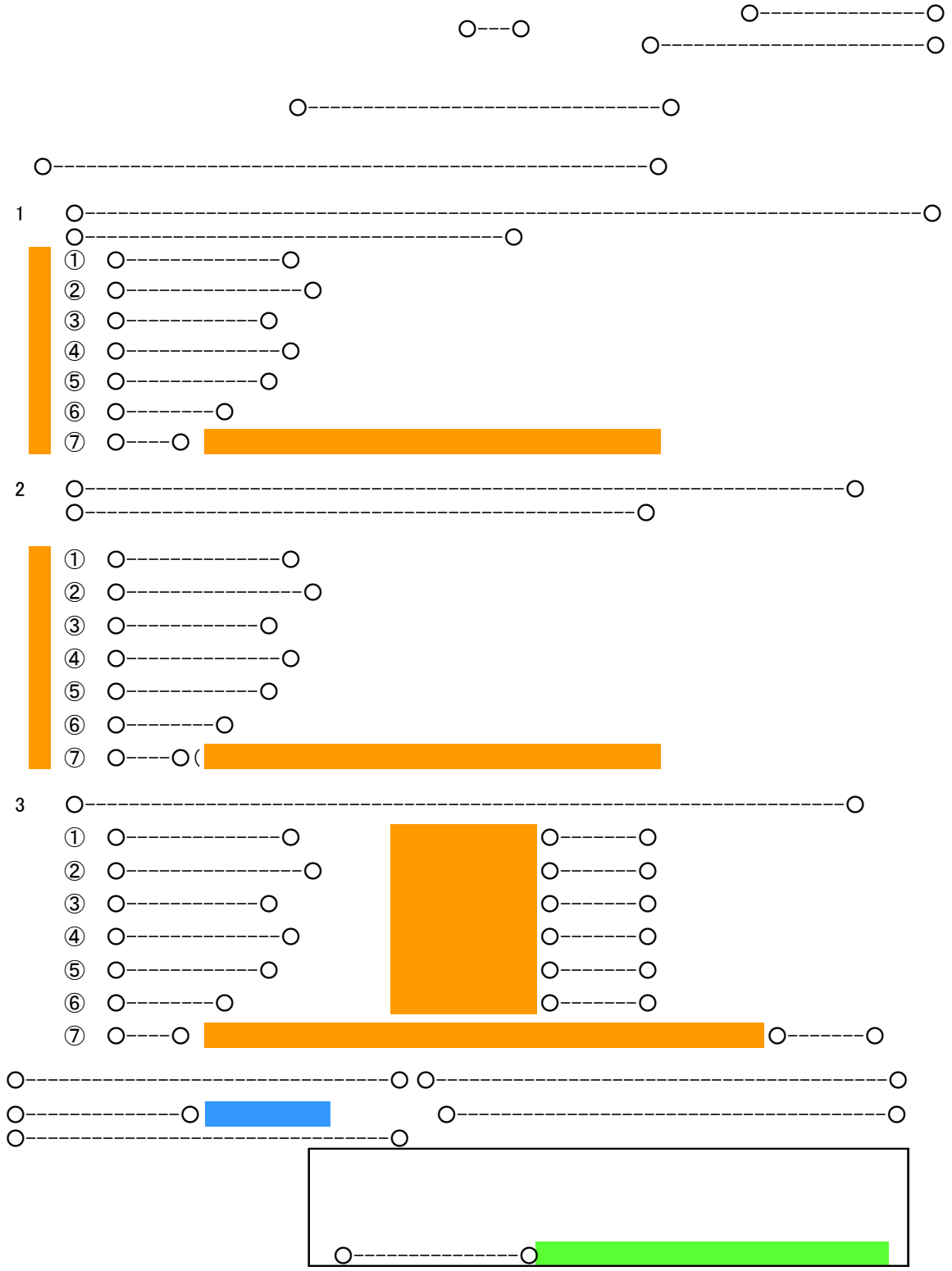


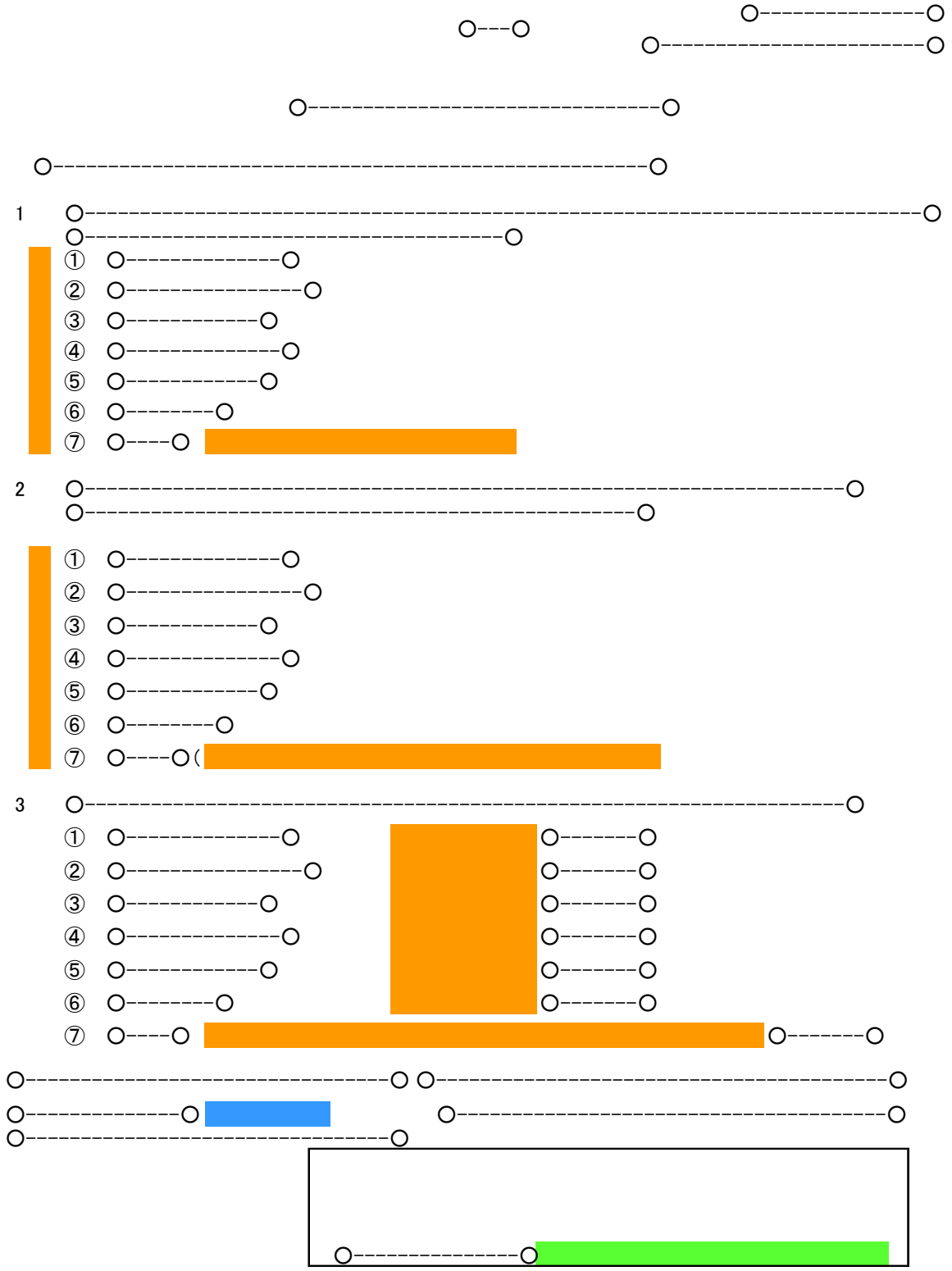


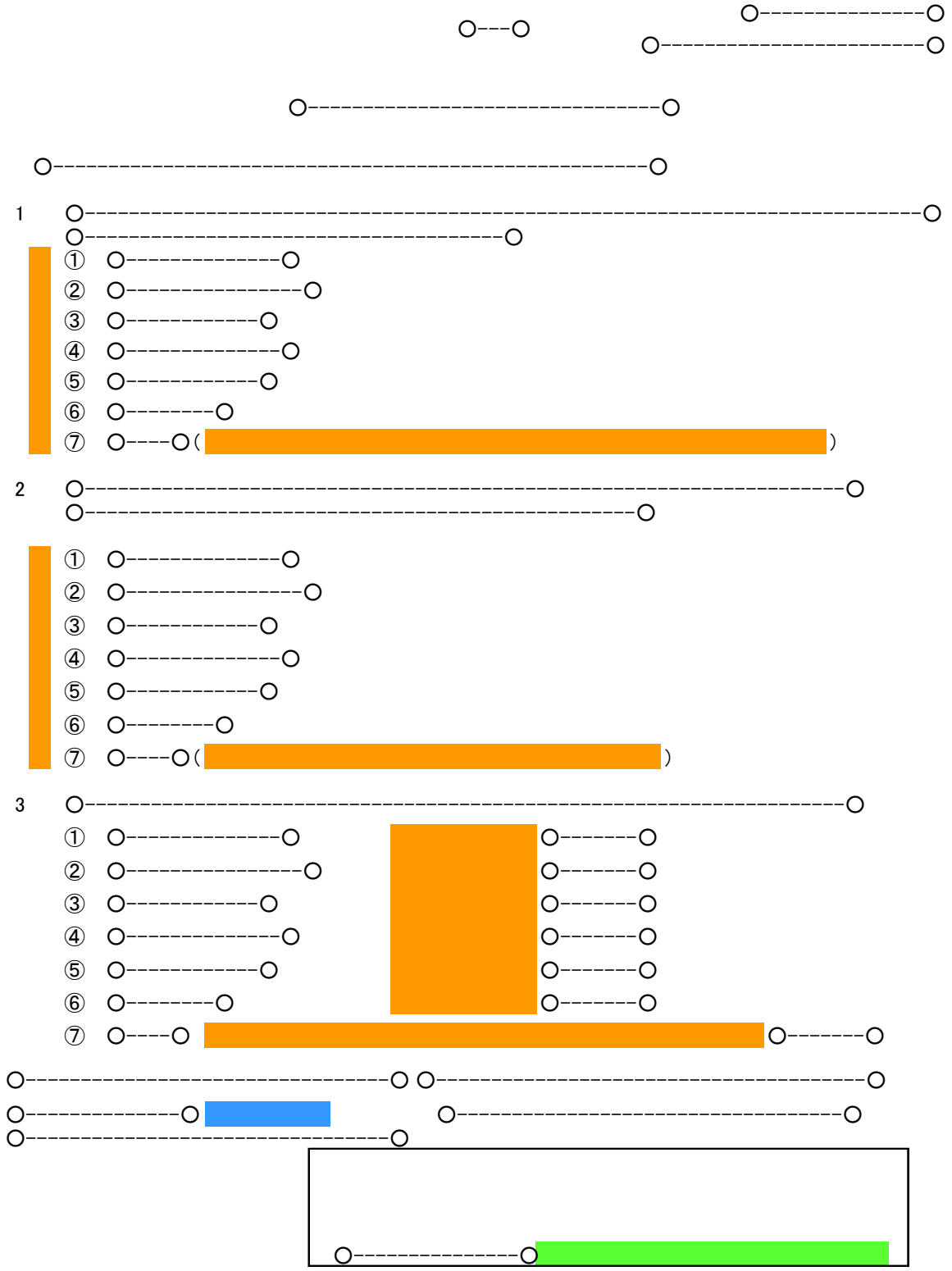




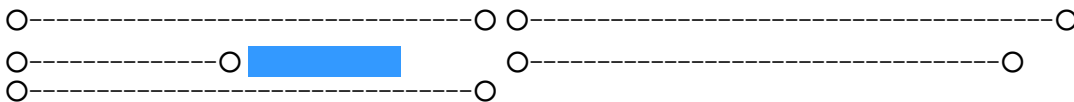
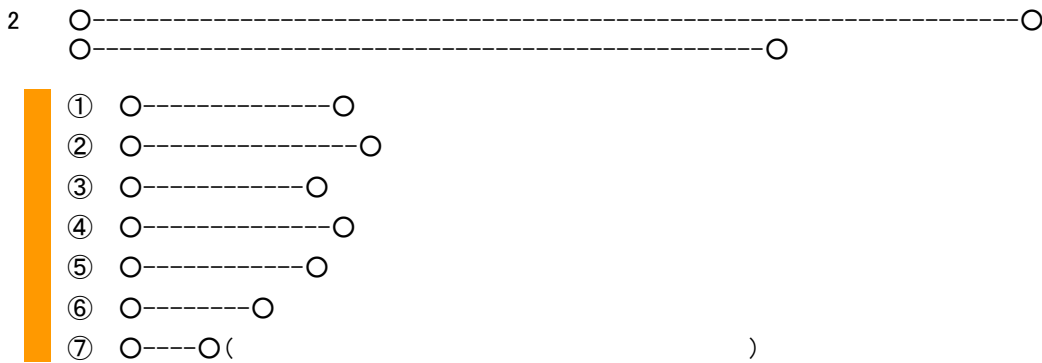
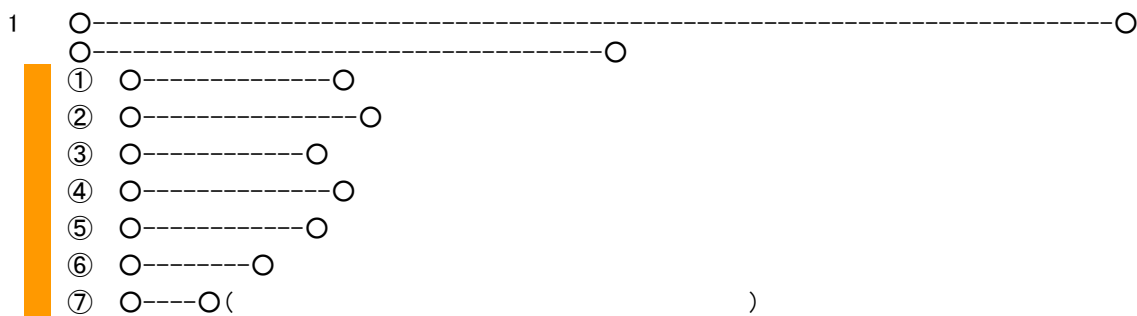
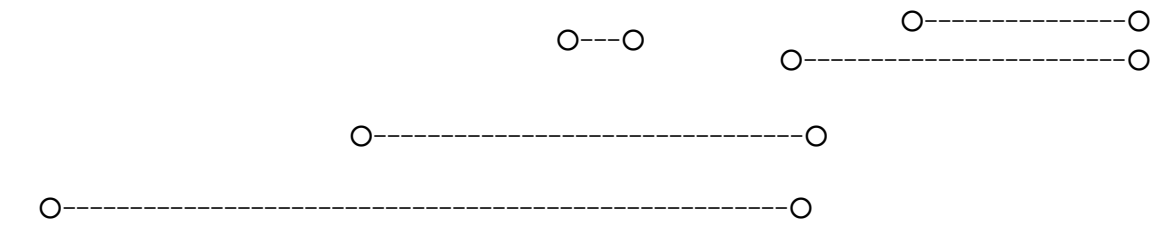


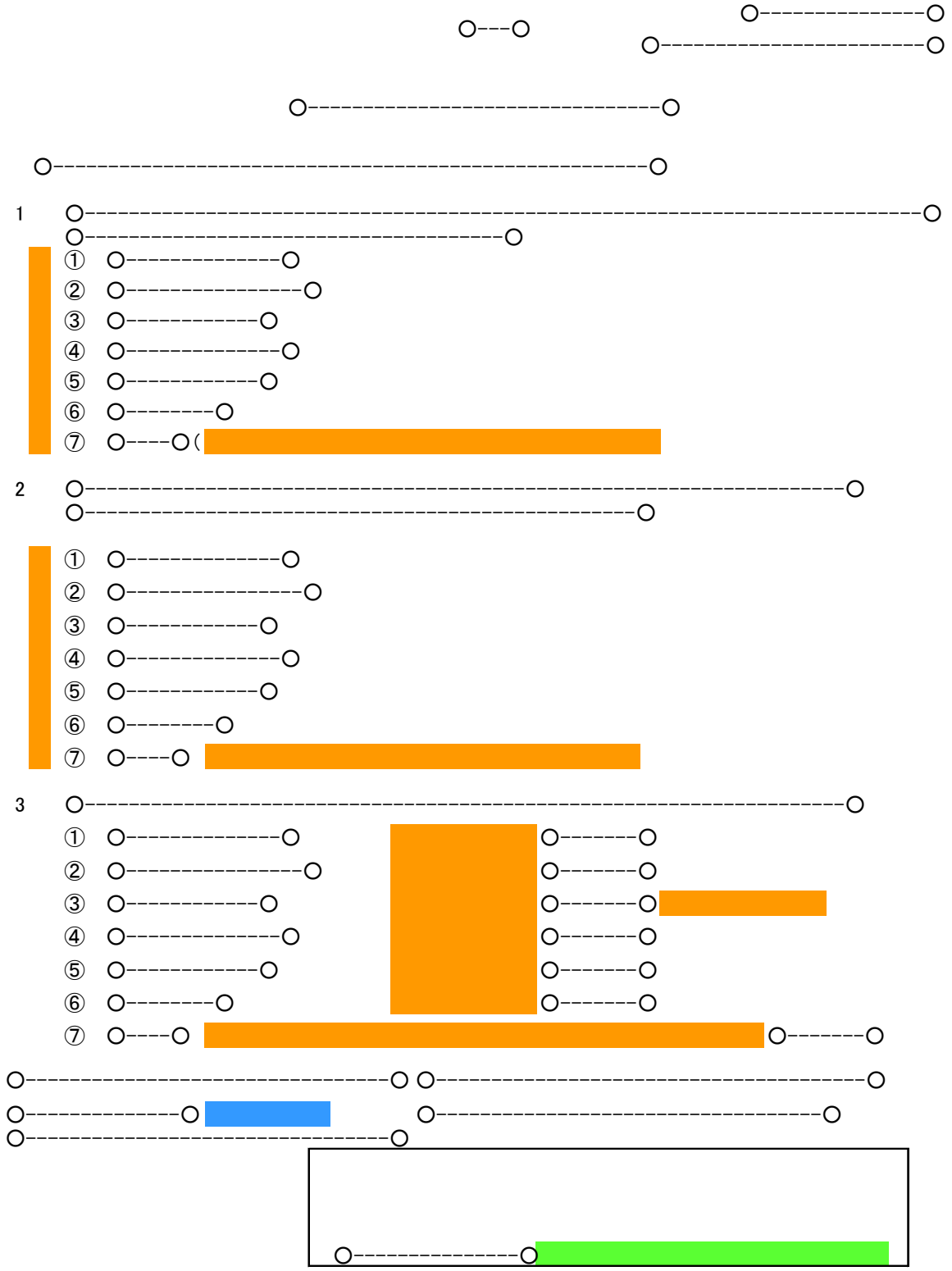




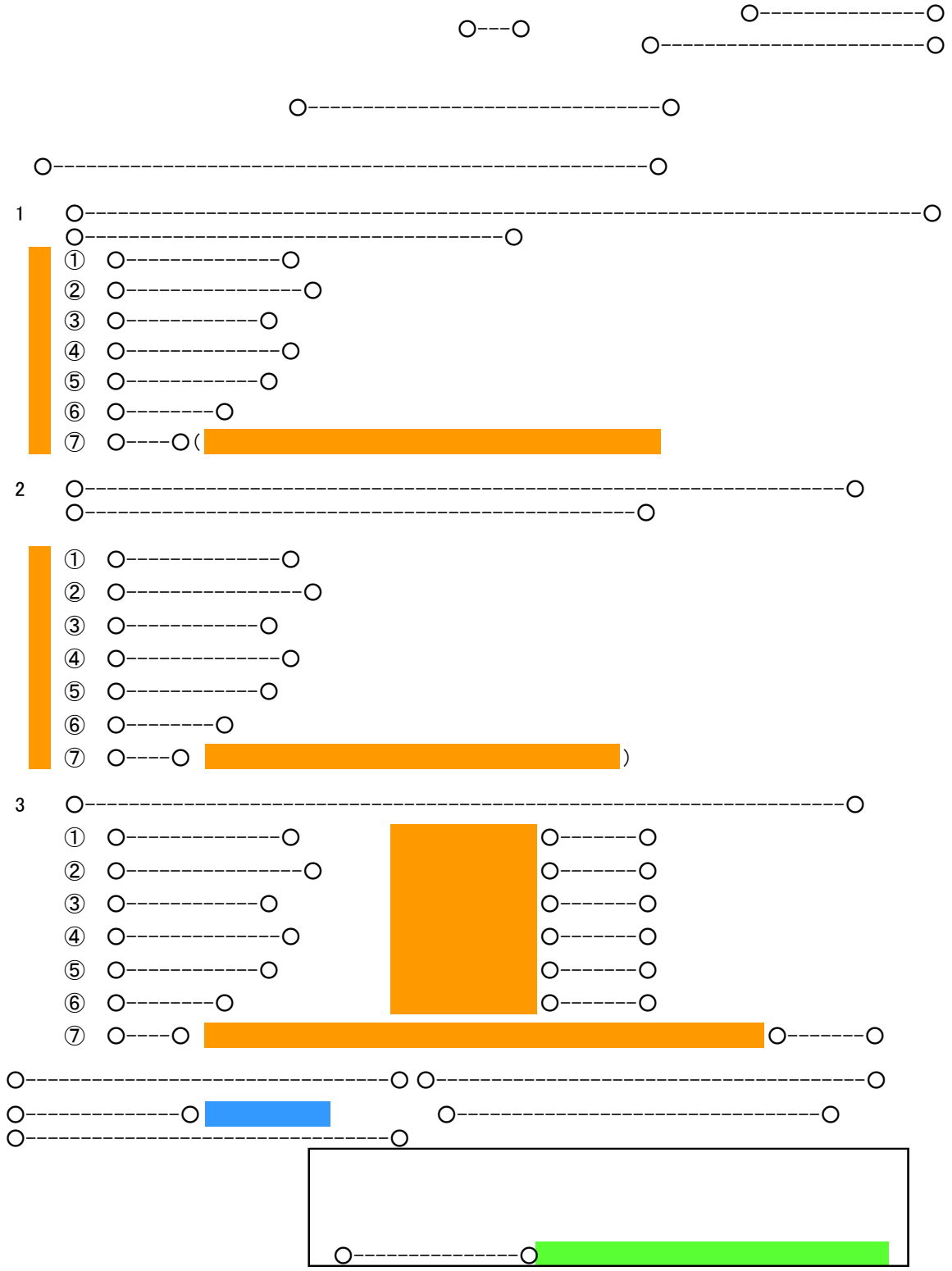












## 別紙 2

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 9 月 29 日	○ 諮問
平成 31 年 1 月 21 日 (第 184 回部会)	○ 審議
2 月 25 日 (第 185 回部会)	○ 審議
4 月 24 日 (第 187 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	

(令和元年5月29日現在) (五十音順)